

令和元年第4回(12月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	12月9日	月	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 一般質問
第2日	12月10日	火	本会議	一般質問 (閉会中の継続調査申し出期限)
第3日	12月11日	水	休会	議案整理
第4日	12月12日	木	本会議	議案審議 (質疑・討論・採決)

令和元年第4回（12月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（12月9日）（月曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 一般質問	
城後 光 議員	6
(1) 歴史ある街並みを活かした景観づくりへの支援について	
(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う影響について	
(3) 保育環境の改善に向けた取り組みについて	
石峰 実 議員	24
(1) 町有林の収益分収契約の協議経過と今後の取り扱いについて	
堀池 主男 議員	34
(1) 波佐見町地域防災計画と対策について	
(2) 防災行政無線戸別受信機の整備の現状と今後の計画について	
(3) 波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場について	
横山 聖代 議員	50
(1) いのち・暮らしを守る防災対策について	
(2) 中央小学校周辺の通学路について	
北村 清美 議員	70
(1) 波佐見町体育教会、文化協会について	
(2) ふるさとづくり応援寄附金について	
(3) 本町のスマートシティ構想について	
1. 散 会	91

第2日目（12月10日）（火曜日）

1. 開 議	94
1. 一般質問	
太田 一彦 議員	94
(1) 災害対策について	
(2) 教育行政について	
(3) 公共施設について	
脇坂 正孝 議員	113
(1) 公共施設のトイレの洋式化について	
(2) 災害対策について	

(3) 支え合いのまちづくりについて	
尾上 和孝 議員	130
(1) 観光事業について	
三石 孝 議員	145
(1) 環境行政について	
(2) 道路行政について	
(3) 公共交通と交通弱者対策について	
1. 散 会	163

第4日目（12月12日）（木曜日）

1. 開 議	166
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	166
波佐見町課設置条例の一部を改正する条例	
町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
令和元年度波佐見町各会計補正予算	
波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例	
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例	
1. 追加日程第1 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例の撤回について	229
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	229
波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例	
波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事請負契約の締結について	
波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更について	
1. 閉会中の継続調査	251
（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1. 閉 会	252

第1日目（12月9日）（月曜日）

諸報告

- 1 議長報告

- 2 諸報告
 - (1) 委員会報告
 - (2) 例月現金出納検査結果の報告（8、9、10月分）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 町政に対する一般質問

第1日目(12月9日)(月曜日)

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 書記 山田 清

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬 政太	副町長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	山田 周作	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	総務班係 課長	太田 誠也
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和元年第4回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸報告を行います。

諸報告であります、1、議長報告、2、委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則125条の規定により、8番 中尾尊行議員、9番 尾上和孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間としたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は12月12日までの4日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和元年第4回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

開会に当たり、ことしを振り返り、御挨拶を申し上げます。

ことしは、5月1日に天皇が即位され、元号が平成から令和に改められ、新しい時代がスタートしました。天皇の即位に関する一連の儀式も滞りなく済み、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和をお祈りされました。町民の皆様とともに謹んでお祝い申し上げますとともに、天皇皇后両陛下の御健康と御多幸、皇室のますますの弥栄を衷心よりお祈り申し上げます。令和の時代も平和な時代となるよう、心から念願するものであります。

また、地球温暖化の影響でしょうが、ことしも全国各地で大きな災害が発生しました。改めて被災地の1日も早い復旧、復興をお祈りしますとともに、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。幸いにして本町においては大きな災害に見舞われることなく、町民の皆様が平穩のうちに新しい年をお迎えになることが何よりの喜びであります。

さて、本町においては、ことしも1年を通してさまざまな行事やイベントが盛んに行われてきましたが、いずれの行事も多くの人出でにぎわい、大成功のうちに終了しました。このことは、関係皆様方の積極的な御理解と御協力、さらには町民皆様の連帯意識の向上と地域づくりに寄せる熱い思いによるものと深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。次第であります。

また、さらなる観光振興を図るために、新たに「来なっせ150万人」を掲げて推進しているところでありますが、その母体となる波佐見町観光協会が12月2日から一般社団法人波佐見町観光協会としてスタートしました。これからは観光協会が主体となってさまざまな観光事業を展開していくこととなりますので、行政も一体となって取り組んでまいります。

また、去る11月21日に、東彼杵郡医師会と東彼3町、それぞれ災害時の町民の命を守るために災害時の医療救護に関する協定を締結しました。このことにより、町民の皆様が安心して災害時の医療体制が確立できたものと思っております。

さらに、同日、昨年11月9日から1年間実施してきました『空恋』“陶器のまちHASAMI号”の株式会社ソラシドエアとの事業の終了式と、引き続き、産業振興、文化の振興、災害時の輸送協力等を連携事項とする包括的連携協定を締結したところであります。今後と

も、相互に協力し、本町発展のために連携を深めてまいります。

また、11月23日には、第43回JFA全日本U-12少年サッカー選手権長崎県大会において、デサフィーゴ波佐見が初優勝を飾り、12月25日から鹿児島県において開催される全国大会出場を決めました。波佐見町から本大会での少年サッカーが全国大会に出場するのは初めてでありますので、まずは1回戦突破に向けて全力で戦ってほしいと思います。選手諸君の健闘をお祈りいたします。

さて、本年度主要事業であります町道整備事業をはじめ、西ノ原土地区画整理事業、波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備事業、上水道管布設がえ事業等につきましては、いずれも順調に進んでいるところであります。

政府においては、消費税増税後の景気対策や国土強靱化対策として、令和元年度一般会計補正として4.3兆円規模の補正予算を組む考えであり、明けて早々の通常国会に提出する計画でありますので、その動向を的確に捉え、必要に応じて積極的に補正予算を組むなどして、本町の活性化に取り組んでまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第61号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）は、今回5億5,500万円を追加し、補正後の予算の総額を76億3,100万円といたしております。

補正の主なものは、歳入では、ふるさとづくり応援寄附金の大幅増額及び町民税の増額、国、県支出金では、障害者福祉サービス費、児童手当費、農村地域防災減災事業費、農地等災害復旧事業費等の増額及び参議院通常選挙費、県議会議員選挙費の減額、繰入金として、財政調整基金繰入金等の減額、町債では、緊急支援災害防止事業債の増額及び自然災害防止事業債の減額等が主なものです。

歳出では、ふるさと納税管理費、障害者総合支援事業費、児童手当費、ため池調査業務費、学校給食センター管理費、農地等災害復旧事業費等の増額及び国保会計繰出金、県営事業の自然災害防止事業費負担金等の減額が主なものです。

なお、給与改定による人件費、その他実績見込みに合わせて必要な補正を行っています。

議案第62号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回、700万円を減額し、補正後の予算の総額を16億8,100万円といたしております。

補正の主なものは、歳入では、一般会計からの繰入金の減額、歳出では、一般管理費、保健衛生普及費の増額と予備費の減額で財源の調整を行っています。

議案第63号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、今回、180万円を追加し、補正後の予算の総額を1億6,480万円といたしております。

歳入では、一般会計からの繰入金が増額と前年度からの繰越金を計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が増額及び予備費が増額で財源調整を行っています。

次に、議案第64号 波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回48万円を追加し、補正後の予算の総額を14億420万円といたしております。

歳入では、保険料が増額、歳出では保険給付費の組み替え及び保険料還付金が主なものであります。

議案第65号 波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、今回160万円を追加し、補正後の予算の総額を3億3,060万円といたしております。

歳入では、消費税還付金及び一般会計繰入金が増額、歳出では、給与改定に伴う人件費及び管渠管理費が増額が主なものであります。

議案第66号 波佐見町上水道会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出において、営業的支出67万3,000円を追加し、資本的収入及び支出においては、資本的支出1,000万円を追加するものであります。

議案第67号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例については、現下の社会情勢を考慮し、行政需要に的確に対応し、住民サービスの向上を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第68号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第69号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第70号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴い、特別職を含む国家公務員の給与等の改定が行われましたので、それに準じて、議会議員及び特別職並びに一般職の職員の給与等を改定するために関係条例の一部を改正するものであり

ます。

議案第73号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第74号 波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事請負契約の締結については、公募型プロポーザル方式により業者選定を行いましたので、選定業者、西部電気工業株式会社長崎支店と工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更については、基礎工事において、補強、補修工事等が生じたので、変更契約の承認を求めるものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第4. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、今回、試行的ということで、モニターの設置許可をいただきましてありがとうございます。

それでは、従いまして進めさせていただきます。

1、歴史あるまちなみを生かした景観づくりへの支援について。

土地区画整理事業が行われている西ノ原地区の町づくりに関し、関係者が集まって、波佐見講堂・まちづくり協議会が設立されています。同協議会から、11月22日に県道1号線の整備計画に対する要望書が町長宛てに提出されました。協議会では、西ノ原地域の民間住宅についても重要文化財に配慮した景観を維持するよう、住宅建設を予定している住民に対する

紳士協定案を整備し、昭和のまちなみを維持する取り組みが行われています。

(1) 古いまちなみが残る宿郷、西ノ原等の地域において景観を維持する支援ができませんでしょうか。

(2) 歴史的景観が維持されている地域については、奇抜な建物、看板等の制限を指導できませんでしょうか。

2、幼児教育・保育の無償化に伴う影響について。

10月より、幼児教育及び保育の無償化制度がスタートしました。制度対象者の負担は軽減されていますが、費用が完全には無償化されないケースもあり、施設担当者の事務作業は増加しています。

(1) 無償化の開始に伴い、各施設からの反応はどうでしょうか。

(2) 来年度以降入所者の制限、入所者の変化など、どのような影響が考えられるのでしょうか。

(3) 職員の事務負荷軽減のために、事務処理の共同外部委託など、支援はできませんでしょうか。

3、保育環境の改善に向けた取り組みについて。

幼児教育・保育に対する保護者の期待は増す一方で、職員の待遇は十分とはいづらいものがあります。認定こども園、保育園ともに職員数は限られる中で、子供たちの安全と保護者の安心を確保するためにも、事務作業の効率化及び職員処遇の改善をさらに進める必要があります。

(1) 現在のこども園、保育園の児童数及び職員数は法定基準と比較してどうでしょうか。

(2) こども園、保育園、それぞれの職員待遇はどうなっていますでしょうか。

(3) 各施設において施設環境の充実要望はあるのでしょうか。

(4) 国の処遇等改善加算の実施状況はどうなっていますでしょうか。また、町独自で処遇改善策を行う考えはないのでしょうか。

(5) 育児により退職を余儀なくされた離職者に対する復帰に対して支援を行う考えはないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 城後議員の御質問にお答えいたします。

1、歴史あるまちなみを生かした景観づくりの支援について。

土地区画整理事業が行われている西ノ原の町づくりに関し、波佐見講堂・まちづくり協議会が設立され、11月22日に県道1号線の整備計画に対する要望書が町長へ提出された。協議会では、西ノ原地域の民間住宅についても重要文化財に配慮した景観を維持するよう、宅建業者に対する紳士協定案を整備し、昭和のまちなみを維持する取り組みが行われている。

(1) 古いまちなみが残る宿郷、西ノ原等の地域において景観を維持する支援ができないか。(2) 歴史的な景観が維持されている地域については、奇抜な建物、看板等の制限を指導できないかという御質問ですが。

先に、歴史的景観が維持されている地域については、奇抜な建物、看板等の制限を指導できないかとの質問にお答えしますが、本町では、景観法第8条により、平成24年4月から景観行政団体となり、平成25年度から26年度までの2カ年間に於いて、長崎県の補助事業を活用し、景観計画を策定しました。平成27年度において波佐見町全域を一般景観計画区域として、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めるために波佐見町景観条例を制定し、平成28年4月1日から施行したことから、景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、または外観の変更を行う場合に事前に届け出が必要となっていますので、届け出の提出があった段階で、景観基準に合っているか審査をし、必要な助言や指導を行っています。

次に、景観を維持する地域に支援ができないかとのことですが、波佐見町景観計画の中で、景観形成のための実現化方策として、町の役割に、景観形成に関する取り組みへの支援や積極的な情報提供を行うと掲げていますので、宿地区や西ノ原地区等の景観整備については、その地域の整備に該当する補助事業等はないか、国、県と協議し、地元の要望に沿う形で支援を図るように努めてまいりたいと思います。

2、幼児教育・保育の無償化に伴う影響についての御質問ですが、10月より、幼児教育及び保育の無償化制度がスタートしたと。制度対象者の負担は軽減されたが、費用が完全には無償化されないケースもあり、施設担当者の事務作業は増加している。

(1) 無償化の開始に伴い、各施設からの反応はどうかという御質問ですが。

無償化制度が始まって以降、どの園も言われておりますが、これまでよりも事務負担が増えたということです。これは、保育料は無償化されましたが、従来保育料に含まれていた副

食費が実費負担となったことで、徴収事務が発生し、各園共通して、集金や督促、また銀行等への預け入れなどお金を扱う業務が増えたこと。さらには、認定こども園では、預かり保育事業の費用についてもこれまで定額掛け利用日数で保護者へ毎月請求していた事務が、10月以降は、定額料金を保育料とおやつ代に別々に分けて計算し、保育料部分は町へ、おやつ部分は保護者へ、それぞれ請求しなければならないことから、その分、手間がかかるようになったことが挙げられます。

(2) 来年度以降、入所者数の変化など、どのような影響が考えられるかという御質問ですが、本町としましても、保育料の無償化により、未就学児の子どもさんをお持ちの御家庭などで、現在、認定こども園や保育園に預けていらっしゃる御家庭からの入所が増えるのではないかと想定しています。

ことしの11月に次年度の入所申請受け付けを行った状況を申しますと、ゼロ歳から2歳までの3歳未満の入所申請は若干増えましたが、逆に3歳以上の入所申請が減ったことで、新規の全体的な入所者数は昨年とほとんど変わりませんでした。また、既に入所している園児の現況届の受け付け状況についても同じ状況でしたので、保育料の無償化による影響というものは、入所受け付けの段階ではほとんど感じられなかったというのが実情です。

(3) 施設職員の事務負担軽減のために、事務処理の共同、外部委託など支援はできないかという御質問ですが、これにつきましては、一部の園を除き、事務処理を外部に委託されている状況は既にありますので、共同による外部処理委託化については、各園の協議により決定していただくのが妥当だと判断しております。その際の支援という部分につきましても、各園の運営費に対する給付費の中で、事務処理を行うための事務員の配置や外部委託を行う際の加算措置として給付している状況がありますので、これ以外の支援は今のところは考えておりません。

次に、3、保育環境の改善に向けた取り組みについての御質問ですが、幼児教育・保育に対する保護者の期待は増す一方、職員の待遇は十分とはいえずらい。認定こども園、保育園とともに職員数は限られる中で、子供たちの安全と保護者の安心を確保するためにも、事務作業の効率化及び職員処遇の改善をさらに進める必要がある。

(1) 現在のこども園、保育園の児童数及び職員数は法定基準と比較してどうかという御質問ですが、これにつきましては、それぞれの施設の規模によって児童の定員数や職員配置数が決まってくるので、各園で数の違いはありますが、どの園も、施設面積に対する児童

の定員数や、その定員数に対する職員配置数については法定基準を全て満たしております。

(2) こども園、保育園、それぞれの職員処遇は、(平均年齢、年収、時間外労働状況)という御質問ですが、町内各園に在籍されている職員の処遇につきましては、正規職員と臨時職員の雇用形態の違いがありますので、それぞれで報告を申し上げます。

まず、平均年齢につきましては、五つの園を平均しますと、正規職員で38.62歳、臨時職員で44.3歳になります。次に、平均年収は、正規職員で351万2,180円、臨時職員で149万1,144円であります。また、時間外労働の状況につきましては、正規職員で月8.8時間、臨時職員で月1.08時間となっています。

(3) 各施設において、施設環境の充実要望は存在するかという御質問ですが、各施設の環境整備におきましては、これまでも施設改修や防犯カメラの設置、また、事務処理軽減を図るためのOA機器の導入など、随時要望を受け、国の補助事業を活用しながら整備を行ってきた経緯があります。今後におきましても、複数の園で令和3年度以降に新たに施設の補修等を予定しているという情報を得ておりますので、できる限り単年度に集中しないよう各園と調整を図りながら、施設環境の充実に応えていきたいと考えております。

(4) 国の処遇等改善加算の実施状況は。また、町独自で処遇改善策を行う考えはないかという御質問ですが、国の処遇改善加算の実施状況につきましては、毎年の公定価格の改定にあわせ処遇改善加算の引き上げも行われており、各園に対する給付費の支払いの際は処遇改善加算額も含めておりますので、これ以外に町独自での処遇改善等を行う考えは現在のところありません。

(5) 育児による退職を余儀なくされた離職者に復帰支援を行う考えはという御質問ですが、保育施設において、より質の高い保育環境の充実に図るためには、保育士の安定した雇用ということも重要な要素となるものではないかと考えております。近年では、全国的な傾向ではありますが、保育士不足が深刻さを増し、特に大都市では待機児童を増加させ、社会問題になっていることは周知の事実です。

しかし、この傾向は、本町のような小さな町にも徐々にあらわれてきており、数年前まで、年度途中の入所希望により待機児童となるケースはわずかでありましたが、最近はその数が増加傾向にあります。その原因は、とりもなおさず、本町においても保育士の不足は影響しているからにほかなりません。

幾つかの園で保育士の産休等があり、その代替職員の補充が進まなかったことも一つの要

因として挙げられますが、町内の全体的な傾向として、新卒等の新たな保育士の雇用が年々厳しい状況に置かれているという現実があります。どの園も毎年求人を出しているとのことですが、応募者が少なく、運よく採用できても、離職者との相殺で、全体数はほとんど変わらない状況にあります。

このようなことから、保育士の確保対策は本町にとっても喫緊の課題でありますので、諸事情により一旦離職された保育士の方々についても、復帰していただくための支援策につきましては今後十分検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

それでは、再質問に移ります。

まず、今回、表題にも記載させていただいていますけども、波佐見講堂・まちづくり協議会から町長宛てに、県道1号線の土地区画整理事業の中核を担うところなんですけども、そこに対して要望書が具体的に出されました。この内容というのは、例えば歩道をこういう形にさせていただきたいとか、車道はこういうものをつくってほしい。実際、県が進められている事業なんですけども、町の建設課の方も一緒になって設計とか、かかわられると思うんで、そういう形で要望が上げられました。

まず、町長にお伺いしたいんですけれども、こうやって公共事業に対して、住民、民間のそういう団体さんから具体的に要望がこうやってあげられることに対してどういうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

従来、このような事業については、国とか県、そういう規制っていうのが非常に大事に、もう日本、国は規則規制のほうが一番大事にされておると。やっぱり現場の、私はいつも思うんですけども、町の事情、地域の事情、住民の声、こういうことが加味されて、やはり事業を推進されていくことにはもろ手を挙げて、特に、このたび、アメリカ、カナダにあれして、本当に民主的だなんていうような思いを強くしているところでございますので、住民の声をやはり我々も引き継いで、そして県に、こういう住民の声に対してやっぱり真摯に受けとめていただいて、緩和できるだけのことはしていただきたい。また、国にしてもしかりやというような思いをいたしておりました。

ただ、やっぱり住民の声を代弁していても効果がない。直接そういうふうな形で住民の声が上がったということは大変真摯に受けとめておりますし、また、ここまで来るまでに、18回ぐらいやったですか。協議会で、大学の先生たちも入れて、あらゆる角度から研究をされて、検討をされて、そしてこういうふうなということは非常に全面的に受け入れております。しかし、要は、いかに今度は住民の皆さんとともに、県とか国の大きな壁を一步ずつ崩して行って、住民の意向に沿うような形でいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

本日、町長から力強いお言葉をいただきまして、私もこのまちづくり協議会に入れていただいたんですけども、当初、やはり西ノ原地区、かなり土地区画整理事業、時間が経過していますので、地元の方は、なかなか進まないからもう難しいんじゃないかという諦めモードがあった部分も正直あると思います。ただ、自分たちで、やっぱり自分たちが住む場所は少しでもよくしていこうという思いが、こうやってきちんとその計画書というか、そういうものに着実にその18回の協議会を経てなったというのは非常に大きいと思いますし、その場に県とかの担当者の方も入っていただいていますので、思いをできるだけ酌んでいただけるんじゃないかなというふうに期待しています。

ぜひこの動きがほかの地区でも広がって、ただ、町に要望するのではなくて、具体的にこういう町づくりが私たちの町にあっていう具体的な要望が、西ノ原をきっかけにあるような動きが今後も広がっていくことを期待するものです。

次に、またお伺いなんですけども、今回、西ノ原でやられているのが、やはり西ノ原工房っていうものが、非常に観光客が多くなってきたものが、多分皆さん、住民の方もそうですし、町としても意識を変化させた一つのきっかけだと思うんですね。というのが、今までは開発というと、新しいものをつくって、全く違う今までなかったものをつくり出していく形だったんですけども、西ノ原地区は講堂を生かした町づくりをされて、例えばムックとか、モンネポルトとか、古い建物が生かされて、それをよそから来た方がいいものだと価値をいただいたものが多分観光客の誘致につながっていると思うんですね。

こういう動きが、今後、波佐見町全体にやっぱり必要だと思うんですよ。今までなかったものを新しくつくるのではなくて、今まで大事にされてきた歴史的な建物とかを生かしながら、今の新しい人たちに取り入れられるように改善していく、そういう動きが、今後、盛ん

になってくるんじゃないかなと思っているんですけども、そういうためには、やっぱり行政でできることは限られていると思うんですね。ですので、今回中心になられた西ノ原の方もそうなんですけど、民間の力でいろんな形で立ち上げられてきたものが観光客を招き入れるのにつながっていると思いますので、こういう動きをもっとほかの地区でも支援していくべきだと思うんですけども、町長、そのあたりをどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まさにそのとおりだというふうに思っております。今までの町づくり、地域づくりにしても、行政主導で成功した事例はあんまり聞いておりません。やっぱりその地域地域の住んでいる方々の熱意、思い、こういうことを大事にしてやっていくというのが一番大事だというふうに思っておりますし、そのいい例が、やっぱり行政はほとんど関知しておりません。今までも西ノ原工房にしてもですね。そういう中でやられたことっていうとは非常にいいことだというふうに思っておりますし。また、中尾、鬼木にしても、先人が築いてきた、いろんな歴史的な、そういうものをフルに今からも使っていただきたいし。

私は22の地域が全部観光地として、波佐見町全体を観光地域として、その中にそれぞれの地域の歴史、文化があるわけですね。自分たち、先人が築いてきた大事なものが。それをやっぱり生かしながら、波佐見にはどこに行っても何か楽しいおもしろいことがあるぞというような形の中で、そういう地域の活性化と、そして交流人口の150万人を目指すということで、やはりそういういい事例がありますので、やっぱりそういうふうなことで、そういうことにやはりまずはその地域がうったってもらおうと。自発的にですね。それをいかに行政は何か支援する策はないかというような形で進めていければというふうに思っております。

それぞれ他の町村にない、波佐見町の各自治会でいろんなイベントをやっておられます。土壌ができつつあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、波佐見町全体を観光地としてのさらなる交流人口の拡大に向けていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね、今、本当、インバウンドですね、経済産業省からいろんな動きがありますし、本当に波佐見全体にいろんな追い風があると思いますので、それを、地域、ただ、今、注目されている地域だけじゃなくて、まだ光が当たっていない地域にも光が当たるように、いろ

んな形で。もちろん最初からその地域でなかなか立ち上がるのは難しいと思うんですけども、ほかの地域の皆さんと足並みをそろえていただいて、行政がそこに支援していただけるような動きを加速させていただきたいなと思います。

それで、次の質問に移るんですけども、今回、幼児教育・保育の無償化に際して、今答弁にもあったとおり、かなり保育士さんとか職員さん、いろんな形で負荷が増えているというふうに伺います。

私も子供が通わせている園の方に御意見を伺いました。お手元にアンケートですね、結果を配付させていただいているんですけども。私がちょっと伺ったのが、本来は全ての園にお伺いを立てるべきだったんですけども、無償化で具体的に幾らになるっていうのがわかったのが11月の時点ですし、それからちょっとアンケートをとりましたので限定されているんですけども、二つの園の方、職員さんと、そこに通われている保護者の方から御意見をいただきました。24名と、非常に多い方に保護者からは御回答いただきまして、全てを読み上げるとすると時間が幾らでも足りないので見ていただきたいなと思うんですけども。

やはり答弁にあったとおり、無償化っていう言葉と、実際は副食費とか給食の費用の一部が負担になるっていうものは、一般の保護者の方、特にイメージがなかったんですね。というのが、無償化って言えば全て無償になるもんっていうふうに思ってしまうので、現実、実際はいろんな形で、今まで払っていた保育費の中もいろいろ費用が内訳があって、それをひっくり返して無償化になるっていうふうに思われたケースが多いので、職員さんも混乱されていますし、また、後は、町の多分職員の方も非常に困惑されていると思います。

それで、国から急に制度が始まった部分もあると思いますので、もちろん大変っていうことは承知していますけども、ただ、やはり答弁の中で一番最後にもあったとおり、保育士さんというのは非常に手ももう少なくなっています。その中でこういう事務的にも面倒くさいっていう印象になると、さらに保育士になり手にならないケースっていうのがどんどん生まれてくると思いますので、そこを少しでもそうならないようにサポートはぜひしていただきたいなというふうに思います。

アンケートの中で特に私が思ったのが、たくさん保護者の方の意見を記載させていただいているんですけども、その中で多かったのが、もちろん、私たちが払う費用が安くなるのは歓迎します。ただ、保育の質が下がるんじゃないですかっていう懸念が非常に多かったんですよ。というのが、保育士さんが本来子供に向き合う時間が、こういういろんな事務処

理で少しでも減ってくるんじゃないですかというのが非常に懸念をされましたというところをどのように考えているのかっていうのを、いま一度、感覚的なものを、ちょっとどういふうに各園から伺っているかというのをもう一度ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かにこの無償化の問題につきましては、政府から、国から全体的な内容が示されたのがちょっと遅かったと。7月入ってからでしたかね、そこでやっと全体像が示されましたので、私たち職員もちょっとこうばたばたしながら準備に追われていた状況がありまして、そんな中で、施設への説明会、その後に各園に回って保護者の方への説明会とやっていきまして、ちょっと、余りこう時間が十分とれていなくて、保護者の方にも完全に制度の内容が伝わっていない部分もあったかと思えます。

そこら辺は、事務管理といいますか、施設の方につきましても、10月以降、無償化が始まって、先ほど町長が答弁しましたように、事務の手間がちょっとかかって大変だという話は伺っております。副食費がちょっと実費徴収になったことで、その徴収とか、それをまた銀行に預けに行ったりとかという手間等がちょっと入ってきて、その辺がどうにかならないもんかというような話も伺っていることは確かにあります。

これは始まったばかりで、そういう事務の手間っていうものも、今ちょっとこちらも聞いたばかりですので、これがずっと慢性的に続いていくのか、改善できずにずっと続いていつて保育に支障があるということであれば、また十分それを解消するためにこちらとしても考えていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

もちろん、今、無償化自体が始まったところなんで、それに対する対応がすぐすぐできないのは承知していますので、いろんな御意見を踏まえながら、少しでもできるところを改善していただきたいと思うんですけども。

1点、すごく多分今後も、保護者の方も思われるし、職員さんも思われると思うんですけど。今、副食費って、ここで、例えば私だったら、私はあなたの、城後さんは幾らですというのが来て、それを園に袋で、徴収袋でお支払いする形なんです。大抵そうだと思うんですけど。今までは保育料は全て町から請求が来て、1本支払えば終わっていたんですよ。そ

れをまた園も負担になるし、町としてもそれをまた園からもらって回収してっていう形になると思うんですけど。これは波佐見町だけの問題じゃないんですけど、こういう、あわせて町として何か請求処理、あわせて支払いをしていくというものを、考えは今のところはないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そうですね、先ほど申し上げましたとおり、ちょっとこの10月以降出てきた問題でありまして、なかなかこちらとしてもちょっと想定していなかったところでもありますので、この後、やっぱり各園に対して、現状、どういうふうに事務負担が増えたのかとか、それを解消するための工夫が何かできないかとかということのを伺いながら、県と一緒に調整を図っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

その無償化に関してなんですけど、事務処理を外に委託されているケースというのはあって、今後そういう形で外に委託されるような措置があるので、それを対処するというふうなお話があったんですけども、せつかく、今回、非常に事務処理が急に増えたと思うんで、多分、町としても各園からまとめていろいろ処理が増えてくるのは大変だと思うので、もう、ある程度町が音頭をとって、外に出せる部分は出しましょうよ、私たちも楽なのでという部分はもうちょっと具体的に検討してもいいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

事務処理の外部委託化につきましては、先ほど町長が申しましたけれども、もう既に一部の園を除いて、もう一部というか、もう1園を除いて、ほかの園はもう外部委託されている状況があります。それぞれの考えによって、自分のところで事務員を雇ってされているのか、あるいはもう外部委託が楽だからということでされているのか、そこら辺は個々の園の考え次第だと思いますし、それを統一して、合同で外部委託の処理化をするのがまた適切かというところ、それぞれの園といいますか、もう全ての園で一度話をしてもらって、その方向がよいというふうなことになるれば、それに向けてやっていただければなというふうには考えて

おります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

そうですね、あくまでも施設の考え方があると思うんですけど、ただ、一つだけ違って、ほかはやってという、やっぱりどうしても二重の手間がかかってくる部分はあると思いますので、そのあたりは十分説明をしていただいて協議をしていただきたいなと思います。

それで、処遇改善の部分にいくんですけど、何で波佐見町で独自の改善策をしないんですかというのを聞いたのが、宮崎県に川南町っていう町があるんですけど、ここはふるさと納税が10億円以上、本町も補正予算でそれぐらいの規模を上げられるということなんですけども、もちろん、ふるさと納税の寄附金は一時的な予算なので、それを継続的に充てるのはなかなか難しい部分があるというのは承知しています。

ただ、何でこういうことを言うかという、やっぱり子供を安心して預けられる環境があるっていうのは、移住定住への促進にもなりますし、暮らしていくための宝なので、お子さんが、そういう部分に厚く手だてをするというのが、やっぱり町全体の魅力向上になると思うんですね。もちろん移住奨励金を増やすとか、そういう物理的な問題もあると思うんですけど、ただ、今いらっしゃる保育士さんに少しでも働きやすい環境をつくっていくのが、もっと即実的に、子供がここの町は住みやすい場所なんだろうなというのを感じていただく機会になると思うので、ぜひふるさと納税を、寄附金を、例えばその保育士さん、川南町は毎年毎年、町で使える商品券という形で、1万、2万円、町民の場合は2万円助成されています。

こういうことが難しいというのはなおさらですね。先ほどなかなか新卒者が難しいっていうお話があったんですけども、例えば支度金の一時金を、ふるさと納税の寄附金を原資に検討いただくとか、例えば引っ越しにかかる費用を負担するとか。今、県の制度で貸与する制度はあるんですけども、やっぱり返さないといけないとなると負担なので、何か、新しく保育士になれる方とか、あとは復職される方に対して、その具体的に波佐見町に来たらこういうメリットがあるよっていうものを検討される余地はないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そうですね、やはり保育士不足が、これは全国的な傾向ではありますけれども、本町にお

いてもその傾向があるというところで、途中の入所希望があっても、以前はわずかな数で済んでおりましたけれども、ここ最近ちょっと多くなってきていると。それはもうやっぱり、入れたくても保育士さんの数が足らずに受け入れがちょっと困難な状況にあるというところからでありますので、保育士の獲得というか、確保対策というものは、早急に波佐見町としても取り組まなければならないとは思っておりますが、そのために、昨年あたりから、いろんな新卒者の確保のための支援策というものは担当で考えて、ちょっと財政と協議しているんですけども、まだはっきりと具体的な策が出ずじまいで、ちょっと保留状態になっているような状況です。

先ほどちょっと城後議員が言われたとおり、ふるさと応援寄附金の活用等も考えることができれば充実した支援策も出てくるかなというふうに思いますけども、そこはまた内部で十分協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

なぜ私がこの質問の項目にでも処遇等改善加算の状況とかを書いたかという、長崎県の保育士支援センターでは、保育士さんの幾らぐらいの年収かというのを統計とかはとっていないということだったので、ハローワークの数字を参考にいろいろ比べてくださいと御意見をいただいたので、比べてみたんですね。そのところ、たまたま波佐見に二つ、三つぐらいハローワークに数字が載っていて、佐世保市と武雄市と比べてみたんですけど、ほかは何か処遇改善が幾らで、1万円、例えば1万円、この国の基準が1万円で、プラスで合計幾らと書いてあったんですけど、波佐見町だけ書いていなかったんですよ。

なので、これは何かというと、いろんな研修を受ければ処遇改善が得られるという国の事業があるみたいなんですけど、それを、対応を十分波佐見町内の園はされているのかどうかちょっとよくわからなかったんでお伺いしたんですけど、そのあたりは、国の処遇等改善加算というのは波佐見町内の園は対応されているんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この処遇改善加算につきましても、毎年の公定価格の改定に伴ってこの処遇改善加算も引き上げが行われておりまして、それは確実に給付費の中に入れて各園に給付しておりますので、毎年、その人件費についても、保育士さんの給与についても上がっているような状況が

あると考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

この表記の仕方なんで、それは対応されているということであれば問題ないと思うんですけど。私はほかの近隣の園と比べてみて思ったのが、多分、給与水準自体はそこまで変わらなかつたりするんですよ。ただ賞与が、例えば武雄の認定こども園、年5.9カ月分とか、非常に高いところが出てきているんですよ。例えば波佐見だったら年2カ月分とかですね。やはりそういう部分で保育士さんを確保するために園の方もかなり知恵を絞られて、例えばその武雄とか佐世保とかだったら、波佐見の園も周りから来ていらっしゃる保育士さんはたくさんいらっしゃるんで、やっぱりこっちのほうが長く働きやすいなというふうに思われると、離れてしまわざるを得ない環境が生まれてしまうと思うので、その辺は町としても十分検討いただいてですね。

波佐見ならではの何かよいメリットが、保育士で働く環境があるというのが、例えばその別に給与にかかわらず、保育士さんだったら何かこういう、例えば、住宅の何らかの支援が得られるとか、何かメリットがないと、それこそどんどん保育士さんの確保が厳しくなってくると、取り合いになっていくと思うんですよ。武雄もそうですし、佐世保もそうですし。企業内の保育園というのもあるんですね。そうすると、もう私たちの企業で保育園というのを確保しないといけないから、どうしても保育士さんの待遇がよくなる。一方、その専業で保育士さんをやられている保育園というのは、そういうほかからの原資がないので、なかなか厳しくなる。

そういうのがもう如実にあらわれていくと思うんで、検討しますという状況も早くしていかないと、本当、待機児童が増えている現状があるのであれば、結構喫緊な課題だと思うんですけど、そのあたり、どう考えられますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そうですね、保育士さんの待遇面の改善といいますかね、保育士さんの確保対策というのが喫緊の課題だというふうに踏んでおりますので、今おっしゃったように、ほかの市町においては、いろんな支援策の検討を町単独予算で考えていらっしゃるところがあるものから、そういったところの研究をしながら、本町に合った支援策、経済的な軽減につながる

ような、そういった支援策も十分考えてまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

先ほど、5園の平均の処遇を教えてくださいましたんですけども、平均年齢が38.62歳、正規です。年収が351万、時間外が8.8時間というふうなお話があったんですけど、ちょっと考えていただきたいんですけど、今、私の子供が通っている園のその年間予定表を見たところ、月に三、四回、行事があるんですよ。もちろん当たり前の話なんですけど、保育士さんは子供がいる間は子供の面倒を見るしかできない。ほかのいろんなことをされているというのは子供が帰った後だと思うんですよ。決まっているその8.8時間という中で、毎週というか、月に3回とかのイベントを準備されているのは、多分無理だと思うんですよ。なので、おうちに持って帰られて、いろんな小道具の飾りつけをされたり、いろんな例えば催しの練習をされたりというのは確実に持って帰られていると思うんですよ。

こういうのを踏まえると、現実その8.8時間では見えない負荷というのが非常にかかっているんじゃないかなと。私も保育園に行っているいろんな保育士さんを見ると、やっぱり、特にイベントの後とか、例えばよくあるのが、土曜日とか日曜日にイベントがあるわけですよ。でも、普通にその次の日も出勤というか出勤されていますし、そういうのを鑑みると、やっぱり大変な職場だなと思うんですよ。

もうちょっと、直接、私が今回アンケートを呼びかけて思ったのが、年に1回でもいいです。直接、保育士さんとか、保育園に通う保護者さんとか、意見を町として聞く場を設けるべきじゃないかなと思うんですけど、そのあたり、どう考えられますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

貴重な御意見をありがとうございます。確かにこれまでは各園の代表者の方とか、主任さんとかという中での話はしてきた経緯はありますけども、直接、そのほかの保育士さんであったりとか、保護者さんとの懇談会みたいなものはちょっと開いたことがありませんでしたし、そこから上がってくる問題もやっぱりこうあるかと思っておりますので、今言われましたとおり、今後につきましては、直接対応できるような環境も考えていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

なぜそういうことを思ったかという、私もその無償化に対して保育園で説明会があったときに、職員さんのお話をほかの保護者さんと一緒に聞いたんですよ。そのときに説明があったのが、認定こども園の幼稚園の制度で入られる方と、保育園の保育の制度で入られる方、いろんなその国の基準が違って、無償化の対象とかも違いますという説明をされたんですけど、なぜ違うんですかっていう説明だと、いや、今までどおりでしたからという職員さんの回答だったんですけど。

もちろんそうなんですけど、保護者さんが求めているのはそういうんじゃないくて、なぜここが違って、保育園だとクラスで無償化の対象が決まるんですね。例えば4月に生まれていても、次の4月にならないと3歳児クラスにならないので、そこまでは無償化対象じゃないのです。そういうことが、何か幼稚園だと、もうその次の月から、子供が3歳になった次の月から無償化になります。それで、もちろん費用は違うんですけど、やはり保護者の方は、無償化になるか、ならないかを気にしてあるので、その辺、十分制度がよくわからないと、逆にその不満だけがどんどん募ってしまうと思うんですね。

そういう部分で、もう少し、今回そういう形で大きな動きだったので、皆さん混乱してやられていると思うんですけど、常日ごろから、こういう制度が変わりました。こういう動きでやられていますっていうのが、例えば小学校だったら、いろんなケースで説明をされていると思うんですけども、やっぱり一番最初に子供さんが、その補助とかいろんな形で町と接点を持つのは、保育園とかこども園の時期だと思うんですよ。その時期に、折を見て職員さんが出向いていただいたほうが、結局、窓口のそういう負荷も減ると思うんで、その辺はちょっとぜひ検討いただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今おっしゃいましたように、なるべく行政と各園で、保護者の間で、意見の食い違いといいますか、考えの違いが起こらないように十分説明をしていきたいと思っておりますし、またそういう場を今後持っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

なぜ、今回こういう形で非常に保育の無償化が始まったというのもあるんですけど、今回条例の改正案の中に「子ども」という名前が書かれたんですね。課が増えるというのが。じ

やあ、これをきっかけに子供ともっと向き合う町になっていくというのを、ぜひ、その「子ども」がいたので、その意味でも考えていただきたいなという部分で思いました。

個人的な話なんですけど、私、先日、第2子の子供の出生届を出しに行ったんですけど、そのときにすごく感じたことが、例えば、住民福祉課に出生届を出しました。それから、またほかの課にもいろんな手続をしたいので職員さんに来ていただいたんですけど、どこまでいったら終わりなのかが最初から御説明がなかったんですよ。同じことって、多分死亡で届けを出される方も同じで、いろんな形で窓口に行くんですけど、どこからどこまでが始めて終わりなのかがよくわからないまま、次はこれです、次はこれですというふうな形で言われるんですけど。

やはり申請を出す方というのは、特に死亡とか出生とかというのは、一生に何回かしか出さない手続なんですね。どこまでが役場でしないといけない手続かっていうのはわからないのに、そういう形でちょっと事務的に扱われると、あ、この町で生きていくことってそれぐらいの扱われ方なんだというふうに思ってしまうと思うんですよ。

特にお子さんが生まれたときというのは、やっぱり親御さんにとって一番うれしいときだと思うんですよ。そのときに、職員さんが寄り添って、「本当におめでとうございます。これからちょっと面倒くさいんですけどこういう手続をしていただかないといけないので、例えば、全体的には30分ぐらい通常だとかかるんですけど御了承ください」とか、一言声かけていただけるだけで全然違うと思うんですね。

何かそういう意識は、せつかく課が再編されるタイミングなので、この機会に職員さんにも意識を考えていただきたいなと思ってちょっと問題提起させていただいたんですけど、そのあたり、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり、まさに公務員、職員、その担当者は理解していると。しかし、やっぱり住民の方は全くわからないと。その人たちがわかるような説明をしていくというのが一番大事なことじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、この子ども・子育てばかりでなくして、こういう今度の改編において、そういう行政としての視点を持ちながら、いかに住民の立場に立って手順がうまくいけるようなことをしていかないと、やはり住民の満足はできてこないんじゃないかなというふうに思っております。

それと同時に、国のですね、やっぱり僕は一番を不満を持っているわけですけども、やっぱり日本国全体のことをせないかん。しかし、どこを基点にしているのかっていう、そういう中で、やっぱり都道府県といったらほとんど国の流れの中で、そして県が言うとは全部担当者は知っているわけですよ。やっぱり説明をすればよか。しかし、住民の皆さんは説明してもわかんないんですよ。

だから、そういう流れの、つくるときに、本当に末端の行政の窓口の職員の声というのを、やっぱり十分踏まえながらやっていただきたいというのがいつもこう考えておるわけですけども、そういう面では、今からも、今あれ、県にも言うし、県からもやっぱりそういうふうにして国に言うとか、全国町村会でもやっぱり現場のことを、もうあの人たちが説明したって、私、一生懸命聞いてもわからないんですよ。これでやっぱり彼らはわからないところが、こういう地域の現場でたくさん出てきていると思います。そういうことで意見を集約しながら、早期には改革をやっぱりしていかないかんなどというふうに思っております。

だから、保育士さんの確保というような面に、やっぱりそれだけの保育士さんの労力と、それから見合った報酬がないと、やはりそういう職につかないんじゃないかなっていう。これは普通の一般の中小企業においてもしかりと思います。それはやっぱり、誰でも、自分たちが仕事をして、そして提供した労働力によってそれ相当の報酬が受けられないと、やっぱり報酬のいいところに行くというような。だから、やっぱり後継者不足というとは、一次産業、二次産業、どこでもあっているなというふうに思っております。

しかし、やっぱりそれも、ある面での秩序を持ちながら、そういう面では、東彼3町の担当者会議とか、また我々にしても、こういう問題、どこにでもあっているんじゃないかなというふうに思っておりますし、そういう協議をしながら、より今の御意見等がちゃんと実現できるような形の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

もう、ふるさと納税寄附に関しては、12月で基本的に今年度の所得の分が終わるので、その次に考えていただきたいなと思うのが、子供に対していろんな形でやりますというののはうたわれているんですけど、もっと具体的にですね。例えば、保育士さんにこういう動きをしますとか、子供に対して何かつくったという、結果じゃなくて、具体的に使い道も、もっと子供に対してこういう動きをします。波佐見町しかできないことをしますとかいうのもうた

っていただきながら寄附を集めていただく動きを来年度以降もっとしていただければ、寄附者の方も、あ、こんなすばらしい子供をつくるために一生懸命やられているんだ、この町はというところで意識も高まってくると思いますので、来年度はもっと子供に優しいようなイメージを、この課、この無償化とか難しい問題があると思うんですけど、それをきっかけにやっていただければなと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時25分より再開いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は13番、石峰実議員。

○13番（石峰 実君）

こんにちは。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

町有林の収益分収契約の協議経過と今後の取り扱いについてであります。

町分収林に関しては、町有林の管理並びに収益分収に関する契約に基づいて、町有林約42ヘクタールにおいて、川内地区が昭和37年に、甲長野地区が昭和39年に、それぞれ関係11集落との間に結ばれまして今日に至っております。

契約取り交わしから既に55年から57年間の時が過ぎております。育成管理してきた造林木も70年以上たち、既に伐採期を迎えておるわけですが、関係自治会等では、この分収契約について知る人も少なくなりつつあり、何らかの解決策を望んでいるのが実情であります。

そこで、（1）今後、町として分収林の管理並びに収益分収契約についてどのように取り扱っていく考えなのか。

（2）また、これまで幾度となく関係者等との協議を重ねてこられたと思うんですけども、この間、対処してきた経緯と契約協議の結果等について、今後どのように対処していく考えなのか、伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 石峰。（「13番」と呼ぶ者あり）13番、失礼しました。

13番 石峰議員の御質問にお答えいたします。

町有林の収益分収契約の協議経過と今後の取り扱いについての御質問ですが、町分収林に関しては、町有林の管理並びに収益分収に関する契約に基づいて、町有林約42ヘクタールにおいて、昭和37年から39年にかけて、川内地区と甲長野地区、そして関係11集落との間で契約を取り交わしてから既に55年から57年になり、また、育成管理してきた雑林木も70年以上がたち、既に伐採期を迎えている。関係自治会等ではこの分収契約を知る人も少なくなり、今後、町として分収林の管理並びに収益分収契約についてどのように取り扱っていく考えなのか。そして、また、この間、対処してきた各地域の11集落の皆さんとの契約協議の結果について、今後どのように対応していく考えかという御質問ですが。

戦後、日本の木材需要は、戦災復興や紙パルプ需要の拡大に始まり、昭和30年代の高度経済成長でさらに加速することとなりました。しかしながら、需要に応えるために進められた民有林の造林が土地所有者の資金や経営能力不足等によって計画どおり進みませんでした。このようなことから、昭和33年に分収造林特別措置法が制定され、土地所有者以外との分収契約による造林事業が推進されることとなりました。

これを受け、本町におきましても、昭和37年と39年に川内郷と甲長野郷に所在する町有林の一部、約42ヘクタールにおいて、11集落との間に町有林管理並びに収益分収に関する契約が締結されています。

近年における関係者との協議につきましては、平成29年に契約集落の関係者にお集まりいただき、分収林管理者協議会を開いております。その内容については、分収契約の内容説明、分収林の境界確認などを踏まえ、意見交換を行っておりますが、結果的には今後の方針まで結論に至っていないのが現状であります。

議員御指摘のように、契約締結から50年以上が経過し、植林された杉やヒノキも既に伐採適齢区を迎えておりますが、伐採した木材の搬出路が整備されていないことや木材価格の低迷などから、伐採にかかる経費等を考えた場合に、全ての分収林で十分な収益を得るには厳しい状況となっていることを御理解いただきたいと思います。

このため、当面は木材搬出用の路網整備等ができないか検討を進め、状況を見守りたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今、お答えいただいたわけですが、この件については、関係自治会等々の相談を受けまして、平成28年の6月議会においても一般質問を行ったところでもありますけども、その後、余り進展が見られないという声が多く聞かれましたので、再度質問するわけでもありますけれども。

この分収入林の管理及び収益契約については、関係会員の方も代がわりしておりまして、分収契約の現地、あるいはその内容すら認識されていない人が少なくないと思われております。また、実際、地ごしらえして、植林から下刈り、除間伐等をして育成作業等に從事された、そして、また管理に当たられた人たちも、80、70、60代の後半以上の人たちだけが知っているんじゃないかなという気がしています。ここでも職員さんも余り御存じないと、副町長たちが一番知ってあらせられるというふうな状況だろうと思っておりますので、あえて認識していただくためにこの質問をするわけなんですけども。

この28年の6月議会の折にも、この機会に分収契約をしている団体との協議の機会を持っていただければいいと思うとされておったわけですが、今の答弁の中でちょっと時系列的にその後の経過をもうちょっと詳しく御説明いただきたいんですけども。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

分収林に関する、その後の、28年度以降の経過でございますけども、28年の一般質問をいただいた後に、平成29年6月に分収林会議ということで、分収林管理者協議会を一度開催をいたしております。その折に今後の内容について協議をしたわけですが、各地区それぞればらばらな意見が出されておまして、なかなか集約できなかったということで、その会議は一旦終了しているということでございます。その後につきましては会議を開く機会がございません。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

おっしゃるように、29年の会議以後はやっていないということなんですけれども、その間

に森林組合等との境界立ち会いとか、各関係団体あたりはそれぞれ日を追ってやっておられるわけですが、そこで改めて町内の42ヘクタールの部落分収林があると思うんですけども、実際、今、契約された関係団体の何集落で、何集落、何団体かですかね。それと、いわゆる契約の内容、面積とか、そういった契約内容についてどういうふうになっているのか。それと、各地域のいわゆる会員名簿等の所管とか、そういった事務的な状況をどういうふうな形でやっておるのか、把握されておるのかどうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

29年の会議の折に、その中で、まずは境界の確認ですね。境界がちょっと曖昧なところがありましたので、それをまずやろうということで、それを29年からやりまして、全て境界をきちんとしております。今、林道のほうには、各地区の、ここが何々郷の分収林ですということで印を立てておるわけでございます。

それと、あとは間伐に関する話もしてございまして、一応、切り捨て間伐になりますけども、切り捨て間伐を実施するというので、皆さんに了解を得て、29年から切り捨て間伐を行っております。また、契約につきましては、契約書のほうを全て保管をしておりますので、その中に関係者の名簿もございまして、その中で、今現在ちょっともういらっしゃらない方もいらっしゃるんですけども、この方の御子孫がいらっしゃると思いますので、その方たちに引き継いでいただくような格好になろうかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

契約当時は813人ぐらいですかね、その会員としておられて、その後、各集落はいろいろ変化があって、関係ある人となない人とあっているわけで、当初は自治会だったわけですが、今はもう現状、その管理される団体という形になっているかと思えます。そういうことであるわけですが、これまで説明いただいた中で、搬出路とかの整備のできていない、あるいは国産材の利用、木材価格の低迷とか、こういった状況から、伐採しても売れないということは、非常に現実としてそういった状況であるということは認識しておるわけですが、契約当時の時代の流れとしては、先ほど町長から説明があったように、造林ブームが起きて、木を植えることは銀行に貯金することよりも価値があると、これは前回の質問で副町長も答えられたわけなんですけども、これに至るまでは、町が苗を配付するだけで、あと

は全部地元が長年にわたって分収造林の造林管理に苦勞してこられたわけです。

こういった長い勞苦に報いるためにも、契約の改悪といいますか、廢棄といいますか、そういった中で、報獎金なり契約の清算金といったようなそういうものを、何らかの形で手当てをしていくべきじゃないかと思うんです。これについてどうかと。そして、この点についても、そのことも含めて協議の機会を持ちたいと、設けたいという答弁だったわけですけど、その後、進んでおりませんので、こういったことについて対応をどうしていかれるのかをお伺いします。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

先ほど石峰議員おっしゃいましたように、当時、議員も職員時代には農林課に勤務されておって、この林務の担当をされておって、私もその後、農林課に配属されまして、この林務を担当しておりました。当時は担当が分収林をずっとこう回って、育林の必要があるところには改めてこっちが契約の団体代表者に連絡をして管理を行っていただいたわけですね。どこの11の団体の皆さんも、年に一、二回は必ず当時は山に入って、下払いとか、あるいは枝打ちとか、除伐とかをしてこられたんですね。丹精込めて育てていただいて、今はもう立派になっているわけですが。ただし、やっぱり経済的な背景がありまして、今はもう伐採して搬出すれば赤字になるような状況でありますので、もっとこれが価値があれば、その契約の組合にしてももっとやりがいがあるでしょうけれども、それからちょっと忘れ去られたような形になっておるのは事実であります。

石峰議員が質問をされましたので、さっき農林課長が答弁しましたとおり、29年に1回、各11の団体の代表者の方に寄っていただいて、改めてこの契約の内容、それから、よく境界がなかなかはっきりしない部分がありましたんで、そのことを現地に行つての確認と、それから、補助事業による、その除間伐、間伐ですか、そのことを説明しました。そのときに、今後それをどうするのか、各組合で話し合いをしてくださいと。今の現時点においてその清算をするものか、あるいは、もっとうこの契約を続けるのかということでお話し合いをしていただくようにしております、なかなかその返事がまとまったのが届かなかつたもんですから、一、二の地区の人にちょっと聞いてみたんですね。そしたら、割と若い人は清算をこの場でしたほうがいいんじゃないかという声が多かつたということ。年配の人たちについては、今まで育ててきた、それは愛着もあるんでしょうけども、もう少し木材価格の動向

を見ながら、それでもいいんじゃないかというような声もあって、さまざまな意見があつて、なかなかまとまらなかったという背景がございまして、町としてもそのままになっておったわけですね。

また改めて議員がこんな形で質問されましたので、我々ももう1回、関係者の皆さんに寄っていただいて、そのことをお伝えしながら、11の組合がありますので、全部まとまって、11全部まとまれば云々じゃなくて、それぞれ組合ごとに話がまとまれば、その意向に沿って、こっちも考えを進めていきたいというふうに思っております。

ただ、全部がもうこれで清算をしたいというようなお話になれば、これは財政的な面もありますので、そちらも、まずはとにかく11団体の組合の皆さんの内部の協議をしていただいて、その結果に基づいて今後の対応を決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今言われたように、29年5月の9日にその分収林の管理協議会が開催されたわけですが、その時点で出席された方々も、先ほど説明があつたような内容を説明されたわけです。その場合でも、契約解除の要望というのは声も出されておったわけですね。だから、そこで、とにかくまず境界を確認、明確にした上で面積が確定することが必要だといったことが回答されたわけですが、今、農林課長は、もう面積、境界は確定したということで、集落ごとの面積というのはもう確定はしたわけですね。

それで、先ほど副町長がおっしゃった、その11団体の中で過去に1地区、皿山あたりは、もう廃棄するんだと、解除、契約はもうないということにしたいというような声あたりもあって、そういったことがあつたわけです。その時点でも、森林組合は、境界は確認するには約1カ月を要するといったことだったわけですが、境界と、確認と面積が確定しておれば、話は進むということになるかと思えます。

ただ、その11地区というのは、皿山、金屋も含めた11団体なのかですかね。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

はい、そのとおりであります。おっしゃったように、皿山が途中で管理できないからということで放棄をされておりますので、実際に言えば10団体ということになります。

以上です。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

そこで、先ほど副町長はおっしゃいましたけれども、その会議でも出たように、この契約
当時から良質材をつくって高配当を受けるといったことで、一生懸命、会員こぞって育林作
業に努められてこられたわけです。もう既に57年以上の経過があって、何とかやっぱり区切
りをつけてほしいと。私が聞く範囲では、年配の方でもある程度区切りをつけてほしいとい
った声が大半なんです。

だから、ここでもう1回、言われたように再度開いて、もう1回その関係者の意向を確認
をしていただきたいと思うんですけれども、そのあたりについては、先ほど副町長がおっし
ゃったんで、ぜひやっていただくものと捉えていいですかね。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

前回おっしゃったように29年5月に会議をやりまして、契約の内容、分収契約の内容です
ね、そういう説明をし、それから地元を持ち帰って、おっしゃるように、もう時間がかなり
長いもんですから、既に亡くなられた方も非常に多くて、その後継者の方も、そういう分収
林の山に権利が、分収林という山があること自体もわからなかったでしょうし、自分がそう
いう、その分収の権利があるということも感じてはいらっしゃらなかったんだろうというふ
うに思います。

改めてそのような形で認識をされた人も多いのじゃないかなと思っておりますので、それ
から、3年ぐらい日にちもたっておりますので、また改めて、来年、年が明けてから、年度
が明けてからと思いますけども、再度、皆さんにお寄りいただいて、協議の中で皆さんの考
え方を聞きたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

ぜひそういうことをお願いしたいと思います。それで町としては、先ほどありましたよう
に、その一部の方あたりはその間伐等ですね、推進をされて、もっと大径木に育てるとい
う、いわゆる間伐をすればそれだけ大径木になるわけで、良質木はできると思うんですけども、
そうなったときに、またその売却の時期がおくれるという懸念を持っておられるわけですね。

だから、そういった懸念を持っておられるわけで、そういった現状と、これから先のことを踏まえて、今度、年が明けてからやられる協議会の中でも、そういった意向も踏まえた上で協議を行っていただきたいと思います。

それで、取り交わされた契約書の8条の第2項には、乙丙が必要と認めるときは甲に申し入れ、乙丙は地元なんですけども、甲に町なんですけども、に対して処分を申し入れることができるとなっております。また、甲は申し出の趣旨を尊重し、参酌してするものとなっております。さらにその15条では、条項の廃棄、あるいは変更の場合は、当事者間協議の上、決定するものとなっておりますので、これまで長い間苦勞された方々の、先人たちの思いに報いるためにも、ぜひこういった造林の育成林等の成果、功績を十分参酌して応えるべきかと思うんですけど、そのあたりについて、町長、いかがお考えですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

先ほどから答弁を申し上げますとおりに、一応、来年度、年度が明けてから、関係者の皆さんにお集まりいただいて、協議をしながら、契約に基づいて、話し合いの内容で、そこで地元からのほうが清算をしてもらいたいというふうになれば、その意向に沿った形で、契約の内容に沿った形で清算をしていきたいというふうに思いますが、先ほどから申しますように、もし清算をした場合に、その金額がかなりどれぐらいになるかもわかりませんし、財政的にも対応できるかも検討しなきゃなりませんので、まずは会議を開いて、皆さんの御意見を聞きたい。その内容によって対応していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

この今の考え方を問うたわけですけども、これ、実は今度の波佐見町の新庁舎建設計画の基本計画案の中に、岩手県の角田町（すみだちょう）という、角田町（すみだまち）ですかね、の内部の写真があるわけですけど、参考として載っているわけですけど、その町長が、ここは林業の日本一を目指すという町なんですけども、6,000人ぐらいの町なんですけども、そこで、1万2,000ヘクタールの町有林を持っておられて、ここはそういう町長が率先して木を植えた。その町有林の中で、入るときには交付税なしでもやっていけると、地方交付税なしでもやっていけるといふような見込みを立ててやってこられたわけですけども、おっしゃったように、需要等が低迷してできないと。そういう中で、町長はそういった、し

かし、先輩方が汗水流して、涙を流して育てた木材、こういったものを、値が下がっていても使えないのでは申しわけないといった気持ちを語っておられるわけですけど、そういったことをいろいろ酌んで今後の検討をしていただきたいなと思っております。

それから、森林組合あたりから聞いて、今、除間伐をするということなんですけども、今切り出し間伐材等、補助金が得られないということであるわけですけども、大体、その1ヘクタールで100万から80万程度になると。その中では、補助金を加えれば幾らか返せるといった状況があるんだということです。しかし、値が下がっておりますんで、なかなか望めないといった状況であるといったことでございます。

それから、県の担当者によれば、1ヘクタールを植林から製材で出すといったところまでは、やっぱり250万かかるんだといったことを言われております。そういったことで、立木のまま、いわゆる解決策として、何がしかのお金で、もう分収林というものを清算したほうがいいんじゃないかといったことまで語られたということをちょっと聞いておりますんで、そういったことも踏まえて今後対応をお願いしたいと思えます。

それから、もう一つ、余分なことなんですけれども、この間、11月の12日、長門市の新庁舎を視察をさせていただいたわけですけども、非常に今、庁舎建設を計画している本町としても参考になるような、やっぱり木のぬくもり、あるいは木の優しさ、そういったものをふんだんに活用されておりましたので、今後、本町としても切り出しをして活用しようということであれば、もう長門市の場合は基本計画案のときから、28年から30年にかけて、3年間かけて伐採をして、それで準備をしとった。それでもやっぱりこう亀裂が入るんですね。よく乾燥させないと。

そういった状況もありますんで、こういったものについては、十分配慮をしてやっていただきたいと思えます。特に町民のくつろぎと交流のできるスペースというものにしていただきたいなと思っておりますんで、ぜひ、支払うことが、金についてはなかなか言いがたいことではしょうけれども、そういったことを踏まえて、活用をした、その気持ちだけでも、一応清算金が今後の協議の場になろうと思うんですけども、そういったものを意識してやっていただきたいなと思えますけど、そのあたりどうですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

おっしゃったように、庁舎の建て替えの計画があるわけですけども、今、基本計画を策定

中ですが、その中でも、やはりおっしゃったように木のぬくもりといいですかね、そういったものをするために、木材を使用してつくるべきであろうというふうな提言もいただいておりますので、そういう方向で、今、基本的には進んでいっているわけですね。その場合においては、やっぱり波佐見町内の、また町有林の木を使って、それを庁舎の建設に充てたいという気持ちはもうあるわけですので。

ただ、補助をもらって間伐をしておれば、何か4年か5年間は皆伐できないというような、主伐できないというようなことも聞いておりますので、そのあたりは兼ね合いがあるかと思えますけれども、できるだけ町有林の木を使って庁舎のほうに充てたいと思っております。

そういうような中で清算されればそれにこしたことはないわけですので、できるだけそのよう形で進めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○13番（石峰 実君）

今後、木がもう手が入られなくて野放しになっていった場合に、森林保全の制度が、荒れた山あたりは、もう市町村が管理をされないかんというようなこともありますんで、そういうところがないように、ひとつぜひ知恵を回していただいて取り組みをやっていただきたいと思えます。

それと、現地に行きますと、確かに標柱を各分収林に立ててありますけれども、一部、イノシシがほじくって倒れたところがございますんで、そういったところはもう1回点検をしながらやっていただきたいと思えます。

最後に、もう一度、再度、協議会の場を持って早急に解決をしていくということで、そして財源的な手当てについては十分検討いただきたいということでお願いしたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

はい、そのようにさせていただきたいと思えますので、よろしく御理解をお願いしたいと思えます。

○13番（石峰 実君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、13番 石峰実議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。私はさきに通告しておりました3項目について質問をいたします。

初めに、波佐見町地域防災計画と対策について。

ことは台風が数多く上陸し、特に千葉県や東日本に甚大な被害をもたらしました。今なお懸命な復旧作業が行われていますが、本町の地域防災計画について、次の事項を質問いたします。

（1）防災計画に総合防災訓練、消防訓練、水防訓練、通信訓練、避難訓練などの種類がありますが、平成30年度の実績及び令和元年度の計画はどうなっていますか。

（2）災害危険地域予防計画の中に、治山治水対策（治山事業、土石流対策）、済みません、（治山事業、河川改修事業、ため池整備事業）、地すべり、崖崩れ対策、土石流対策などがありますが、その予防対策はどうなっていますか。

（3）指定避難所の中には、土砂災害には適さない公民館などの施設がありますが、対策について協議をされたことがありますか。

（4）災害警戒本部を設置されたこともありましたが、組織の体制は十分でしたか。

（5）県内21市町の国土強靱化地域計画の策定状況が新聞に掲載されておりましたが、本町は検討中とありましたが、今後の考えはいかがですか。

次に、防災行政無線戸別受信機の整備の現状と今後の計画について。

（1）戸別受信機整備に係るアンケートの調査を各自治会に依頼されましたが、その内容と結果はどうですか。

（2）自治会に未加入世帯やアパート世帯への対応はどうなっていますか。

（3）今年度から次年度にかけて導入予定と聞いていましたが、現状と今後の計画はどうなっていますか。

(4) 各自治会が設置した防災設備の柱や配線など、撤去費用の補助金等はどのように考えておりますか。

次に、波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場について。

(1) 広報波佐見7月号には、10月から岩峠駐車場の利用料金有料化になると掲載されておりました。11月号には、令和2年1月15日から有料化スタートとの掲載がありましたが、変更の理由は何ですか。

(2) 駐車場の周辺を整え、これまで以上に便利になるとありましたが、どのように便利になりますか。

(3) 安心して利用できる駐車場に変わりはありませんが、今までとどのように変わりますか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見町地域防災計画と対策について。まず、防災計画に総合防災訓練、消防訓練、水防訓練、通信訓練、避難訓練などの種類があるが、平成30年度の実績及び令和元年度の計画はどうなっているかという御質問ですが。

各種災害の発生に備え、本町の地域防災計画書にも、防災訓練計画の中には総合防災訓練以下5項目がうたわれていますが、町が主体となって実施している訓練の状況については、総じて実現できていない項目が多いというのが実態であります。

総合防災訓練では、関係機関や地域住民が共同して実施しているものではありません。

消防訓練は、消防技術の錬磨と習熟を図るもので、主催は消防団ですが、消火訓練に関しては、春と秋の火災予防週間時には毎年火災防御訓練として実施しています。また、消防団では、平成30年に全団員を対象として救命講習を実施したほか、救命指導者講習を履修し、指導員資格を持っている女性消防団員においては、各種団体からの講師派遣にも対応している状況です。

水防訓練は、消防団全員による土のう積技術の習得訓練を30年度には実施できませんでしたが、本年度は5月に実施しています。

通信訓練では、町の防災行政無線により日々行政情報の伝達を行っているため、訓練の一

環として捉えることができますが、災害情報を最優先する情報伝達では、毎年、実際の警報発令を伝達する実働の訓練となっています。

避難訓練は、町管理の施設では、農村改善センター、陶芸の館、勤労福祉会館では、毎年2回の実施、総合文化会館でも年に1回は消火及び避難訓練を実施しています。また、学校における避難訓練は、小学校では、毎年各学期ごとに火災や地震、不審者の侵入を想定して実施しており、中学校では、1、2学期に火災を想定した避難訓練を実施しています。

原子力対策計画の中では、災害予防計画の中に防災訓練に関する事項が盛り込まれていますが、平成22年から県や関係市町と連携した原子力防災訓練が実施され、本町においては、玄海原子力発電所を起点とする30キロ圏内の住民避難の受け入れ団体となっていますので、避難所受け入れの訓練を実施しています。

今後の実施計画については、総合防災訓練は、県や大きな市レベルで行われているようですが、小規模の団体では実施はかなり難しく、本年度の計画にもありません。

そのほか、町が主催するもの以外では、近年は、自主防災組織の防災に関する意識が高まっていることから、自治会単位、あるいは連合班単位でも避難訓練、消火訓練、救命訓練などが自主的に実施されています。

このような住民自らが意識を高めていく活動が非常に効果的であることから、行政としても、自治会等に防災訓練の実施を促すとともに、要請があった場合などは人的支援も積極的に行ってまいります。

次に、災害危険区域予防計画の中に、治山、治水対策、地すべり、崖崩れ対策、土石流対策などがあるが、その予防対策はどうなっているかという質問ですが。

地域防災計画書の中に災害危険箇所の一覧表を添付し、ため池16カ所、地すべり4カ所、山崩れ6カ所、急傾斜7カ所、河川3カ所を記載しています。そのほとんどが何らかの防止対策工事を実施済みであり、工事完了後も引き続き監視を続けています。

治山、地すべり、崖崩れについては土砂災害警戒区域を指定し、長崎県のホームページや役場建設課で閲覧ができます。

また、防災重点ため池については、既にため池ハザードマップを15カ所作成済みで、次年度以降14カ所を作成する計画です。

河川についても、川棚川洪水ハザードマップを作成しており、波佐見町のホームページに、ため池、河川のハザードマップを掲載しているところです。

次に、指定避難所の中には土砂災害には適さない公民館などの施設があるが、対策について協議をされたことはあるかという御質問ですが。

長崎県が実施した土砂災害危険区域の指定によって、これまで心配されていた、町指定避難所が危険な区域に該当する箇所が明らかになりました。これを受けて、地域防災計画書に載せている指定避難所一覧表にも土砂災害の危険区域にあることの表示をし、自治会長会の中でも周知をすることで対応しました。

ただし、実際の避難に当たっては、大雨のみであれば避難も問題はありませんが、土砂災害の危険を伴う場合が多いため、危険区域内にある各自治会の公民館等を避難所として使用することについて、具体的な協議までは行っておりませんが、できれば区域内の避難所は避け、町の避難施設を利用いただくよう周知しています。

次に、災害警戒本部を設置されなかったこともあるが、組織の体制は十分だったかという御質問ですが。

現在のルールでは、警報の気象情報が発表された場合は、役場に災害警戒本部を設置することになっています。本年度に入ってから3回の警報が出されたため、総務課防災担当がまず出務し、警戒本部を立ち上げます。雨の降り方など気象状況の変化や町内に災害の情報が寄せられるなど、状況によっては農林課や建設課の職員の出務もさせることになります。さらに、避難勧告を発令したケースもありますが、その場合は、町の施設を避難所として開設しますので、それぞれ2名ずつの要員も配置しました。

住民からは住宅への浸水情報が寄せられる場合もありますが、必要に応じて消防本部や管轄の消防団員も出動させ、土のうの手配等も行っています。近年の状況では、これらの対応に要員が不足したという状況は発生していません。

次に、県内21市町の国土強靱化地域計画の策定状況が新聞に掲載された。本町は検討中とあったが、今後の考えはという御質問ですが。

国土強靱化地域計画の策定根拠となっているのは、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法であります。

法第13条には、国土強靱化に係るその他の計画の指針となるべきものとして、市町村も定めることができるものと位置づけられ、義務化されているものではありませんが、この法律の趣旨や地方公共団体の責務にもうたわれていることから、地域の実情に応じた施策を総合的に策定し、実施していくことが必要であると考えています。

さきの新聞報道時点では未定としておりましたが、今後の国の方針に呼応した事業を効率よく進めるためには、令和2年の9月ごろまでには策定できるよう準備に取りかかったところ です。

次に、防災行政無線戸別受信機の整備の現状と今後の計画についてと、各自治会にアンケート調査を依頼されたが内容とその結果についての御質問ですが。

戸別受信機の整備に関しては、地域コミュニティに係る情報伝達と密に連携が必要であることから、導入方式決定前及び実施設計の段階から必要な情報を提供いただくためにアンケートを行っています。

導入方式決定前は、デモンストレーションを行った上で、一つ、現在の有線放送に満足しているか。また、戸別受信機が導入されても有線放送は維持するか。それと、戸別受信機はケーブルテレビ活用のほか、どの方式がよいか。さらにスマートフォンなどの活用をどう思うかなどでございます。

導入方式を決定した後は、固定電話や携帯電話の放送をするかしないか。自治会内で連合班などのグループ放送をするかしないか。1世帯の中で2カ所で聞けるようにしたい箇所がどのくらいあるのかの3点であります。

アンケートの結果では、文字による情報では、パソコンの操作などに不安があり、これまでどおり音声による放送を望む。ケーブルテレビの設備活用でもよい。スマートフォンも活用できるは便利であるなどの結果が得られました。

次に、自治会に未加入世帯やアパート世帯への対応はどうなっているかという御質問ですが、防災行政無線であるため、自治会に加入されていない世帯に対しても、希望があれば設置しなければなりません。今後、本格的な設置工事に入りますが、広報誌やホームページ、LINE@の方法により募集し、受け付けていく計画です。

次に、本年度から次年度にかけて導入予定と聞いているが、現状と今後の計画等はどうなっているかという質問ですが、本年12月議会に工事請負契約の締結議案を上程していますので、議決後に着工し、本体側の基幹的な工事を経て、来年6月ごろから順次各世帯に戸別受信機を設置する計画となっています。工事の進捗にもよりますが、年の途中から自治会単位で運用ができるところもあると思いますが、最終的には令和3年3月を完成予定としています。

次に、各自治会が設置した放送設備の柱や配線など、撤去費用の補助金等はどうなるかと

いう御質問ですが。

各自治会の中でも課題懸案となっているところですが、既設の柱や配線の撤去に関しては、どの程度の費用が発生するのか、具体的な試算は行っておりません。自治会によっては撤去工事の概算見積もりをされたところもありますが、その情報でも相当の費用が必要となってくることは見込まれます。

町としても、これまで有線放送設備に関し助成してきた経過もありますし、自治会の負担も大きくなることが予想されますので、何らかの助成の制度を設ける必要があると考えています。具体的な内容については、規模的にも大きく、撤去の工事でありますので、自治会と十分協議しながら、次年度以降に時間をかけて研究をしてみたいです。

次に、波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場について。まず、広報波佐見7月号には10月から岩峠駐車場の利用料金が有料になるとされていたが、11月号では令和2年1月15日から有料化スタートと掲載されたが、変更の理由はという御質問ですが。

波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場については、御承知のとおり、平成18年度に有料化に対する条例案が議会で否決され、その後、有料化の採算性や公有地の適正管理などの観点から検討してきた結果、公有地の有料化に対する社会情勢の変化も相まって、今年度、有料化する運びとなりました。

当初は、採算性がある利用料金の設定や利用頻度を図るために、条例化する前に、実証実験の位置づけでの、10月、有料化を目指し、その後、しかるべきタイミングで条例化を行う予定でありましたが、そのためには、利用者や住民の皆さんへの周知を早く図る必要があることから、広報7月号での掲載を行ったところです。ところが、その後に議会からの指摘もあり、また内部でも検討した結果、しっかりと条例化を行ってから有料化をスタートしたほうがよいと判断したため、ことしの9月議会で、波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例を提案し、可決いただいたものです。その後に業者を決定し、機材調達のスケジュールや利用者への周知等も考慮して、令和2年1月15日、有料化開始と決定したものです。

次に、駐車場周辺の環境を整え、これまで以上に便利になり、また、安心して利用できる駐車場に変わるとあるが、今までとどのように変わるのかという御質問ですが。

駐車場の有料化に伴い、自動料金徴収の機器やシステムを導入しますが、そのシステムには遠隔操作の機能や24時間オペレーターが対応するシステムを契約することから、安心して利用することができます。また、駐車場の外灯の増設や防犯カメラの設置等も行う予定であ

ります。

波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場は、本来、高速バスを利用する人のための駐車場であり、これまでは、他の目的で駐車する車で満車となり、利用できなかつたり、駐車場周辺への道路へ路上駐車する車が出てくるなど適正な管理ができない状況もありました。今回有料化することで、本来利用すべき人が安心して利用できる環境を整備するという事です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

大体、防災については総務文教委員会ですらいろいろとお尋ねしたりしてわかつとるつもりで、きょうは、改めてまた関心を持った人が多いもんですからお尋ねをいたしたいと思います。

まず、ため池の、先ほど答弁されました15カ所、ここにハザードマップをインターネットで調べてみたら15カ所があるわけですけども、ちょっと問題なのは、天ノ池がこの前からずっと話があつております。天ノ池で、以前、先輩議員とあそこで花見をしたことがあるんですよ、ツツジで。それで、根が張るからといって、ツツジを今取っておられると思います。そういうことで、この天ノ池については、地元の議員が2名、毎回みたいにして一般質問されたことが今記憶にあります。

ということから、あの下に家があるもんですから、今度はこのハザードマップに載っていない、先ほど言われました15カ所ですか、改めてするというのでしたけれども、まず天ノ池のことについてちょっと答弁お願いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

ため池ハザードマップの件でございますけれども、今現在、議員おっしゃられたとおり、15カ所のハザードマップをつくっておりますけれども、その中には天ノ池が今のところ入っておりませんが、令和元年度、52カ所を調査、重点ため池として追加しておるわけですが、その中のさらに14カ所でハザードマップをつくるようにいたしておりますけれども、その中には天ノ池は含まれておりますので、作成するという事になります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

平成30年の7月に発生した西日本豪雨により多くのため池が決壊したため、本町において

も全ての池を再点検したということでもあります。調査した結果、51カ所新たに防火重点ため池に指定することにしたとあるわけですが、これは51じゃなくして14カ所追加ちゅうことですか。その51って入っとるわけですよ。103カ所ですかね、ため池が。その中に、全部を再点検したところ51カ所を追加したっていうような文言がちょっとあったもんですから、そういうふうなことについて、その14カ所は今わかりましたけども、51カ所ちゅうのはどういう意味ですかね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

ため池でございますけれども、平成30年、西日本豪雨によってかなり決壊したということで、それを受けまして、全てのため池で調査をなさいということで調査をしてみました。その中で、済みません、52カ所を防災重点ため池に新たに指定をしております。ですから、防災重点ため池は町内に67カ所ということでございますけれども、さらにこの中でハザードマップを作成しなければならないというところが14カ所あるということで、もちろんハザードマップを作成するところも重点ため池の中ということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

計画書の中に、重要水防箇所老朽化ため池っていうのがあるわけですが、これは23ページで、そこに県北って全部書いとるわけですよ。これは県で管理しとるということですか。県北と、こういうふうに書いてあるのは。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

その県北と書いてあるところにつきましては、県北にもこういう計画がございますので、その中の地図に載っているため池ということでここに記載しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ため池が、これはあそこで、猪狩堤、これが新聞、昭和37年ぐらい見とったら、コンクリで打って、要するにグラウト注入をしたっていうようなことをされて、それが一時はやったということで。そしてここの池は、平成に入ってからじゃないかなと思っております。それが完成した、これ記念碑で、ここが140トンですか、一番大きなため池ちゅうことござ

いますので、今の現状はどうですか。私が聞いたところによりますと、何か漏水の少しあった、ちょっとこう、いろんな話をされとるというようなことでしたから、車も進入されんとか、いろいろな意見が出ております。このため池、地元から何も聞いておりませんか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

猪狩のため池でございますけども、本町の中で一番貯水量が多いため池ということでございますけども、以前、堤体の底の部分から少し水が漏っておるということで、1回は避難をされたようなこともございます。その後、工事をいたしましても、まだ、一応決壊するおそれもないということは断定できないということで、一応、水量の調節で今のところ被害が出ないような格好でさせていただいております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

地すべり、山崩れ、ありますけども、資料を見てみますと、地すべりは、工事は、国と県で全部費用はするということでございます。崖崩れ、山崩れ、これは地元負担ということでございますので、地元の負担金の割合はわかりますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

治山等、地すべり、急傾斜とか、建設と農林課の部署に分かれておりますけども、県単事業の場合は地元負担とかあります。ちょっと今ここに資料がございませんので、負担の割合については答えることはできません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど、災害時の避難場所ちゅうことで、避難所ちゅうて、公民館、例えば何とかセンターちゅうとあります。そういう施設の中で、適さないっていうことを言うておりましたけれども、私はこの写真を撮ってみて、これは公民館に全部、玄関に張ってあるわけで、それに適していないというても、町民の方が理解されとるかですね、住民の方が。その辺の指導をどうされておりますか。どっちかね、総務課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

地域防災計画書の避難場の一覧の中には32カ所の避難所の指定をいたしております。これは町の所有の施設とあわせて各自治会の公民館を指定をしているところです。先般、県のほうの調査で、土砂災害の危険区域が明確になったということで、その区域になっている公民館あたりが10カ所ぐらいありますけれども、その周知に関しては、今のところ、住民の皆さんに個別にもう懇切丁寧にというところまではできておりません。ただし、この防災計画書はもう自治会長さんには配付をいたしておりますので、この避難場の指定については、土砂災害の場合については危険な場所になっていますから、そういった被害が想定をされるような避難はできるだけ町の施設を利用してくださいと、そういうことで今のところは周知をしているところです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この計画書の中に、動員計画の中に職員の非常登庁とありますが、時間外、要するに休日、夜中、こういうことで本部ができた場合にスムーズに行くかなと考えた場合、1回されたときは、何か14時、要するに2時ごろで昼間ですから職員の方がいらっしゃいますけれども、これが夜中とかなんとかあった場合に連絡はスムーズに行くかなって、これが心配している。要するに、夜中がかなりあるんじゃないかなと思う。

続いて町外から見えております、要するに連絡方法はここに書いております。メールとか何だっている。そういうことですから、まず、夜中、例えば町外におられる方にスムーズにこの本部ができるかですね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

災害警戒本部を立ち上げた段階では、まだ総務課の職員、あるいは総務課の生活安全の職員ぐらいで対応しているんですけども、これが災害が大きくなったりということになると、職員に出務を要請する場合があります。現在のところは、職員全部メール登録をしております。携帯電話を持っておりますので、メール登録をしておりますので、まず警報が出た段階で災害警戒本部を設置しましたという情報が全職員に行っております。その段階ではまだ出務は要請はしていませんけれども、出務を要請する場合には、例えばそのメールを使って何々課と何々課の職員は出務をしてくださいとか、そういった情報伝達ができるだろうと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

波佐見町災害対策本部業務分担表であるわけですが、これは職員の方は、この表を、自分の分担を全部把握されておりますか。それとも、課が異動があったりしたときにどういうふう引き継ぎされておるのか。要するに総務課から入っているわけですが、ここに課長ありますね、38ページに。このことについてみんな把握されておるのか。1回、2回、要するに、課だけで、この総務課、例えばずっと書いてある課でされておるのかですね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

38ページの業務分担表に関しては、特に梅雨前の段階で、全職員に対して、第1配備、第2配備、第3配備という形態をとっておりますので、その構成については全職員に周知をいたしております。当然知っておくべき情報でございますので、その配備で出務してくださいということになれば、それによって出務をするということになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

九州電力玄海原発の事故を想定した原子力防災訓練が、県内において30キロ圏内の県北4市で訓練が新聞に掲載されておりましたけれども、これに本町から、総務課長なり誰か出席、参加されましたか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先般、ちょうど長崎県が主催で行った原子力防災訓練でございますが、波佐見町内には体育センターが避難場所と指定されておりましたので、避難所の開設等々について、職員の8名は出務しております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

それに、三川内で、訓練が終わってからスクリーニングが載っております。その下のほうに災害対策本部長の中村法道知事、避難所の一つとして波佐見体育センターを視察とありましたが、この内容については、打ち合わせ、話をされたことはどういうことですか。ただ現場を見に来て視察をされたということですか。誰かが一緒に、課長なり町長なり、誰か対応

されたのか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そのときには県知事が来られました。県知事が来られるというのが決定したのが、前日の段階で私たちも情報をいただきました。で、その段階では、県知事が来られてからは、避難所の運営の状況をつぶさに視察をされております。その段階では私に対応いたしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、防災無線に行きますけども、先ほど、自治会未加入、アパート、これに対してもいろんな資料には全世帯に配付しますよって、防災無線ですから。そして要らないちゅう人には町としては責任持ちませんよというようなことまで書いてありました。まず自治会では、加入者に、今まで防災有線放送がついたところにはすぐわかるわけですけども、今度調査、先ほど言いましたように、ここら辺の対応がどうかなと思うわけですけども、アパート、未加入者、この件について、もう1回ちょっと答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在計画をいたしております戸別受信、防災行政無線の戸別受信機は、自治会に加入をされているところについては、もう自治会から情報をいただいて、全て設置をするということにしております。自治会未加入者に対する対応は、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、広報誌、それからホームページ、それからLINE@の登録者、そういったところの方法によりまして募集をかける予定にいたしております。募集をかけまして、それに応じて、私のところも設置をしてくださいという希望があれば、そこの世帯には設置をするというような計画で今のところしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

要するに、アパートにおられる未加入の方、若い人は、この件について、いろんな人にお尋ねしたところ、もう防災無線も要らんじゃないかなっていうことで。というのが、スマートフォン、先ほど答弁ありましたように、私も昨年7月6日ですかね、有田町からと波佐見町から携帯に入ってきました。これも入ってくるんですけど、若い人に聞いてみたら、も

うわざわざそれをつけて、寝とるときに言われても困るんじゃないかということで、その辺は未加入の若い人には大変なと思うんですけども、先ほどホームページですか、いろんな形でとるということでした。その辺は大体幾らですか。5,235つけるようなことでしたけれども、世帯数が大体4,700ぐらいあるわけですね。これは、4,700ぐらいというのは、アパート、若い人も入っとるわけでしょう。そいけん、5,200台いうたら、加入者とか第1希望者の方といますかね、そういうことでいいですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

未加入者の数については、ちょっとこう不確定なところがあるんですけども、現在、住民登録の世帯が五千二百幾つだと思いますけれども、今回、防災行政無線の戸別受信機の台数をどのぐらいにするかというのを、ちょっとこう、なかなか研究したんですけども、まず、自治会に入っておられるところが約4,200ぐらい、4,200から4,300ぐらいだろうと思いますけれども、そこはもう、まず確実に必要だろう。それから、各世帯でも、同じ世帯に同居をしながら、住民票だけ分けていらっしゃるという、世帯分離をされている世帯も幾つかあるだろう。それから、先ほどおっしゃっているように、アパート等に入っている方については、そこまで求めない方もひょっとすればいらっしゃるかもしれないということで、その予備の台数をどの程度するかということも含めて、全体で今のところ4,700台の購入を計画しているところです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

その戸別受信機を今度各家庭に配付されるわけですけども、非常に便利なものねと思っております。これは、今までの有線放送は台所なら台所につけたら、もう移動はでけんですけども、今回は移動ができるわけでしょう。ただ、アンテナをしてそこに入ってくるかこんなかでしょうから。そういうふうな形ですからいいんですけども。今度それを受けた人が、落としたり、例えば家を転居したり、そしていろんなところにしたときに、その器具が役場に戻さないかんのか、それともアパートなんかはそのまま置いてきていいものか、その辺をちょっとこう言われました。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町内で転居をされる場合については、もう、自治会の組織が変わられるということであれば、その器具そのものが使えませんが、新しく加入をされた自治会のものを再度配付することになります。戸別受信機そのものは、もう町の管理のものとして、町の財産として位置づけますので、町が実質管理をしていかなければならないということになります。

ただし、要らなくなったものを町に返していただくべきものなのか、あるいはアパートであればもうそこに置いておいてもいいのか。その辺に対しては、まだちょっと正規な決定はいたしておりませんが、一旦、町に返していただく。それから、再度そこに入居された方も求められるか、求められないか、それはまたその判断の中で設置するかしないかを決めていかなければならないものだろうと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、先ほども答弁がありましたけれども、柱ですね。それと配線、これによって、委員会でも、ちょっと有線放送、波佐見テレビですね、あそこの話も出たんですが、私も改めて聞いてみたら、ほんの一部だけと書いていたです。というのが、NTTと大体九電の分を使っておりますから、ゼロとは言いませんけれども、幾らかあるちゅうことで、撤去するとなればかなりの金額がかかると思うわけで、考えんばいかんというようなことですが、極力この辺は地域、要するに自治会と、その時期になってきたら一遍にするわけいかんでしょうから、そういうような形で相談に乗るとか、いい知恵を出してやるとかしていただきたいと思っておりますけれども、どんなですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおりだと思います。撤去に関しては非常にどのぐらい費用がかかるか、まだ、見積もり等もとっていない状況で、どのぐらいの予算の規模になるかもわからないというのがあります。撤去のやり方についても、あってもかなりの費用の差が出てくるものだろうと思います。根っこから引っこ抜くものなのか、あるいは途中からもう切断していいものなのか。そのあたりのところでもかなりの費用が変わってくるものと思いますので、各自治会の撤去のやり方、どういう意向を持たれるか。あるいは、ひよっとすればほかの活用の、何がしかひよっとすれば活用の道もあるかもしれませんので、そのあたりについては、自治会の要望というか状況を十分把握をしながら費用の確定をして、それから町がどこまでお手伝い

できるかを判断していくべきだろうと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと一つ前後しますけども、各家庭にスピーカーがありますね。これは自治会が集めるのか、それとも面々で捨てていいのか。というのが、不投棄、投棄、それになる可能性もあるし、あるいはごみで出して、生ごみでいいのかですね。その辺の処分まで町としてはいろんなお尋ねが来ると思います。その時期になってきたら。

それで、私も心配して聞かれたのがその辺ですよ。スピーカー、もうぼんと捨ててよかと言われるとですね。それとも、もう自治会で収集するのか。そして一括してどっか、外国のどっかがね、必要かっていうことであれば送ってリサイクルにするのか、いろいろ方法はあると思いますけれども、処分については、総務課長はどういう考えを持っていますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在つけられているスピーカーそのものについては、所有権そのものはもう自治会のほうになっておりますので、自治会の判断によるものということになります。ただし、スピーカーそのものは、2台目をつける、現在も戸別受信機は配付予定ですが、それと接続をすれば、2カ所で聞けることになっておりますので、ひょっとすれば活用される世帯もあるかもしれませんので、その辺の使い方については、各世帯、あるいは各自治会の判断によってしていただくということになると思います。個別に廃棄をしていいということになるかもしれませんが、自治会がまとめて廃棄をされるかもしれません。その辺はもう自治会の対応にお任せをしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、波佐見有田インターチェンジの駐車場のことですが、私が、平成31年第1回の3月の一般質問の答弁の中では、先ほどの答弁されたように、要するに広報誌やホームページなどでお知らせしますということで、現駐車場にもお知らせ看板を上げますと。いろいろ、それは上がったかなと、私も何回か行ってみます。最近はこの上がっておりますね、看板にね、令和2年の2月1日からって。以前はこういうのが余りなかったんですよ。それであくまでも、今、課長ですよ、高速バスを利用する専用駐車場というような

ことを書いてあるわけですが、これは一般の方はどういう理解をしたらいいですかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

私たちは高速バスを利用する方の駐車場とっておりますけども、一般の方はわからない方もいらっしゃるかもしれませんが、駐車場内に二、三カ所、専用駐車場です。「一般の方の駐車はご遠慮ください」という説明の看板を設置をしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど壇上でも言いました。町長からの答弁もありましたけれども、これが7月の広報波佐見ですね。先ほど言いましたように、10月から有料化になりますよって書いてあるわけで。そして11月号では、もう町民に言わせれば、突然、令和2年の1月15日からって書いてあるちゅうことですね、町の広報で。町民は知るのはいくらなんですよ。

そういうことで、私もある会合に行ったときに、もう10月過ぎでしたから、もう有料化になっとなんかというふうなことでした。もうあつとつとでしようねと私は言いついて、その後、見に行ったら、何もありません。そして、いろいろ話を聞く中で、この広報に載つとつた。町民の方も理解されております。

利用については、先ほど町長から答弁がありましたように、いろんな事情があつてでしょうけども、課長、7月から11月までの間にいつこの決定をしましたか。令和2年の1月15日からって。そのときに、町の広報にやっぱり入れたほうがよかつたんじゃないかという意見も出ましたけども。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

御存じのとおり、9月議会で条例案を可決していただきまして、その後、入札の手順で時間を要しております。それで、10月下旬から11月、10月下旬ぐらいに周知について、業者が決まってから周知しようということで思っていましたので、当然、機材の調達あたりもスケジュールがございます。そういうところで、決定したのは恐らく10月下旬ごろだったというふうに思っております。

○12番（堀池主男君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時5分より再開いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 横山聖代議員。

○3番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして、2項目質問いたします。

1、いのち・暮らしを守る防災対策について。

近年、大規模災害や異常気象が相次いでおり、ことしの夏も全国で集中豪雨など自然災害が多数起きました。本町は昭和27年6月の土石流や平成2年7月には大水害が起きましたが、それからは大きな災害は起きていないため、町民の危機意識が薄いとも言えます。一方、去年7月の豪雨やことし8月の豪雨により本町にも特別警報が発令され、年々危機意識が高まっているのも確かであります。

では、以下の質問をいたします。

（1）平成25年施行の国土強靱化基本法で策定が可能になった強靱化地域計画の策定状況はどうなっていますか。

（2）避難行動要支援者個別支援計画の策定状況はどうなっていますか。

（3）支えあいマップの作成状況及び今後の計画をお聞かせください。

（4）防災協定の現況と今後の計画をお聞かせください。

（5）消防団の女性団員はさまざまな活動をされていますが、町民に周知されているとは言いがたいです。さらなる活動支援ができないのでしょうか。

2、中央小学校周辺の通学路について。

中央小学校周辺の通学路については、送迎車両が多く、危険箇所が散見されるとの声を多数聞きます。具体的な道路改良の予定はどうなっていますか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 横山議員の御質問にお答えいたします。

1番、いのち・暮らしを守る防災対策について。近年、大規模災害や異常気象が相次ぎ、今夏も全国で集中豪雨や自然災害が多数起きた。本町でも、昨年7月と、ことし8月の集中豪雨で特別警報を発令し、年々危機意識が高まってきているのも確かである。そこで、国土強靱化地域計画の策定状況はどうかという御質問ですが。

国土強靱化地域計画策定根拠は国の基本法律によるもので義務化されているものではありませんが、法の趣旨等を勘案し、国の有効な支援を活用していくためにも策定は必要と考えています。11月13日の報道では、県内団体でも策定済みの団体はありませんが、ほぼ来年度中には策定されるのではないかと予想されますので、本町においても来年9月を目標に策定していくよう準備に取りかかっています。

(2) 避難行動要支援個別支援計画の策定状況についての御質問ですが、議員お尋ねの個別支援計画については、文字どおり避難行動要支援名簿に登載している方々一人一人の状況について作成する個別の避難計画のことでありますが、その作成には人手と時間がかかり、なかなか進んでいない状況にあります。しかし、現在、関係課と連携をとりながら、一部において着手し始めたところですので、今後についてはできる限りスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

3、支えあいマップの作成状況及び今後の計画について。

支えあいマップは、社会福祉協議会が主体となって取り組まれていますので、社協の状況をお知らせします。

取り組みが始められたのは22年度からで、現在でも継続してマップの更新を実施しているのは10自治会です。今年度においても新規1団体を予定し、計画では、令和8年度までに21の自治会に広げていきたいとのことです。

(4) 防災協定の現況と今後の計画はという御質問ですが。

隣接する自治体との間では、消防に関する支援協定等は従来からありましたが、合併を機に災害時の相互支援まで範囲を広げた協定を結び直した例もあります。民間の企業や団体等との間では、平成25年以降、非常食料品の供給2社、LPガスの供給1団体、避難所としての施設利用4団体、支援物資の供給1社、医療や救護活動に関する支援3団体、大規模災害

発生時の支援活動1団体となっています。さらに、先日、11月21日には、災害時の輸送協力もソラシドエアと締結をいたしました。

今後においては、町内の大型店舗1社と支援物資の供給に関し、協定締結を計画しております。

(5) 女性消防団員はさまざまな活動をされているが、町民に周知されているとはいえない。告知を含めたさらなる活動支援ができないかという御質問ですか。

女性消防団員制度は平成21年から運用を始めており、現在5名が任命されています。活動内容は、出初め式等の式典や行事の支援のほか、他の団員と同じく現地教養訓練や放水訓練にも参加しています。平成28年度には救命講習の指導員資格を取得し、自治会やPTA、企業や消防団員の救命講習の指導にも当たっており、その活動の幅を年々広げているところであります。

その活動そのものが住民に広く知られていないとの御指摘ですが、自治会の防災訓練などにもPRしてきた経過もありますし、今後も機会を捉えて活動などを紹介し、支援していきたいと思っております。

次に、中央小学校周辺の通学路についての御質問ですが、中央小学校近辺の通学路については、送迎車両が多く、危険箇所が散見されるとの声を多数聞く。具体的な道路改良の予定はという御質問ですが。

中央小学校周辺の通学路で送迎によく利用されている町道は、波佐見交番前から中学校、中央小学校の前を通り抜けて圓證寺までの町道横枕線と、中央小学校から折敷瀬集落センターまでの横枕2号線があります。2路線は、道路幅員が3.5メートルから4メートルと狭く、車道と歩道の区分がないことから、通学路としては危険な道路となっています。このことから、道路改良の要望が地元住民や学校関係者から上がり、これまで、土地所有関係者や地区役員の皆さんと道路の幅員や線形について機会を設けて協議を行ってきたところです。横枕2号線については、平成17年度に折敷瀬集落センターから中央小学校への約100メートルの区間で歩道部の改良工事が完了していましたが、今年度新たに土地所有者と用地交渉の協議が済み、令和2年度以降の事業着工に向けて計画を進めており、横枕線については、現在、関係者の皆さんと協議を行っているところです。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、済みません、先に2の中央小学校周辺の通学路なんですけれども、計画が進められているということで安心いたしました。特に小熊会館から中央小学校までの通路が狭い上に、特に雨の日とか、送迎車両も多くてすごく危ない、危険ですので、なるべく早く事業を進めてもらうようお願いして、防災対策についてちょっと再質問していきたいと思います。

ちょっと小さいことまでたくさん聞きたいので、町長はじめ、課長におかれましては、前向きで端的な回答をしていただきたく思います。

それでは、まず最初に強靱化計画なんですけれども、令和2年9月ごろまでに策定予定ということでしたけれども、その策定するに当たって、内容についてですが、どういった項目を盛り込んでいくのか、どういうものを検討していくべきなのか、現時点でわかる段階でいいのでお答えください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

国土強靱化地域計画のどういったものを盛り込むべきかという質問ですけれども、国の基本計画には具体的な定めはありませんけれども、施策の基本的な指針とか、総合的計画的推進に必要な事項、それから個別についても、具体的に定めてよい、あるいは定めていくべきだという考え方はあるようです。

まず、国土強靱化計画そのものは、防災計画と違いまして、現在の地域といいますか、国土の状況の脆弱性を見きわめた上で、それにどのようなことを対応していくかということを決めていくべきだということになりまして、基本的な考え方の中には、策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、対象想定災害、それから、脆弱性の評価の中では、脆弱性評価の考え方、それから基本目標、事前に備えるべき目標、リスクシナリオ、政策分野の特定、それから、脆弱性評価の結果、そういったものを捉えた上で、国土強靱化の施策の推進の方針として、政策分野ごとにリスクシナリオを判断をしながら、分野別の政策を計上していくべきだと、そういうことになっているようです。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

わかりました。波佐見町でもこの地域防災計画をつくられていますけれども、じゃあ、この計画書と、強靱化地域計画の違いっていうのが、違いっていうのをお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、違いがなかなかわかりにくいところなのですが、端的に言いますと、国土強靱化というのは、いわゆるリスクに対することを定めていこうと。ですから、災害が発生する前に備えておくべきことということですね。地域防災計画に関しては、発災時、もしくは発災後の対応をどうしていくかということが大体主体的に盛り込まれていくと、極端に言うとうそいう形になります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

わかりました。そしたら、災害が発生して、また、災害が発生するおそれがあるときに、自分の力で避難することが難しい方、避難行動要支援者って言われる方ですね。ですが、本町には何名いらっしゃるのか、把握されていますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

この避難行動要支援者につきまして本町で把握しているのは、現在名簿をつくっているんですけども、名簿の登載者は331名でございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、その要支援者は自力では避難が難しいので、その方々をサポートしてくれる人が必要なわけですが、決まっているのでしょうか。また、名簿に決まっている、そのサポートしてくれる人の名前というのは記載されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この避難行動要支援者名簿の中には避難支援者の氏名までは記載をしておりません。決定しておりませんというほうが正しいかと思えますけれども。これにつきましては、今後、個別支援計画を策定する中で、避難支援者については決定していきたいというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そのサポートしてくれる人がまだ決まっていなくてことですかね。そしたら、今後、そ

の名簿をつくっていくに当たって、そのサポートしてくれる人たちも決まっていってことでよろしいのでしょうか。そしたらですよ、今までつくられていた、多分名簿があると思うんです。この避難行動要支援者っていう名前がある前に、この法律改正でこういう名目になったと思うんですけど、その前にも要支援者名簿的なのはあったと思うんですが、そちらのほうにはそのサポートしてくれる方々っていうのは載っていないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

以前つくっておりました災害時要援護者名簿は、それも一部協力者が載っていたところがあったと思うんですけども、名簿登載者の数もちょっと少のうございましたし、平成25年の災害対策基本法の一部改正によりまして、ちょっと名称が変更になりまして、今まで使っていたその災害時要援護者というものが、避難行動要支援者というふうな名称に変更になったわけございまして、またそのときに、その支援を必要とする方の名簿については改めて調査しなさいということがあったもんですから、以前のその災害時要援護者名簿の情報も踏襲しながら、改めて避難支援が必要かなと思われる方、全ての方に対して改めてアンケート調査をしました。その数はかなりちょっと多かったんですけども、まず高齢者、それから、障害者、要介護者、それから難病をお持ちの方、全てちょっとトータルしますと2,000名を超えていたんじゃないかと思います。

その方たち全部に通知を差し上げます。通知というかアンケートを差し上げまして、災害が起こったときに自力避難が可能でしょうかと、可能でないという場合に、近くにその支援者がいらっしゃるのか、いらっしゃらなければ、関係行政機関、関係機関でその情報を共有しながら支援しても差し支えないかということで、それに同意をいただいた方のみ名簿に登載したわけございまして、その数が331名ということになっております。

アンケートの回答率も、2,000以上差し上げまして、1,250名ぐらいの回答でしたので、半分ぐらいが返ってきていないという状況もあります。ですから、返ってきていない方の中には、まだ自力避難がちょっと困難で、やはり関係者の支援を受けないと避難ができないという方もいらっしゃるかもしれませんので、そこについて、今後また改めて調査し直したいと思っております。

現在のところ、本人さんの同意をいただいて関係機関と情報連携しているのが331名ということでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

何となくはわかりました。そしたら、その2,000名ぐらいにアンケートをとって、1,250名が回答で、331名の方がその同意をちゃんともらっているってことですがけれども、まだ回答ももらっていないところもあれば、その1,250名のうちの331名やけん、900ちょいの方がそういうサポートしてくれる人の同意っていうんですかね、がもらえていないってことですよ。

先ほどの町長の答弁でも、こういった個別支援計画をつくっていくには相当の時間と人手、マンパワーが必要ということでしたけれども、それが不足しているということですが。そしたら、でも、この個別支援計画をやはりつくっておかないと、いつ災害が起こるかわからないじゃないですか、今。なので、やはり早くこういうのはしていけないといけないと思うんで、このマンパワー不足について、臨時職員さんに来てもらったりとかして、早急に作成するような何か計画とかはまだないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、ちょっとその1,250名近くの方が回答されて、そのうち331名の方が同意された。それ以外の方は、まだ避難支援者が決まっていないんでしょうかということでございましたけれども、この回答された方は、支援が必要ですか、必要でないですかというところでチェックを入れていただいて、支援が必要ないということで回答されているところについては、名簿登載者の対象外というふうにしたわけでございます。それは、家族と同居されていて、近くに家族の方が避難誘導してくれるとか、近所の方が避難誘導してくれるというところについては、その関係機関の支援は必要ないですよということでしたので、そこはちょっともう名簿から外しております。それから、もう純粋に家族がいらっしやらないとか、近所にもその避難誘導してくれる方がちょっといないとかいう方については、やはり役場をはじめとする関係機関のほうで支援をしてもらいたいという人が331名であったということでございます。

それから、その個別支援計画の作成については、やはり先ほど町長が言いましたとおり、時間がかかると、人手が一番大きな問題かなというふうに思っておりますが、やはりここはもうどこの市町も、今、準備に取りかかっておりまして、うちとしても災害がかなり最近多

くなっています。波佐見町も、いつそういった大きな災害が起こるかもわかりませんので、できるだけ早急に対応していきたいと思っておりますし、来年の予算の中で、その臨時職員、専任の臨時職員あたりの費用も予算化したいなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

わかりました。そしたら、次、支えあいマップなんですけれども、この支えあいマップを作成している自治体が10自治体と言われましたが、その10自治体はどこか、お答え、お願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在、支えあいマップをつくって更新をされている自治会は、中尾、井石、金谷、稗木場、川内、甲長野、乙長野、協和、志折、平野、大体この10自治会が1回つくったものを更新を、継続をされているということで、それ以外にも、例えば、村木、三股、野々川、このあたりの自治会については、1回つくられたことがあるとか、少し取り組みを始められているとか、そういったところもあるようです。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、今後、ことし、また1団体つくる予定と言われていましたけど、そこはどこですか。町長の答弁で。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ちょっとそこのデータは、よく、31年度は、大体、稗木場、平野、協和が入っておられますね。はい。言いましたかね。ちょっとその辺は確定できません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、避難訓練を自治会単位とか連合班単位でされているところがあると思うんですけど、この避難訓練をされているところはどこか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

避難訓練をされた自治会については、ちょっとまだ明確に私たちも捉えることができておりません。大体実施をされていないところの関係もございますので、実施されているところは、中尾郷のほか、大体10団体程度ということをつかんでおります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、ちょっといろいろあるけん答えられないってことですが、この避難訓練を実施されている自治体と支えあいマップをつくって更新とかされている自治体っていうのは重なっていることが多いでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

大体そのとおりです。社協が協力をされて支えあいマップをつくったことがきっかけになって、避難訓練、防災訓練を実施されている団体が多いという理解でいいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

わかりました。そしたら、避難訓練をされている自治会さんなんですけれども、水害とか土砂災害とかいろんな災害があるじゃないですか。そういった災害を想定して訓練されているものなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そうです。大体、災害の発生の想定はどの自治会もされているようです。主に大雨による土砂災害がどこの場所で起きたという想定とか、そのような形で実施をされているようです。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

では、避難訓練されていない自治会もありますけれども、そういった、まだ実施されていない自治会に対して、助言だったり、支援しながら実施に向けたアプローチをすべきかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

できればしてくださいということをお願いすることが望ましいとは思いますが、非

常にこれも労力が要る活動でございますので、社協が進めておられる支えあいマップの作成、このあたりをきっかけに防災訓練を実施をされる団体が多いので、依頼まではしておりませんが、社協のそういった促しについては、できるだけ応えていただいてやってみられませんかとか、防災訓練をされるときには町もお手伝いはしますよというようなことで自治会には申し上げているという状況です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

望ましいけどなかなかあっていうところだとは思いますが、ちょっと聞きたいんですけど、この波佐見町の地域防災計画がありますよね。この中の3節に、ページ数でいったら14ページなんですけど、自主防災組織の整備計画がありますけれど、その中に地域ごとに自主防災計画を結成するように積極的に推進し、育成強化を図ることと書いてあるんですけど、この積極的に推進して育成強化を図るっていうのは町がすべきことなんですかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そうです。これは波佐見町の防災計画書ですので、町が当然進めるべきことということでございます。自主防災組織の結成に関しては、もう全ての自治会、22の自治体が全て自主防災組織として位置づけておりますので、あとはその育成強化、このあたりを町が進めなければならぬということになります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

先ほど総務課長も、町がすべきことと、育成をしていくべきことって言われましたので、やはり災害が起きたときに避難訓練をしたらと、したらんとは、極端な話、生死を分けることにつながりかねないと思いますので、全自治体で実施してもらえるように働きかけをお願いします。

そしたら、次に行きます。

本町にも指定避難所がありますけれども、町民の何%が避難できるようになっていますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

防災計画書の避難所の中には避難所ごとの収容人数というのが記載をされてあります。こ

れは、各避難所ごとに面積を割り出しまして、大体1人当たり3平米ぐらいが必要、これは収用の場合ですので、その避難所に入ってから何日か過ごすための面積が1人当たり3平米ぐらい必要だろうということの換算でつくっておりますので、大体それでいくと3,720人ということになります。今の32の施設の中ではですね。ですので、人口で換算すると約25%にはなりません。

ただし、これはあくまでも何日か過ごすためにはその面積が必要だろうということなので、一時的にきょう1日だけ、ぱっとう避難しましょうとかっていうことになると、その数倍程度は避難はできるとじゃないかというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに、最近、そういった何日も避難せんばとか、この間の千葉県のような災害が本町で起きていないから、まだ起きていないから、このくらいでもいいのかなとは思うんですけども、やっぱりいつそういったね、この間の8月、ことしの8月の大雨のとき、隣の武雄にわさ一とね、雨が降って、でも、あいがちよっとずれとったら、波佐見なんてすぐ隣の町だから、すごく怖い思いをしたんですよね。多分ほかの方たちもそういう思いをされた方、いると思うんです。

その理由に、私がちよっとうろちょろしてたときに、大雨のとき、うろちょろすんなって言われるかもしれないけど、うろちょろしてたときに、ちよっと、ある住宅にお住まいの高齢者の方が、何か怖かつて出とらしたときのあったとですよね。昼間。去年の7月に大雨のときにうろちょろしとったときに、その高齢者の方がアパートから何か出て、何かおどおどしよらしたけんですね、どがんさしたとですかって声かけたら、怖してって、どこに逃げればよかっちゃろうって言いよらしたけんですね、いやいや、ここが安全やけん、ここおつてくださいて言うたことはあつとですよね。

なんで、やっぱり、そがんやって私も怖いなと思ったんで、やっぱりそういった一人で住まわれている高齢者の方なんて特に怖い思いをされているので、この25%やったですかね、避難できる数がつていうのはすごく少ないのかなって思います。もし、その広範囲にわたって災害が起きたり、起こるおそれがあるって考えたらやっぱり少ないのかなと。

で、避難所に行くまでが危なくて身に危険が迫っているときって、最近、家の中の上下垂直方向に避難するっていう垂直避難っていうのもありますけれども、この全町民が全避難と

なることはほぼないのかもしれないけど、想定外のことがいつ起こるかわからない、この現在、何が起こるかわからないじゃないですか。避難所についても、見直しも含めて、追加指定をしていかないといけないのではないかと思うんですけども、その考えはどうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

想定を超えるような災害が起きらないとは当然限りませんので、そういった場合にはどうするのかということなんですが、今のところ32の避難所を設けております。指定をしておりますけれども、これは学校関係についてはもう体育館だけを指定をしております。ですので、もしもそういった想定外のことが発生した場合には、あるいはもう教室も全て開放するとか、あるいは、各自治会にあっては、連合班とか個別の集会場なんかもあるかと思っておりますので、そういったところも避難場として運用するとか、そういったことも考えられると思います。

ただし、そこをその地域防災計画書の中の避難所に指定していくかどうかについては、今のところまだそこまでは考えておりませんが、もしかして、土砂災害のその危険の範囲に入っているようなところもありますので、そういったことを考えれば、少しずつそういったところを、指定の見直しも少しずつ検討していくべき時期に来ているのではないかという考えはあります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

では、福祉避難所についてお伺いしたいんですけども、この福祉避難所っていうのは、一般の避難所では避難生活が困難な方とか、その避難所で援助が必要な方が避難する場所とのことですが、この福祉避難所の受け入れ可能人数は何名ですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

現在、町の福祉避難所に指定しておりますのは4カ所で、最大120人が受け入れ可能となっております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、先ほど避難行動要支援者の方で331名の方が、その避難するときに援助が必要だという同意をもらっているって言われたんですけど、それを聞いただけでも120人が避難

できるってことは少ないのかなと思うんですね。こういった、やはりこれも、福祉避難所についても追加指定をしていくべきなのではないかと思うんですけども、お考えはどうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

おっしゃるとおりでございます。まだ、本当にこういった福祉避難所に誘導が必要な方っていうのは、この名簿に登載している331名の中にも大部分の方がいらっしゃいますけれども、先ほど申しましたアンケートの未回答の方の部分でも、そういった方、支援が必要な方、大勢いらっしゃると思いますので、全体的なその把握ができていないので、何割ぐらいがこの避難所に受け入れが可能かっていう割合は出せませんが、本当にもうわずかなパーセンテージになってくるんじゃないかと思っております。

ですから、全然足りていないと思いますので、今後に向けては、やっぱり町内のほかの施設に、福祉施設あたりに協力をお願いをしまして、もっと増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変御心配いただきまして、本当に何が起こるかわかりませんが、やはり全国各都道府県でもそれぞれ環境条件が違いますね。そしてまた波佐見町においても、22部落の中で、それぞれ土砂崩れの危険性が高いところと全然関係ないところと、いっぱいあるわけですね。浸水っていうとも、結局、武雄市とかいろんなどころは入って排水が、平野が広くて、排水ができないというようなことで浸水につながっていく。ある面では、山から川棚川の本流に行く支流というのはそう長くないんですね。

だから、そして、一つは、やっぱりその要支援者の方々、体の不自由な方々もいらっしゃいます。できるだけ近くで、そういう福祉施設ですね。施設は、やっぱりきちっとする施設は、全体として大きな施設が今4カ所ぐらいあるわけですけども、そして、そういうふうなことで、できれば身近なところで安心できる場所っていうとも、緊急の場合はお互いに助け合って支え合っていくとか、施設ばかりじゃなくして、そういう町民同士の支え合いというのは、今からもっともっとやっていかないとかなんかというふうに思っております。

やっぱり、先日も身体障害者の方々との話をしても、なかなか、その会員が1割ぐらいしかいないというような、そういうところ、入りたくないっていう、そういう集団にですね。やっぱりそうすると、連絡はしにくい、非常に。だから、そういう中で、その人たちが連絡しやすいような地域とか雰囲気は今からどんどんつくっていかんばいかんとやなからうか。遠慮なく、ちょっとこうしてほしい、ああしてほしいというようなことをですね。町とか、地域の方々とか、そういう福祉の関係者の方々と、そういう意見交換がどんどんできてきて、こういうことだったらどうだろうか、こういうことだったらどうだろうかという、そういうアイデアが出てくれば、そういうふうにして前向きに、お互いに取り組んでいかないかんじやないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに町長の言われるように、今後、その支え合いまちづくりがもちろん大事になってくると思います。本町でもそうやって支え合いまちづくりが今スタートしているので、今後そういう支え合いまちづくりの発展ができるように私も期待したいと思います。

そういった指定避難所とか福祉避難所がありますけれども、開設、運営についてのマニュアルというのは作成されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

このマニュアルについては、うちのほうでつくっているのが災害時要援護者マニュアル、これはもう平成20年に策定しておりますけれども、その災害時要援護者マニュアルが一つと、総務課のほうでつくっております自主防災組織活動マニュアルですか、この二つがあります。ただし、避難所運営マニュアルというものはまだ作成しておりませんので、これについては早急に作成する必要があるかと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、この開設運営のマニュアルはまだってのようですが、今後作成されていく予定とのことですので、こういった作成後は、この避難所開設運営のこの訓練も、開設して、実際災害が起きたら開設して運営していかないといけないと思うんですけども、そういう訓練も必要になるのかなと思うんですけども、どうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そういった訓練はもう当然必要になろうかと思います。実際、もうかなり年数は前だと思えますが、中尾郷が、原子力の防災訓練が始まったときに、中尾の交流館、公民館のほうで避難所の運営の訓練をされたという経過もありますのが、そういった訓練は非常に自治会の中でも、自主防災組織の中でも非常に大事なことで、ためになるといいますか、実際されると、どういったことが足りなかったとか、そういう反省は非常に出ていたようでございますので、そういったものについては、もう本当に積極的にというふうな形で進めていくべきものであると思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

これば見てもらってよかですか。この避難所開設キットというのがあるんですけど、これ、大田区やったかな、東京都の大田区のやつをちょっと引っ張ってきたんですが、これですね、何か避難所マニュアルを実働的にしたもので、避難してきた人たちが避難所の運営をしていかなないとだめなので、誰でもわかるように、こうやって、もうファイルば、この順番、赤、青、緑という順番にあけていったら、開設もできて、運営もスムーズにできるよってというよなキットばつくられとらすとですよ。

この避難所開設キットって検索したら、すぐいろんな自治体のとの出てるけん、一度見てもらって、こういうのを、本町にも指定避難所もあるし、福祉避難所もあるから、こういったものをつくって、いつ災害が来て、避難所が開設して運営していかんばって、たくさんのところがあったときにスムーズに行くように、こういうのも活用されてみたらどうかと思っ、ちょっと紹介までです。

次に行きますね。

そしたら、次に、各福祉施設で避難訓練はされていると思うんですけども、有事が起きたときのこの緊急時の情報共有ってというのはどのように、情報共有はできるようになっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

情報共有といいますのは、その町の指定避難所とか、福祉避難所がどこにあるというのを

共有していますかということでしょうか。じゃなくてですか。

○3番（横山聖代君）

どこに何したよとか、そういった緊急時が起きたときに連絡をとれるような状況になっているか。

○住民福祉課長（山口博道君）

そこにつきましては、今までが大きな災害もなく来ておりまして、そういう状況になかったということで、そこら辺の情報共有の取り方、仕組みというものはつくっておりませんが、当然、今後そういったことについても、各施設と話をしながら取り決めをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、ちょっと防災協定について聞きたいんですけども、今いろんなところと防災協定を結ばれておりますが、今後なんですけど、何か助産師会とか看護師会とかとの協定を結ぶ考えはあるのかなって聞きたくて。

その理由として、災害時に要支援者と同様に災害弱者となり得る人として、乳幼児を連れた母親だったり、妊産婦さんがいると思います。熊本地震だったり、九州北部豪雨の際に、母子福祉避難所の必要性が認識されて、さきの台風15号のときに、千葉県南房総市で母子福祉避難所が開設されたっていうことは記憶に新しいと思います。ですので、こういった福祉避難所とは別に母子専用の福祉避難所が開設できるように協定を結ぶ必要があるのかなと思ったりするんですけども、考えはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まだそこまでははっきり言いまして考えた経過はありません。特に助産師会、あるいは看護師会もあることは存じ上げておりますけれども、どういった活動をされているのか、あるいは、そういった防災とかに対しての支援が受けられるような組織なのかということもなかなか存じ上げておりませんので、そこまではまだうちとしても協定の締結とかまでは考えておりません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かにまだそこまでは至っていないと言うとは思っていたんですけども、そしたら、今度、指定避難所だったり、避難所の開設運営のマニュアルを今後作成されると言っていましたので、ぜひ、その開設運営マニュアルの中に母子支援の留意事項を必ず盛り込んでいただきたいなと思います。例えば、授乳スペースとか、子供が遊べるスペースとか、着がえれる場所、プライベートスペースをちゃんと盛り込むように、そういうのはしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

避難所の運営マニュアルそのものができていないんですけども、どういったものを盛り込むべきかっていうことそのものも、まだ私たちも未知のところがございます、今おっしゃったような母子の支援とか、あるいは障害者の支援とか、高齢者の支援とか、いろんな項目があると思うんで、現在、今指摘いただいたことについては十分参考にさせてもらって、そういうマニュアルの中にどのように盛り込んでいけるか、研究をしてみたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、本町にはいろんな備蓄があると思いますけれども、どういうものがどのくらいあるのか、お知らせください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在のところ、本町の備蓄品については、毛布が432枚、それから缶詰パン、これが936缶、それから栄養食品、栄養食品というのは、特定の商品名で言いますと、カロリーメイトです。そういったものが2,910個、それから、今年度購入しましたけれども、防災用の水のタンク、これは10リットル入るタンクを3,000枚購入しております。以上が備蓄品です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

多分そういう備蓄品があると思いますけれども、その備蓄品が人口の5%掛ける3日分というのが何か推進されている量ですよ。多分この量と違って、町民の方、知っている方、少ないと思うんですよ。なぜなら、何か起きたとき、町が助けてくれるもんって思っとらず人が中にはいらっちゃったのでですね。そしたら、こういった本当に大災害が起きたときに、

自分たちでちゃんと備蓄ばしとかんばだめとよっていうとば、ちゃんと皆さんに周知していく必要があるって思うんですよ。なので、そうね、もっと周知すべきではないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

もう周知は当然必要なことだと思っております。現在もホームページのほうに少し載せてはおりますけれども、まだまだわかりにくい点があると思いますので、まず避難するときには3日分ぐらいの食料を持って行ってくださいよとか、水は持って行ってくださいよ。あるいは可能であれば毛布まで持って行ってくださいよとか、そういったところも当然周知は必要だろうと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに、先ほど総務課長が言われましたとおり、これですよね、載せとらすと。私もこれを見て、字ばかりだ一と並んどっけん、読みとくなかとですよ。なんで、やっぱりもうちょっと周知をするときには、絵とか写真とか、視覚的にすぐ見てわかるようにホームページも変えていっていただきたいなと思います。

あと、広報波佐見って結構皆さん見られる方、多いと思うので、年に1度ぐらいはこの防災の特集を組んでいただいて、防災に対する意識啓発をしていっていただきたいなと思うんですけれども、そのところはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおりに、もう少しわかりやすく、絵でも挿入してというのはありますので、少し勉強しながらわかりやすく載せていきたいと思っております。

それから、防災に関しては毎年6月号に載せておりますけれども、大雨とか台風に備えましょうということで情報は出しておりますが、このあたりのところにも、もう少し、避難する場合の所持品とか、そういったものも少し載せられるようであれば載せていきたいと思っております。広報には毎年この時期に1回は、1ページは載せております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

ありがとうございます。そしたら、本町も各種ハザードマップ、ため池もそうです。川棚

川の洪水のやつのハザードマップを作成されていますけれども、このハザードマップ自体も町民の方全てに周知されているとは言いがたいところがあると思うんです。そもそも、身の回りの危険を知つとかなないと避難しようがないし、いざというときに適切な避難行動をとれるようにするためにも、このハザードマップ、これですよね、ハザードマップ、本町がつくられているこのハザードマップだったり、ため池のハザードマップとかありますけど、それプラス、備蓄品とか、非常時に持ち出すものとか、まとめたものを何か冊子とかにして、全世帯に配ったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そちらはどうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ハザードマップに関しては、先ほどお示しされた洪水ハザードマップについては、平成19年ごろだったろうと思いますけれども、一旦全世帯に配った経過はあります。そのハザードマップは、来年度、建設課のほうでもう1回作り直す。基準が100年に一度ですかね、の確率の視点に立ったハザードマップをつくるということでございまして、それは、全世帯に配られる計画のようでございます。そのほかのハザードマップについても、できるだけ住民に知らせるということで、世帯配付等を計画されているものと思います。

それから、備蓄品関係ですね。災害に関するいろんな情報ということだろうと思いますが、数年前に1回、計画をしたときがあったんですけども、ちょっと事務のふくそう関係で挫折をしましたが、そういった備蓄品をお知らせするとか、こういった災害についてはこういう対応が必要ですよとか、そういった災害に関する冊子みたいなものは、民間でもつくっているものがあって、それを波佐見町版につくりかえてという方法もできるので、研究しながら、可能であれば実施をしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、研究とか、よろしくお願ひします。ちなみに、ちょっと紹介ですけど、隣の有田町はこんな感じで作られています。なので、こういうのとか参考にして。私がよく見るのは東京防災、結構分厚いんですけど、140円ぐらいで売ってありますので、よかったら研究されてください。

そしたら、女性消防団のことにいきたいんですけども、こうやっっているいろんな、まだまだ周知活動、防災について周知活動ができていない中、女性消防団の方たちは各自治会とか婦

人会とかを回って、防災講習だったり、救命講習とかをされていて、でも、自分たちが知っとかんばいかんけんってことで資格も取られてってことです。男性の消防団とはまた違った視点から、町民の生命財産を守る活動を活発にされております。

なのに、こういった活動をするときの備品とか消耗品とか、自費で賄ってされているとも聞いたことがあります。なので、この女性消防団としての予算枠はつくれないのかどうか、ちょっと確認したいです。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

予算枠はつくれます。それはもう女性消防団員さん、今5名いらっしゃいますけれども、非常備消防費の中に予算をとることは可能です。ですので、そのこの団員さんとコミュニケーションがうまくとれていないのかもしれませんが、どんな活動をしたいので、こういったものの支援をしてくださいという、そういう要請があれば、予算化をして、購入するのは購入する、あるいは人の支援が必要であれば、ほかの消防団員も支援をするとか、そういった活動は大いにやっていけると考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

すごくありがたい言葉をいただいてよかったです。

あと、その女性消防団の方たちのこの講習とかなんですけど、自分たちで声かけをして、いろんな自治会に声かけをして、講習をしてほしいってなったら、役場を通して女性消防団ってような流れをされているんですけども、こういった自分で自主的に何か営業じゃないけど声掛けをされているみたいなので、もっと告知とかをして、全自治体の方たちにこういった防災知識の啓発につながるような女性消防団の活動をもっとしてほしいなと思います。

ちなみに、ごめんなさいね、この写真も女性消防団が、これは岳辺田の婦人会で、これは救命講習、こっちは湯無田郷の美老クラブというところで防災講習をされました。こっちは、12月3日か2日に避難所訓練っていうのをされて、ちゃんと開設運営から自分たちで考えてされて、電気がなかったらどうなるかというような状況で、本当に真っ暗な中、こういったペットボトルを使って明るくなるよと、こういった訓練とか、自分たちで頑張らせていますので、今後もっと女性消防団が活動していけるようによろしくお願ひしたいと思います。

そしたら、波佐見町って、ちゃんとかうやって立派に計画とかつくっていらっしやいますけれども、実際、実態に即した計画になっているとはちょっと言いがたかったのかなと思います。さっきの質問とか、していく中でですね。これを機に、防災について考えるタイミングではないかと思います。やっぱり気候変動等の影響によって、頻発化、激甚化する水害、土砂災害から町民の命を守る取り組みというのはやはり急務と言えますので、全町民で防災について考えるきっかけになるよう、今後の動きを期待したいと思います。

最後に、よかったら町長、今後、意気込みも含めて答弁をいただきたいなと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

議員と各担当者の討論の中で、大変示唆の大きいものを感じております。そういう面で、やはり言われたことのマニュアルづくりとか、そしてまた、やっぱり町民全体が知らん人が多かって、それをいかに知らせるかっていうことを、やはり今までの自治会活動とか、支え合いの活動、老人会の活動、そういうことの皆さんとも、きちんと防災に対してとか、支え合いに対して、さらに充実をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時20分より再開いたします。

午後3時5分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。通告に従い、次の質問をいたします。

波佐見町体育協会、文化協会について。

人口減少による過疎化の進行により、行事に参加できない地区がある。そこで、この現状を踏まえ、次のことを問います。

(1) 行事日程の予定と見直しはいつ行われるのか。

(2) 各行事の問題点はどんなものでしょうか。

(3) 今後の進め方はいかがでしょうか。

2、ふるさとづくり応援寄附金について。

1、現在、申し込み件数と金額は。

去年との比較は。

3、返礼品の地場産業の割合は。

返礼品として掲載されていない商品の今後の活用と対策は。

5、今後の基金の使い道は。

3、本町のスマートシティ構想について、

(1) 福島県会津若松市のようなICT産業（スマートシティモデル都市）を推進できないか。

(2) 工業団地のかわりに、比較的資本投下が少ない雇用やコスト節減が図れる産業の推進ができないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 北村議員の御質問にお答えいたします。

最初の波佐見町体育協会、文化協会についての御質問は、教育委員会より答弁があります。

まず、2番のふるさとづくり応援寄附金について。現在、申し込み件数と金額はどうなっているかということですが。今年度の4月から11月末にかけて、件数で1万8,860件、金額では5億3,084万6,000円の申し込みをいただいています。

次に、昨年との比較はということですが、昨年の同時期が9,940件、3億8,830万5,000円の申し込みでしたので、件数では89.7%、1,920件の増加、金額では36.7%、1億4,254万1,000円の増加となっています。

3番の返礼品の地場産業の割合はと。内訳については、全てのデータを集計できていないため、見込みでお答えしますが、陶磁器関係が件数、金額ともに8割を超えていると思われます。次いで、酒や加工品を含めた食料品関係が件数、金額ともに1割弱程度と見込まれています。

(4) 返礼品の中に掲載されていない商品の今後の活用と対策はという御質問ですが、取り扱う返礼品数を増やし、寄附者に魅力ある選択肢を多く与え、さまざまなニーズに応えていることが近年の寄附金の増加要因の一つと思われることから、今後も新たな返礼品の掘り起こしは重要と考えています。これまでも、ふるさと納税関係事務を委託している業者が新規商品の提案などの営業活動を行っているところであり、今後も連携を密にしながら掘り起こしを進めていくこととしています。

(5) 今後の基金の使い道は。ふるさと納税を財源として実施できる事業は、条例により大きく五つの項目に分類されます。また、法令等の縛りはないものの、制度の性質上、確実な収入が確保されない臨時的収入であり、経常的な支出につながる経費の財源としては不適切と判断しています。

その中で、これまでも、1、ふるさとを元気に楽しくする活動として、地方創生につながる事業、2、未来に伝えたい伝統文化の保存、整備として、文化財の保護などにつながる事業、3、懐かしい景観、新しいまちなみの整備として、河川公園管理などの事業、4、次世代を担う子供たちの健全育成として、学校教育施設や通学路、保健体育関係施設の整備などの事業、5、町長が必要と認める事業として、防災関係などの事業に充当しています。

今後につきましても、五つの項目に合致する臨時的な事業で、公的施設の整備や、緊急かつ重要な事業、これまで要望があっても財源が確保できずに取り組みなかった事業、地方創生につながる事業などに引き続き活用したいと考えているところです。

次に、3番の本町のスマートシティ構想について。(1) 福島県の会津若松市みたいなICT産業、スマートシティモデル都市を推進できないかという御質問ですが。

会津若松市においては、スマートシティ会津若松として、ICT、いわゆる情報通信技術などを、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通環境といった、生活を取り巻くさまざまな分野で活用し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできる町づくりが進められています。

本町においては、スマートシティ構想として取りまとめたものではありませんが、町総合計画において、学校教育の充実として、児童生徒用タブレットの配備やICT支援員の導入、電子自治体・情報教育の推進として、電子納税等の利便性向上や、オープンデータの整備推進といった情報通信技術の活用も掲げており、実際に導入しているものもある状況です。

また、県が立ち上げた長崎県2040研究会では、一定の人口減少社会に備える姿勢は重要で

あるとして、四つの視点から課題と対応の方向性が示されましたが、その中でも、医療、インフラ整備、教育、労働力の確保、人材育成、自治体業務効率化といった多くの分野で、IoT、AIなどの情報通信技術の新技术の発展、進化を活用することが報告されていることから、今後本町においてもさまざまな分野での新たな情報通信技術活用は課題と考えており、研究の上、可能なものは導入の検討を進めていく必要があると感じているところです。

次に、工業団地のかわりに、比較的資本投下が少ない雇用やコスト削減が図れる産業の推進ができないかという御質問ですが。

平成28年3月に策定した、波佐見町まち・ひと・しごと総合戦略が来年3月で終期を迎えるため、現在、第2期の総合戦略策定に向けた有識者会議を行っていますが、その中の議論として、空き工房バンクの活用促進の一つとして、IT関連企業やデザイナー業など、場所を選ばなくてもインターネット環境があれば仕事ができるような小規模企業の入居、活用を検討できないかという提案や、町内の空き工房を利活用した企業誘致を行ってはどうかといった提案が出ているところです。

新たな工場団地の造成には多額の費用が生じることから、町としても、有識者会議の議論の中でいただいた意見なども参考にしながら、少ないコストで雇用が創出できる方策について検討を進め、実現可能なものから具体化していく必要があると考えています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

皆さん、こんにちは。

北村清美議員の質問に、教育委員会のほうからお答えしたいと思います。

1、波佐見町体育協会、文化協会について。人口減少による過疎化の進行により、行事に参加できない地区がある。そこで、この現状を踏まえ、次のことを問う。（1）行事日程の予定と見直しはいつ行われるのかについてですが。

波佐見町体育協会は、町内のスポーツ競技団体で構成される任意団体の協会で、教育委員会が事務局を兼ねています。また、波佐見町文化協会は、町内の幅広い文化団体で構成される任意団体の協会ではありますが、運営自体は自立して行っておられ、教育委員会は事務局的な支援を行っています。

それぞれさまざまな主催行事を行われていますが、代表的なものとして、体育協会は、11月のはさみ林道マラソン、1月の波佐見一周駅伝大会、3月の波佐見ロードレース大会とな

っています。一方、文化協会は、10月の町民文化祭、2月の町民音楽祭となっています。両協会とも、年度初めに理事会等が行われ、その年度の行事計画が立てられています。

(2) 各行事の問題点は、についてですが。現時点で教育委員会として認識しているのは、波佐見一周駅伝大会について、特に少子化に伴い、学生が確保できない自治会が増加傾向であることで、参加資格の見直しが必要となっています。

次に、はさみ林道マラソンについて、中尾郷、鬼木郷両自治会については、選手へのおもてなしのため炊き出し等を行っていただいておりますが、高齢化に伴い、人員の確保が問題となっています。

また、町民文化祭について、会員数の減少に伴い、参加しやすい行事日程が課題となっているようであります。

3、今後の進め方についてですが、時代の流れとともにさまざまな課題が生じていますが、これまで両協会の主催行事として長い伝統と地域活性化に大きく貢献した実績がありますので、まずは、両協会内で課題等の共通認識が必要だと考えています。そのためにも、両協会内で十分な議論が必要だと考えていますので、教育委員会としても、機会を捉えて、助言並びに支援を行っていきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ちょっと質問と答弁の中に、かなり答弁が、正式な答弁がありましたけど、ちょっと重複するかもわかりませんが、改めていきたいと思えます。

まず第1に、体育協会と文化協会のそれぞれの構成員の団体数は幾らあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、本年度の体育協会の構成団体でございますが、16団体、会員数が940名でございます。一方、文化協会でございますが、33団体、389名でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その中で、町の補助金も出とるし、委託金も出とるしということで、決算書もあると思えますが、全体の収入と支出はどのぐらいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、体育協会のほうから報告させていただきます。昨年度の決算で申し上げますと、体育協会の収入が約199万円でございます。一方、支出もほぼ同額190万ぐらいでございます。

文化協会でございますが、30年度の決算で申し上げますと、収入が約130万弱、そして、支出が120万弱となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その中で、町の補助金と委託金はそれぞれ幾らでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、体育協会でございますが、体育協会、先ほど申し上げました約190万、200万弱でございますが、うち町の補助金が90万でございます。一方、文化協会でございますが、先ほど申し上げました130万の収入のうち、町の補助金が110万、町の委託金が54万ということとなっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう一度、その文化協会の補助金をちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

済みません、ちょっと言い間違えました。申しわけございません。

文化協会、収入全体が、合計が130万、うち町の補助金が11万と町の委託金が54でございます。内訳ですね。そうですね、11万でございます。訂正いたします。申しわけございませんでした。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今それぞれの体育協会の行事、文化協会の行事を答弁なされましたけども、それのおおのの予算はどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、体育協会関係でございますが、これは今年度、令和元年度の予算から御説明をいたします。波佐見一周駅伝大会が50万円、林道マラソンも50万円でございます。一方、波佐見ロードレースについては参加負担金の中で賄っているということでございます。

一方、文化協会の関係でございますが、同じくこれも令和元年度の文化協会の予算から申し上げますと、まず、町民文化祭が38万円、そして町民音楽祭が19万円でございます。そのほか、一番大きなものとするれば、波佐見文化誌を発行されていますので、それが48万円程度、予算が計上されております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

町民一周駅伝も、要するに今までは盛大に行われています。本当に皆さん、各地区参加できてよかったんですけど、これからはちょっと問題がある。そのことはちょっと別にしまして、逆に林道マラソンに関して言えば、参加者は150名、もうマックスだというようなことで聞いております。非常に参加者が多くて、楽しんで帰っていらっしゃることは事実なんですけども。

その中でやっぱり、先ほど答弁の中にありましたように、林道マラソンのおもてなしの部分ですね。これがその地区ではやっぱり非常にネックになっております。といいますのも、その前の日に準備で、昼の1時から、その日の7時までかかり、そしてその翌日、当日は8時から大体4時ぐらいまでかかるわけですね。延べ人数としては約20人近くの女性が携わるわけですけど、非常に疲労こんぱいしましてね、本当はやりたくないという意見が強いわけですよ。非常に林道マラソン自体はいいわけですよ。その面の対策としましてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

私どもも体育協会の事務局を担っておりますので、中尾地区、中尾郷、鬼木郷の方々に支えられてこの林道マラソンをやられていると、行っていけるというふうに思っております。選手の皆さんは両地区のおもてなしに感激して帰ってこられて、大変リピーターも多いという状況でございます。

そういった中で、年々、その材料を刻むといいますか、食材を準備するというところについて負担になっているということは私たちのほうにも届いております。具体的に検討をしてい

る状況でございますが、やはりこの材料の、食材の準備について、現在中尾郷にお願いしているところでございますが、これを業者の方に外注するとかいうことも選択肢の一つかなというところで検討しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その前に聞くのを忘れましたけど、参加者はどの程度の参加料を払っていらっしゃるんですかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

林道マラソンについては、お一人当たり3,000円の参加費をいただいております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そしたら、150人として約50万近いお金が集まるわけですよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

そのとおりでございますが、体育協会の今年度の予算では49万5,000円の予算計上を見込んでおります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その参加費用だけでおさまらないということですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど申したとおり、林道マラソンの支出が50万でございますので、全ての方が登録されて走った場合はほぼ負担金の中で賄えるという状況でございますが、実際は走らない方も十数名程度いらっしゃいますので、その点は体育協会全体の予算の中で補填をしているという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そういう問題点を深刻に受けとめていらっしゃるんだとしたら、来年度からどうすべきか。

最悪の場合は廃止ですよ。最悪の場合は、おもてなしをしなきゃ別に問題ないですけど、それじゃあ、多分参加者がいないんじゃないかと思います。その点はどうですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど言ったとおり、この林道マラソンについては、中尾郷、鬼木郷のおもてなしに選手の皆さん、感激されてリピーターが大変多い大会でございます。当然、地域の方がそれぞれ御負担に思っているならば、その検討はぜひ行わせていただきたいと思います。

やはりこういった大会をすることによって、情報発信、または中尾地区に来ていただくという大きなメリットがございますので、私どもとすれば、中尾地区、鬼木地区の負担を軽減しながら、この大会はぜひ継続させていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう一つ、つけ加えるとしたら、結局、何人分つくるかといいますと、約350人を目標にするわけですよ。350人前っていうのを想像したことありますか、実際に。鬼木だけでも700をつくらないかんですよ。そしたら、推して、豚汁ほどのぐらいつくらないかんか大体わかるんですよ。そういうことを考えて、非常に考慮していただいて、次に、来年に当たっていただきたいと思います。

それと、もう一つは、ロードレース大会の問題点はないんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ロードレースの運営自体は特に大きな課題はございません。強いて申し上げるならば、コースについて、やはり警察からもう少し改善できないかということが指摘はされておりますが、参加者からは特に大きな苦情等は寄せられておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

例年、どのぐらいの人数が参加されるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

1,500の方が参加していただいております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

やっぱりすごい参加人数ですね、1,500人っていうと。林道マラソンみたいな、あんなきついで150人も走られるんですから。本当に波佐見の地名力と申しますか、やっぱりすごいなと感じております。特に問題がないなら、それは別に問題ありません。

それと、次に、町民一周駅伝大会についてお尋ねしたいと思いますが、かねてより非常に答弁の中にも問題があるというようなことで把握をされていますけども、結局、少ない22部落のうち、4部落近くが非常に人口が少ない、学生が少ないというようなことで、出場できるチームが、できるかできないという問題が前からしているし、自治会長会議でも、いろいろな体育部長会議でも説明をされておると思うんですが、どういう対処を主にされていますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁もあったかと思いますが、やはり学生が少なくなってきております。少子化に伴うものでございます。基本的には7区間を、学生枠4、4枠で、一般枠3人という枠でしますが、その4人も確保できないという地区となっておりますので、いかにその学生が少ないのを補填をするかということで、毎年、大会要綱の見直しをしておるところでございます。

特に近年は郷出身、地区の出身の方がほかの町内のほかの地区に住まわれている場合とか、または町外に住まわれている場合、これを組み合わせて選出することで、何とかチーム編成をお願いをしているという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もし、仮の話をしたくないんですけども、どうしてもチーム編成ができないという場合はどうされます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

私たち教育委員会とすれば、64回を今回迎える伝統ある大会でございますので、かつ、県内でもこういった自治会対抗、地区対抗の駅伝ちゅうのはもう既に大規模にやっているのは波佐見ぐらいだろうという認識がございます。したがって、ぜひ、やはり地区にはどう

にかして出ていただきたい。そのために、毎年度、要綱を見直しているような状況でございますので、そういった中で、ベストを尽くしていただいて、当日、どうしてもやはり無理だということであればやむを得ないというふうに思っておりますが、やはり地区に相談を受けながらよりよい形でいきたいというふうに考えております。

なお、今年度から、前半優勝、後半優勝ということでも、表彰の仕方も変えております。ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが、前半に選手を傾注して何とか上位を目指そうということになれば、出場すれば、地区の記録が残らないにしろ、走った選手の記録が残りますので、そういったことでも教育委員会としても考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

じゃあ、最初からオープン参加は認めないということですね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

これは地区の対抗、自治会対抗の長い伝統がございます。教育委員会としてはオープン参加の方針は全く考えておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう一つ、その前半優勝、後半優勝というようなことで設定されるということですが、前半出場できても後半出場できなかった場合はどうなるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

これは地区の記録は残りません。しかしながら、走った選手の記録が残ります。こういうことで10回出場、20回出場ということで表彰もできますので、そういった場合は、途中棄権があっても選手の記録が残るということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

わかりました。ぜひ、何とか出場できるように緩和をしてください。よろしく申し上げます。

次、文化協会に入りたいと思うんですが、同じような質問ですけど、町民音楽祭と文化祭

があるというようなことですが、町民音楽祭に関しては全然問題ないですよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

特に町民音楽祭については、私どものほうに苦情等、要請等は届いておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それでは、文化祭のことにしてお尋ねしたいと思うんですが、文化祭は以前、平成10年やったか、10年やったですか、いうふうに、それまでは11月の3日前後に開催をされていましたが、陶器まつり、後からは炎まつりと言うようになりましたけど、それができた時点で10月の第4週の土日になりました。これを、もう今、炎まつりもなくなりまして、農業祭りになっております。これが文化の日ですから、11月の3日前後に、土日にかかるような企画は来年度からできないんですかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回、北村議員の御質問をいただきまして、文化協会の事務局を担われている方と話をする機会がございました。文化協会の中でも、その11月3日を基軸として、以前のように戻せないかという話があるようでございますが、教育長が答弁したとおり、まずはそういった状況を、共通認識を協会内でしていただいて論議をしていただきたいなと思っております。具体的には、会員の皆さんにアンケートをとるとかいう手法もとれるのではないかなと思っております。

一方、現在、11月3日には、ほかのスポーツ団体の主催の大きな大会が体育センターのほうで行われております。どうしても会場が重複しますので、同じ日に行えるというのは、会場的なスペック的な関係で無理があるのではないかなというふうにしてございますので、やはり、もし仮に11月3日をやるとなれば、そういった団体の、今行われている団体の方との協議、日程の調整も必要だと思っておりますので、その辺が今後ポイントになるのかなという認識でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

来年度の、令和2年度の行事日程はいつ決まるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、年度初めの理事会等で正式な行事予定は決定されるものですが、その前に、御存じかもしれませんが、1月末、2月末に、2月にかけて、社会体育施設の利用調整会議がございます。その付近までには大まかなやはり道筋を立てて、ほかの団体との施設利用の調整が図られるべきだというふうに考えておりますので、年明けぐらいには、やはりそういった令和2年度の計画について協議を開始していただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ぜひ議題に上げてください。その総括じゃないんですけど、教育長のお考えはどういう考えですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今、次長のほうが申し上げましたように、体育的な行事で、林道マラソンとかロードレース大会については、やはりランナーとして、おもてなしについては楽しみの一つであります。私自身もこの二つのレースには何回か参加をさせていただいて、その走り終わった後の慰労というのを兼ねて、おもてなしというのは物すごくありがたく感じております。ただ、その運営面については大変だということも教育委員会の中に入りましてわかりましたので、そのことについては、十分教育委員会の中でも話をして進めていきたいというふうに思っております。

それから、波佐見一周駅伝に関しましては、昭和31年の6月に上波佐見町と下波佐見村が合併した、その年度末に最初行われたというふうに伺っております。その波佐見町の歴史とともに、この一周駅伝ちゅうのは脈々と受け継いでこられた実績もありますので、この形としては、私自身もしっかりと地区対抗という形は残していきたいなというふうに思っております。

ただ、先ほどからも申し上げましたように、歴史的なものと、それと、これからの先のことを考えていったときには、これについてもやっぱり十分各自治会の会長さんとか、それから体育部長さんとか、そういった御意見を伺いながら、よりよい形をつくってきたいとい

うふうに私自身も考えていきたいと思いますので、御支援、御協力をお願いできればというふうに思っております。

あと、文化活動につきましては、たくさん文化協会の団体の方がいらっしゃいますので、先ほど言いましたように、今年度中に、末までに話し合いを進めていながら、来年度に向けて計画していきたいというふうに思っておりますので、御協力、御支援、お願いをしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に行きたいと思います。

ふるさとづくり応援寄附金について、先ほど寄附金の現在の状況等を聞いて、相当な伸び率をされているというようなことで、本当、一時金ボーナスとしては非常にでかいですね、大きいですね。町長もこれで少しゆとりのある予算組みができるんじゃないかと思っておりますけども。

その中で、ちょっと細かいことを聞きたいと思うんですが、寄附金金額の平均金額というのはどのぐらいなんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

今年度の1件当たりの平均でございますけども、先ほどの町長が申し上げた金額を件数で割りますと、およそ2万8,000円ぐらいということになっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そのうち何割、3万円としまして、3割が返礼品ですかね、金額的には。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

昨年度までは一部違う取り扱いのものがございましたけども、総務省の規制なども完全にできてしまったので、今年度は全て3割、30%ということで返礼品の金額は設定しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これは調べていらっしゃるかどうか分かりませんが、まず、リピーターと、寄附金の年

年齢というのわかりますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

申し込み時の登録の中に年齢の項目が特にございませんので、正式に年代というものを今把握はできておりませんが、ただ、今年度アンケートを実施した際に、百何十件か、今まで回答があったものを見たんですけども、年代として、やっぱり20代から60代ぐらいまで、まちまちなのかな、三、四十代が若干多いかなという気がするんですけども、割と幅広い年代ではないかと思っております。

あと、リピーターについても、昨年度応募した方と今年度応募した方が申し込みの時点の登録の状況上、ひもつきが今できていない、できない設定というかですね、そういうつくりになっておりますので、リピーターの状況が正確にはわからないんですけども、ただ、これだけ伸びるに当たっては、相当数のリピーターがいないと、やはり新規だけでこれだけの伸びというのは厳しいと思いますので、やはりそれ相応のリピーターがいるのであろうという想像はしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

リピーターが仮に50%以上あると仮定して次の質問に入っていきたいと思うんです。非常に波佐見焼というのは、波佐見焼の割合が今どのぐらいなんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

これも年度途中だと正確な集計がちょっとできない、申し込みがございしますが、ただ、先ほど町長が申し上げましたとおり、金額、件数ともに、8割強は陶磁器関係ということは把握しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その中でもう一つ教えてください。業者と、出品業者、出品業者と総点数はどのぐらいなんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

出品業者については、今のところ、登録が85業者の登録でございます。アイテムについては、ちょっと途中での増減があつたりするんですけども、今、約1,000アイテム、1,000品ですね。ただ、それには陶磁器についても5点セットなどの組み合わせなどもありますけども、そういうセットも含めて1,000アイテム、約1,000アイテムが今あるという状態です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その中で、やっぱり8割が陶器だと、陶磁器だというようなことなんですけども、リピーターが50%以上と仮定したなら、同じ商品は買わないですよ。それはもう誰でもわかることですけど。同じ、その派生する商品は買ったとしても。でも、出品されていない商品がいっぱいあるわけですよ。波佐見には生産をされているわけですから。だから、出品をされていない陶器の、陶磁器の場合の救済策といいますか、小さな窯元の商品を載せるような、新商品を載せるというようなことは今後考えていらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

町長答弁でも申し上げましたとおり、アイテム数については、やはりある程度そろえたほうがいろんなニーズに応えられると思っていますので、現状でも増やしたいということで、この1年ぐらいでも大体組み合わせ的には二、三百は増えているかと思えますけども、今までも委託業者のほうで大体月に5件から10件近くは業者のところを回ったり、訪問を受けることもあるんですけども、そういったところで、新商品が出せないかというような提案をさせていただいたりという活動も今でもしておりますし、今後もしたいと思っております。

特に、陶磁器もなんですけれども、やはりバリエーションを増やす意味では、そのほかにも、農産物などもですけども、食料品であつたり、そういった陶磁器以外もですね。陶磁器についてはある程度今掘り下げはできて、まだできる余地はあるのかもしれないんですけども、それ以外についてもやはりバリエーションを増やしたいなということで、そういったものを増やしていきたいという話はしながらやっているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今、掘り下げたいというふうな御答弁をいただいておりますけども、現実には窯元数もあるし、いろんな商品がありますよね。今、1,000点の中に800点あつて、ほんの一部なんです

よね。だから、同じ商品は、ことしは、去年は買ったけど、ことしは買わない。マグカップを買ったけど、今度はお茶碗を買おうとかいうことになるかも知れませんが、全然日の目を見ていない商品があるわけですよね。小さな窯で梱包もできないような業者があるわけです。そのほうの救済策というのは考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

救済策と呼べるかどうかわかりませんが、まずは技術的な提案、こういったことはできるんじゃないかとかいうような提案は、まずできる、今でもできるんじゃないかというふうには思っております。新しくどこまで、お金をつぎ込んでまでっていうところはちょっと検討の余地が、検討というか、慎重な検討が必要かなと思っているんですけども、今でもこういう形でこういったものを出してはどうかとかいうことの提案はさせていただくようなことはあるという状況です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ちょっと言葉は言い過ぎかも知れませんが、逆に言うと、例えば、三、四人、一人でやっている窯元もあるわけですね、現実には。その商品は載っていないと思うんですよ。今後、それは梱包能力もないとか、いろんな事情があるから、仕方を知らないということもあると思うんですよね。だから、例えば、そういう何と申しますか、地域おこしみたいな活動資金があるかないかと、そういうことをちょっと聞きたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

ちょっと今、具体的にこういったものがというのが、探せば、その新商品開発だったり、あとはその人材支援というところであるかもしれないんですが、ちょっと今、具体的なものが思いつかないところがございます。

ただ、そこについては、やはり個別具体の話がある中で、やはりそういった事例事例ごとに使えるものが、そういった困り事があるということであれば、そういったものは、こちらでも、国の補助金だったり、そういったものも含めて探していくといったようなことは可能ではないかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

私が何でそういうことを言うかということ、結局ね、去年度、約3億の返礼品があっているわけでしょう。ことしも3億以上の返礼品が発生するわけですよ。それ、一番いいときは1月、2月、一番暇なときですよ。それだけの大きな金額が動くということですから、ぜひ小さな窯元さんでも商社さんでも引き上げてもらいたいわけですよ。少しでも恩恵にあずかるように。それが町民のためになるんじゃないでしょうかねと思いますけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

確かにふるさと納税というよりは、地方創生とか、そういった面で、ちょっと今思い出した、今でも産業支援チャレンジということで、新規雇用者を使ってする事業に対する補助金などもことしから始めたりもしておりますので、ふるさと納税という観点もそうなんですけども、そういった地方創生の枠組みの中で、ふるさと納税に限らず、そういった困り事について何か支援できることはないかというのは、こちらとして考えていかないといけないのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ふるさと納税の寄附が多くなったということは非常に喜ばしいことで、その恩恵にあずからないっていうのが非常に問題でありまして、この問題。非常に、何て言いますか、手を差し伸べて、ぜひ新商品を出してくださいというふうをお願いをしたいと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

確かに、それで産業振興であったり、そういったものにつながるものについても、ふるさと納税の使い道として、ことしもその産業支援の補助金なども、地方創生推進交付金なども使ってできたりしましたので、そういったものは、ふるさと、新たにその雇用拡充とかにつながるものについては考えさせていただきたいなというふうには思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そういうことで、ぜひ、陶器に限らず、生産物にしろ、農業生産物にしろ、そういう姿勢

でやっていただきたいと思います。

次に参りたいと思います。

3番目のスマートシティの構想につきまして、これは、先ほど答弁の中でありました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で会津若松市は組み込まれているということですが、本町も来年ですか、再来年ですかね、戦略会議、戦略策定されるのは。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

第1期が今年度が終期でございますので、来年度からの目標、その戦略を今つくっているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

かなりスマートシティというのも、私もわけのわからんような、わかったようなことで質問をしているんですが。実はかなり波佐見町もやっぺいらっしゃいますよね。例えばスマート農業とか。だから、そういう今やっぺいらっしゃるのはどういうものがあるんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

先ほど、町長答弁の中で申した中で、オープンデータの公表。だから、行政が持っているデータで一般にも使えるデータの公表といったところとか、そういったところは、今実際やっているものがあったりします。

児童生徒用タブレットの配備とかICT支援員の導入は、今、導入を検討しているところですが、学校についても、教職員については、電子機器、タブレットなどを配付してというような事例はございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

この中にやっぺいしている中で、波佐見町もやっぺいしているかどうかは、まだやっぺいしているとは聞いていませんけども、まずできるのは、各種証明書のコンビニサービス、証明書サービスとか、そういうものは考えていらっぺいらないですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

マイナンバーカードの普及の促進に絡んで、コンビニで証明書の発行とかつていう技術はありますけれども、コンビニでの発行は、まだ波佐見町の場合は取り組んでおりません。マイナンバーカードそのものの普及が今また取り沙汰されておまして、今からまた積極的に取り組んでいくということになっておりますけれども、コンビニの収納関係は、もう先んじて取り組んでおりますけれども、証明書の交付に関しては、費用対効果がかなり疑問視されるところでございますので、今のところ、証明書発行は、今、具体的な検討には入っておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

この間、ある中でスマート農業って出ましたけど、スマート農業というのはどういうことなんですかね。簡潔にひとつお願いします。

○議長（今井泰照君）

農林課長、答弁できますか。

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今、波佐見町でもスマート農業をやっているということ、今、実証のほうをやっておりまして、主に波佐見町ではドローンを活用したスマート農業ができないかということで、研究、検討をさせていただいておるところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

やっぱりいろんなものがスマートシティの中に含まれると思うんですよ。やっぱり雇用の創生と、やっぱりコスト節減といいますか、いうものが、例えば電力の節減とかいうほうもいろんな面が出てくると思うんですよ。そういうもので、逆に町長の答弁の中にありましたように、やっぱり工業団地みたいな大きな資金が要る、投資金が要ることがない部分を投資をしていく。大きな金額じゃないですから、そういう考え方もあると思うんですよ。

特に本町の場合は、歴史博物館、それから小石原団地、そして庁舎建設と大型事業が軒並み来ていますので、非常に難しいと思いますが、その中でも、やっぱり人口減少を少しでもとめるように、そういう戦略を打つべきじゃないでしょうかね。その点はどういうふうに町長は考えられますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

答弁でもお話ししたと思いますが、今さらもう工業団地のことはできません。町としてもですね。やはり今ある資源をいかに有効に活用するかということで、答弁のあったとおり、そういうスマート的なICTを使ったいろんな形の中で活用ができるんじゃないかなど。それはやっぱりよそから入ってくるとか、内側から出てくる、そういうしやすい環境を我々はやっぱりつくっていかないかんじゃないかなというような思いをいたしておりまして、そういう人たちがやっぱり人を変え、地域を変え、発展して、一つのきっかけになるんじゃないかなというふうに思っております。

ほとんど、やっぱり、よそ者、若者、ばか者と言われるように、ちょっと常識だけの形では突破口はできないんじゃないかなど。今からはそういうふうにして、やっぱりちょっと桁外れた飛んでいるなっていうような人とかですね。そしてやっぱり、こんなことがこういうところができるのかっていうようなことが、非常に、町、今からぐんと伸びてくるんじゃないか。そういう人たちが入ってきやすいような地域づくり、町づくりをしていかなければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

まだ町長、町長にお願いしたいんですけど、今、地域の人口減少がある地区と、ふるさと納税みたいに、寄附金みたいにどんどん増えていい話と、混雑していますよね。問題あるのは当然なんですけども、そこら辺を総括的に町長は今後の方針としてどう考えていきますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

混雑している、混乱しているという捉え方と、一つは、これがチャンスだっていうような思いも必要じゃないかなど。マイナス思考だけではとてもやっていけないんじゃないかなどというふうに思っております。それは現状をきちんと分析しながら、そしてまた、やっぱり先ほど言ったように、若い人たちの感性、そういうふうなものを、やっぱり、きのうなんかも、おとといか、いろんな会があって、たくさんの方と接触する機会があったわけですけども、そういう人たちの中の話では、やっぱり芸術的な感性とか、そういう人と違った視点、物事の考え方、視点、そういう人との触れ合いをすることによって、やっぱりそこに来た人たち

がまた感化される。人を感化できるようなそういう人たちとの出会っていうとがぐっと伸びてくるような、何か芽が出てくるような感じがする。そういう地盤が波佐見にあるなっていうような感じを持っております。

だから、そういう中で、波佐見全体をすぐこうできるんじゃないし、地域地域、部門部門において、そういう人たちが自分の資質、能力を発揮しやすい、そういう状況が生まれてくることを期待をしておりますし、そういうことにも我々も積極的に若い人たちとの接触は深めていかないかなというような思いをしております。

○5番（北村清美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時15分 散会

第2日目（12月10日）（火曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（12月10日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	山 田 周 作	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	古 賀 真 悟	建 設 課 長	堀 池 浩
水 道 課 長	前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 田 和 子
教 育 長	中 嶋 健 蔵	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係	太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和元年第4回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆様、おはようございます。

通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、災害対策について、近年、地震や台風による風水害が多発しております。同時に、甚大な被害を伴っていて、予想もつかない状態に陥ることを考えておかなければならないと思います。特に、電気に依存する現代社会の生活は、災害時に非常に厳しい状況に追い込まれることを想定しておかなければならないと思います。また、水道についても同様であります。

そこで、以下の項目について質問します。

（1）大規模停電を想定した対策について、今後、公用車を購入するときには、災害時の蓄電池として活用できるよう、電気自動車の購入を進めるべきではないか。

同時に、庁舎及び避難所に電気自動車からの供給を受けられるよう、設備をしておくことを検討してはどうか。

2、今後は、電気以外のインフラも検討し、非常時における電源のリスク分散を講じることが肝要であると思うがどうか。

また、避難所の災害時の準備はどのように行っているのかをお尋ねしたいと思います。

（3）大規模災害における断水時の対応は、どのようになっているかをお尋ねします。

（4）以上のようなことを想定した訓練を行うべきではないでしょうか。

次に、教育行政について。

(1) 通学路の安全対策は万全か。特に、危険箇所の解消はなされているのか。また、解消された後の確認は行われているのか。さらに、通学路の安全確認のための点検日を設けて、定期的な管理体制をとれないかをお尋ねします。

(2) 最近、携帯電話に関連しての事件をよく見聞きするようになりました。特に、SNSによる事案が急増しているようであります。本町ではどのような対応をとられているのかをお尋ねします。

最後の質問です。公共施設について。

(1) 歴史文化交流館（仮称）に、カフェの設置は計画どおりに行われているのか。また、どのように公募、決定されるのかをお尋ねします。

(2) 新庁舎建設について、歴史文化交流館と同じように、カフェ等を置く考えはないでしょうか。

(3) 人口減少が進んでいる中、新庁舎建設の規模について基準となるものは人口なのか、職員数なのか、財政規模なのかをお尋ねします。

(4) 新庁舎建設において、現庁舎と大きく変わる点は何かをお尋ねしたいと思います。

以上で、壇上からの説明を終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

1、災害対策について、近年、地震や台風による風水害が多発し、甚大な被害と予想もつかない状況に陥ることもあり、特に、電気と水道に依存している生活では、災害時に非常に厳しい状況を想定しておかなければならないと。そこで、大規模停電を想定した対策について、今後の公用車を購入するとき、電気自動車の購入を進めるべきではないか、また、庁舎及び各避難所に電気自動車からの供給を受けられるよう設備をしておくことを検討してはどうかという御質問ですが、本年の台風被害による大規模停電を想定すれば、行政としてもできる限りの対応は必要になると思われま。電気自動車に関しては、近年、省エネルギー対策や二酸化炭素排出削減対策においても、導入の機運が高まっています。また、蓄電池としての活用も、一般的な家庭に換算した場合2日から4日程度賄えるとの資料もあり、避難所等での活用などの可能性もあるようです。

活用にはEVパワーステーションという設備も必要とのことであり、また、国土交通省も災害時における電動車の活用促進に向けたアクションプランを策定するなど、新たな動きもあるようですので、庁舎や避難所での活用がどのような方法で可能なのか、研究もしていく必要があると思います。

現状では、本庁においては、ハイブリッドの車両が1台あるのみで、電気自動車は購入実績がありません。これまでは、車両の購入費負担ができるだけ軽いものをとの考えであったためですが、停電対応と環境への配慮を含めて、今後の車両更新から選択肢の一つに加えていきたいと考えています。

(2) 今後は、電気以外のインフラも検討し、非常時における電源のリスク分散を講じることが肝要であると思うがどうか、また避難所の災害時の準備はどのようになっているのかという御質問ですが、電源のリスク分散に関しては、電力会社からの電力供給以外では、自家発電しかないと思われます。庁舎においては、一部太陽光発電の機能と蓄電池も保有しており、微小ではありますが、リスクの回避にはつながっていると思っております。

そのほか、町で保有している小型の発電機も18台程度はあり、非常時には活用していますが、台数も限定的で多くはありませんので、根本的な打開の対策とはなっておりません。

避難所においても同様であり、防災計画上の避難所にも発電機の備えはなく、必要に応じて、可能な範囲で町の発電機を利用するか、個人や団体等が保有しているものを提供、もしくは借り受けるなどの方法は考えられます。電気とは異なる熱源については、長崎県LPガス協会と協定を結んでおり、災害時におけるガスの供給を受けられるようにしております。

3、大規模災害における断水時の対応はどのようになっているかという御質問ですが、大規模災害時における断水時対応は、停電によるものと施設が直接的に被害があった場合が想定されます。停電による災害については、町内の9割ほどを賄う湯無田浄水場に非常用発電機を設置しております。そのほかの浄水場は発電機はありませんが、外部電源取り込みができるよう改修を進めているところです。

施設に被害があった場合は、各配水池の貯水量を見ながら応急給水を行います。本町では、現在非常用の給水袋を3,000枚ほど保有しています。また、想定を超える場合、水道協会長崎県支部を通じ、他自治体への応援要請、さらには自衛隊への要請となります。

4、以上のようなことを想定した訓練を行うべきではないかという御質問ですが、災害の発生を想定した訓練は、非常に重要なことであると考えており、地域防災計画の中でも防災

訓練計画として、各種の訓練実施をうたっています。消防、水防、通信、避難など、一部はできているものもありますが、総じて思うようにできていないのが現実であります。近年は、住民皆さんの防災に対する関心も少しずつ高まっており、個別の実施も増えているようですので、自治会が実施される避難や防災訓練の際にも、これら電気や水の遮断を想定した事象も想定するなど協議をしてみたいと思います。

2の教育行政についてと、公的施設のカフェ等についての質問は教育委員会より答弁があります。交流館などですね。

3、公共施設について。2、新庁舎建設について、歴史文化交流館と同じようにカフェ等を置く考えはないかという御質問ですが、波佐見町新庁舎建設検討委員会の答申書において、町民に優しく親しまれる庁舎として、町民がくつろげるフリースペースをもうけることとの提言もあっており、その具体化に向けた検討は今後進める必要があると考えています。その中で、カフェの設置についても、他自治体で置いている事例もあることから、その必要性を今後検討することになると想定しています。

なお、検討に当たっては、集客や収益の確保が図れるかといった運営の継続可能性などについて、慎重に見きわめる必要があると思われまます。

(3) 人口減少が進んでいる中、新庁舎建設の規模について基準となるものは人口なのか、職員数なのか、財政規模なのかという御質問ですが、庁舎規模の算定については、国土交通省が定めた基準や総務省が過去定めていた基準があり、多くの自治体でその基準を参考にしていることから、当町においても、規模を定める上でその基準を参考にすることとしています。2つの基準の間には単価等の違いがあるものの、どちらも算定の基礎として大きいものは職員数及び議員定数であり、職員数は、まず基準の1つとして重要と考えています。

一方で、それらの基準は、実際の建設に当たって厳守すべきものではなく、他自治体の実際の事例においても国基準の算定どおりの規模となっていない事例もあります。本町においても、厳しい財政事情の中で将来の財政負担を考えれば、財政規模についても勘案しながら規模を検討する必要があります。

なお、人口については、規模を考える上で直接的に反映されるわけではありませんが、地方財政制度における標準財政規模の算定や普通交付税措置における職員の人件費の算定の根拠として人口が多く用いられることから、間接的には規模に影響していると思われまます。

(4) 新庁舎建設において、現庁舎と大きく変わる点は何かという御質問ですが、波佐見

町新庁舎建設検討委員会の答申書において、課題として、老朽化、耐震性能の不足による安全性と防災拠点機能としての問題、バリアフリー化が十分でないことによる高齢者、障害者などの来庁者の利便性、安全性の問題が挙げられており、まずはそれらの問題を解決し、利便性と安全性を確保するとともに、防災拠点機能として災害に対応できる庁舎とする点が挙げられます。

そのほかにも、答申書で示された理念を実現するため、各種機能の充実を図ることとしています。窓口、相談機能については、来庁者の利便性を重視した配置とするとともに、各種相談時のプライバシーに配慮することや、機構改革や住民ニーズの多様化に柔軟に対応できる執務室空間とすることを計画しています。行政執務機能については、行政サービスを機能的、効率的に提供し、将来の行政需要の変化に対応できる空間を目指します。交流空間機能については、わかりやすく、利用しやすい施設となるよう配慮するとともに、日ごろから住民の触れ合いの場として親しまれる庁舎を目指します。

議会機能については、議決機関としての独自性に配慮しつつ、町民へ開かれた充実した機能を持つ空間を目指します。さらに、環境配慮機能として、省資源、省エネルギー対策に配慮した設計と設備の導入を検討し、環境負荷の軽減に努めるとともに、周辺景観にも配慮し、地域性や歴史性を感じる親しみやすい庁舎を目指します。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

皆さん、おはようございます。太田一彦議員の質問に教育委員会のほうからお答えをいたします。

2、教育行政について、（1）通学路の安全対策は万全か、特に、危険箇所の解消はなされているか、また、解消された後の確認は行っているか、通学路の安全確認のための点検日を設けて、定期的な管理体制はとれないかについてですが、通学路の安全対策については、これまで波佐見町通学路交通安全プログラムなどに基づき、学校、自治会、PTA、関係機関と連携しながら、定期的に通学路の合同点検を行っています。特に、昨年度は夏休み期間中に、全保護者に対し危険箇所の調査を実施し、10月に学校、自治会、PTA、関係機関と緊急の合同点検を行ったところで、これらの点検結果に基づき、それぞれの関係機関で危険箇所解消の対策が進められています。

また、危険箇所の解消に係る対策完了後は、関係機関から連絡があった場合は現地確認を

行っていますが、全ての対策箇所について確認できているわけではありません。このため、今後は、役場建設課等と定期的な情報共有の場を設けたいと考えています。

加えて、御提案があった安全確認の定期点検については、登下校の時間帯が集中することから、対策完了箇所やさきに述べました保護者調査の危険箇所を中心に、地域を順番に曜日を決めるなど、定期的に点検できるよう具体的に検討したいと思います。

(2) 最近、携帯電話に関する事件をよく見聞きするようになった、特に、SNSによる事案が急増しているようだ、本町ではどのような対応をとられているのかについてですが、昨今の携帯電話、スマートフォン、SNSを介した児童生徒の全国的な事件については、教育委員会としても注視しており、学校と情報共有を図りながら対応を進めています。幸いにして、本町ではSNSを介した児童生徒間のトラブルや事件等に巻き込まれる事案は発生していませんが、スマートフォンの普及に伴い、潜在的な危険性は常に存在しているとの認識で、対策を進める必要があると考えています。

そこで、教育委員会及び学校の対応でございますが、教育委員会では、昨年度、地域、保護者向けのメディア講習会を開催し、家庭等での安全な使用について啓発を図りました。一方、各学校においては、年度当初のPTA総会や保護者向けの研修会などで、長崎県メディア安全指導員等の専門家を招き、具体的な事例を掲げて児童生徒が使用する場合のルールづくりや家庭での監視等、適切な使用について周知を行っているところです。

また、児童生徒に対しては、授業において、スマートフォンやSNSの危険性を学ぶ活動を行っており、トラブルや事件等に巻き込まれないように指導を行っています。さらに、スマートフォン、SNSの危険性から児童生徒を守るのは保護者の責任であることから、町PTA連合会が中心になり、正しい利用と被害防止への啓発活動も継続的に実施しています。

教育委員会としても、スマートフォンやSNSの普及はとめることができない現実的な課題と捉え、その適切な使用の徹底と危険性から児童生徒を守るため、家庭、保護者、学校と一体となって、これらの対策を進めてまいりたいと考えています。

3、公共施設について、(1) 歴史文化交流館（仮称）に、カフェの設置は計画どおりか、また、どのように公募、決定されるかについてですが、歴史文化交流館（仮称）のカフェについては、7月下旬から、9月末までを期限として町ホームページや町広報紙で公募を行い、1件の応募があったところです。このため、応募者に対し提出された営業企画書をもとに面接を行い、企画等は問題なしと判断しましたので、11月上旬に内定の通知を行っているところ

ろです。現在、カウンターの設置場所やそれに伴う水回り等の設計上の協議を重ねている状況です。今後、これらの協議をもとに、営業に係る諸条件を明文化した契約を締結したいと考えています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

再質問に入らせていただきますけれども、まず、災害対策についてなんです、今議会で一般質問で私、防災関係というのは3人目なのですけれども、そんなに気にするということは、最近の災害が非常に多いということだと思います。特に、近々で言えば、台風19号によって、10月12日に上陸したこの台風19号によっては、各地で大雨と風、それによって電柱や鉄塔が倒れたり、川の氾濫があったりと、それと、印象に残っているのは、ワールドカップのラグビーの試合が延期になったりというような、すごい大きな災害になったわけですが、これらで亡くなられた方がですね、きょうの新聞に載っていましたが、埼玉県東松山市で、9日に70代の男性がこの関連で亡くなられたということで、この19号による死者は、13都県で93人に上ったということです。災害関連死を含むということで、発表がされているそうです。こういう形で、台風が来るだけでもこんな感じになってしまう。昔はこういうことはあんまりなかったような気がしますけれども、非常に異常気象だったり、そういう環境の変化もあったのだと思いますけれども、そういう形になっているみたいです。亡くなられた方には、弔意をあらわしますとともに、今なお被災されている方にはお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復旧、復興を祈念いたします。

それでは、質問に入りますけれども、電気自動車については、先ほど町長から答弁をいただきましたようにありますけれども、これについては、国土交通省とか環境省とかの有利な補助制度もあるのではないかなと思うのですが、そういうところも注視していただいて、今後の購入に対する、経費軽減というのも考えていただきたいと思いますが、その辺のところの有利なものというのがないかどうか、確かめられたことありますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

地方公共団体がそういった電気自動車を購入する際の助成制度について、ちょっと調べてはみましたけれども、個人が購入される場合については幾らか助成の措置はあるようですけれども、今、可能な範囲で調べたところで、地方公共団体が購入する際には、まだ購入の助

成措置といえますか、そういったものはほとんどないというような状況のようです。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今後、先ほどの答弁もありましたように、状況が変わっていくかもしれませんので、注視していただきたいと思います。

昨日から、同僚議員もいろんな質問をされてこられましたけれども、その中で、停電時における戸別受信機についてなんですけれども、戸別受信機を今度導入されますけれども、これ、停電時にはどのような形になりますか。例えば、停電した場合、聞こえなくなるということはないのか。また、どれくらいもつのかとか、そういう内容的なことがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回計画をいたしております戸別受信機の電源は、AC電源とそれから乾電池によります電源、2通りが使えるような構造になっております。通常はAC電源を使われていいと思いますけれども、もし停電時には乾電池を恐らく単1程度を2個か3個、もしくは4個くらいあるかもしれませんけれども、入れれば使えるという状況になっていると思います。それから、電池を使った場合の対応時間ですか、ちょっと今、私もそこまで確認できてなくて手元に資料がありませんので、あとで確認させていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それは、設置時に詳しく説明していただいて、やはり停電ということも今後想定をしておかないといけないので、住民の皆さんにちゃんと理解をしていただくような形で周知していただきたいと思います。

それでは、電気以外のインフラのことについてですが、発電機がとりあえずあると。もう一度なのですけれども、発電機が、前もちょっとお聞きしたことあると思いますが、今、18台の小型発電機があるということなのですけれども、これについては点検は、定期的にやられているのか、直近ではいつやられたのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町が保有をいたしております発電機は18台と申し上げましたけれども、この18台の中には従来から持っていて役場の水防倉庫とそれから消防本部の倉庫に置いている物が6台、それから、現在は原子力防災訓練関係で資機材の配備がなされております。その分が12台でございます。役場側に置いてあります発電機については、随時消防の本部分団が点検をしたりということで、月に1回程度はやっておりますが、原子力防災訓練で配備をしております12台については、年に1回消防団の団員が集まってやるような訓練で使っている程度で、日々とか毎月とかという点検までには至っていない状況です。先般も大きな停電の状況がありましたけれども、その際も、そちらの発電機を流用して配備をしたという実績もありますが、動かなかったという状況ではなかったようです。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういうのは、定期点検をずっとしていただきたいと思いますが、先ほど、答弁の中で、LPガスの供給というのがございましたが、ガスによる発電という形はどのような形でできるのでしょうか。できる仕組みがあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ガスによる発電は、私も余り情報は持ちません。私が知っている範囲では、LPガスを使った発電というのはちょっと存じ上げません。ただし、先ほど申し上げました12台の個別の発電機のうちに、最近ではカセットのガス缶がありますけれども、それを使って発電をする発電機も最近では出ておまして、それも12台のうちに2台はそのカセットのガス缶を使える発電機になっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

済みません。発電機の燃料はガスなのですか、それとも灯油か軽油か、何なのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

基本的に、うちにある18台のうち、その2本のカセットのガス缶を除けば全てガソリンになっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

わかりました。それでは、これは大規模な停電というのを想定していますので、よく被災地で見かけます炊き出しとか何とかをする場合のコンロの数とか、先ほど出ましたカセット式ボンベとか、そういう部分のところの数量みたいなところは把握されていますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

コンロとか、簡易のガスコンロ、そういった物の数については把握はいたしておりません。恐らく、各公民館あるいは町の施設の総合文化会館、改善センター、勤労福祉館、それには調理室があると思います。もしくは、台所程度があると思いますので、LPガスのコンロはあるのではないかと考えております。先ほど申し上げましたLPガスの供給に関する協定もガス協会のほうと結んでおりまして、もしもガスの供給が遮断をされたような場合については、そういった協会のほうに依頼をすれば、供給あるいはガスだけではなくて、ガスコンロとかそういう器具も提供をいただけるということにはなっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ぜひ、その例えば避難所の公民館だったりとかの炊き出し用のコンロの数量というのは把握をしておいていただきたいと思います。今後ですね、今後調べていただければと思いますので。これは重要だと思います。

それから、きのうの質問の中で、備蓄品のことが触れられましたけれども、この備蓄品というのはどこに保管してあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

きのう申し上げました備蓄品については、非常用の毛布とか、食料品を申し上げましたけれども、非常用の毛布関係については大体水防倉庫、ちょっと量がかさばるものですから、水防倉庫に置いております。それから食料品、缶詰パンそれからカロリーメイトの栄養食品、これについては庁舎側の倉庫に置いております。それから防水用のタンク、これも役場の水防倉庫に保管をいたしております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

カロリーメイト、缶パンでしたかね、この賞味期限と言いますか、そういうものについてと、それを要するに更新するというのは、いつの時点で更新されるのかということをお聞きします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

正確な食料品の消費期限については、ちょっと手元資料がありませんが、以前も缶詰パンについては購入をした経過がありますので、恐らくそういったもので5、6年ではないかと思えます。カロリーメイト、栄養食品についてはそれほど長くないのではないかと思えます。それから、更新の時期については、1年くらい前には一応予算化をして購入をしていこうかというふうに予定はいたしております。

また、そういった消化の仕方と言いますか、缶詰パンとかそういった非常用の食料品の消化の仕方になると思えますけれども、以前の例でいきますと、各自治会等が開催をされました防災訓練等におきまして一部配付をしたりとかということで消化をしたような経過はあります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういう機会に更新をされたらどうかなと私も思います。

水道の件です。断水した場合の給水袋が3,000という答弁をいただきましたけれども、これ、どういうふうな形での配付という形になるのでしょうか、もし、災害時に。その辺のところを教えてください。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

水道事故の場合は、給水袋に水を入れて必要なところに配ると。その水を使い切った場合は、応急給水箇所を設けますので、そちらのほうにまたとりにきていただくということになると思えます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

備蓄品の中の10リットルタンクの3,000枚とこれとは一緒なのですか、別物なのですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

さきほど総務課長が答弁したのと同じものです。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

次にまいります。

交通安全対策について。先ほど、交通安全対策というのは、やってもやり尽くせないところがございますけれども、以前ですね、防犯カメラ等についてお尋ねしたことがあります。学校に対する、通学をしてくる、下校というのがありますので、その状況とか、あるいは不審者ということ考えた場合、防犯カメラというのは今後必要になってきますけれども、防犯カメラの設置状況、計画みたいなのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずは、通学路に関しては防犯カメラの設置予定は現時点ではございません。ただし、学校施設については、学校の防犯上必要ということで、来年度、小中学校全てに防犯カメラを設けるとということで、現在財政当局と協議を重ねているところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ぜひ、設置していく方向で考えていただきたいと思えますし、今、公用車に、以前、多分一般質問でドライブレコーダーをつけたらどうかということがあったのですけれども、今、ドライブレコーダーの設置状況というのはどのようになっていますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

公用車は、消防の車両を含む全ての車両に、9月末までに完了、終わっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

これは、通学のときの犯罪の抑止にもなりますし、また、ひょっとして事件とかが起こった場合の検証のときにも役立つのではないかなと思うのですけれども、今取りつけられてどれくらいたつのか、何かを検証する機会があったかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

全車両については、恐らく7月ぐらいから装着を始めたもので、全車両に装着が完了したのが9月末です。その運用について、どうしているのかということなのですけれども、通常は、特段の検証とかということはありません。通常は、問題が起きたとき、例えば交通事故が発生をしたときであるとか、もしくは警察当局から提供を求められたりとか、そういった需要があった場合に内容を検証するというような運用にしております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今のところ何もなかったということですね。

それでは、その通学路の、この危険箇所の解消がなされたときに、以前にも私、提案したのですけれども、一応解消した、工事が済みましたということが、実は登校する子供たちとか、あるいは見守り隊の人とかにですね、うまく伝わってなくて、その安全地帯を通らないという事態があったわけです。ですから、今後は答弁にありましたように、しっかりと確認作業をしていただいて、あるいはまず伝えていただいて、こういう形で安全対策をしますので、ここを通ってくださいと、簡単なことなのですけれどもこれが抜けていたことで、全く反対側を通っていたという事例がありますので、今後はぜひそういうことを確実にやっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

実は、太田議員の地元の井石郷の通学路でそういった事案が発生しまして、大変恥ずかしい限りでございます。やはり、教育長が答弁したとおり、関係部署と定期的な情報交換の場を設けて、事後の確認、そして学校への通知、さらには学校を通じて児童生徒の指導ということをしっかりやってきて、そのようなことがないように行っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういう形で取り組んでいただきたいと思っておりますし、先ほどの答弁の中で、合同の危険箇所の定期的、合同点検をされるとお聞きしました。これ時間帯は何時ごろされていますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

可能な限り、児童生徒が下校する時間帯、午後の時間帯を抽出して行っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

下校時間というのは、ばらばらだと思えるのですけれども、やはり登校時間に、今後の、例えば定期的な管理体制をとるとしたときに、登校の風景が僕は大事だと思いますので、そのところをどうやって入れ込むかの検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、登校については時間帯が大変集中します。私どもも少ない人数でございますので、一気に全地区を見るというのは不可能でございますので、やはり地域を順番に時間帯を定めてそういったことができるよう、具体的に検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ぜひ、挨拶運動などの日程調整じゃないですけれども、挨拶運動は一カ所に大勢の方が来ますけれども、ちょっと分散して登校の風景を見るような日にしたらどうかと私思いますので、それは一つの案として、今後検討していただきたいと思います。

次に、SNSに関する事件なのですけれども、最近頻りに少女連れ去り事件、児童生徒がそういう事案にひっかかっていると。事件も、今こういうネット関係で、ステルス型とSNS型というのがあるそうです。ステルス型というのは何なのかというと、不審者のほとんどは、今、犯行現場の下見など下準備をするわけですけれども、最近、この下見をインターネットの地図機能で行い、犯行直前まで現場に姿をあらわさない手口が増えているそうです。周辺住民に顔がばれたり、不信感を抱かせないためにステルス戦闘機のように姿を見せずに接近するということがステルス型と言われるそうです。それと、SNS型ですね。これは、SNSを利用した連れ去りですね。SNSで知り合い、仲良くなって最終的に会うところまで行って、誘拐したり、監禁したりというのが今あっている事件ですね。そういうところを答弁では、昨年度メディア講習会があったと。ところがもう、今あっていることなので、全くもう違う次元になっているような気がしますので、これはなるべく早く、これは専門家といってもどうなのでしょうかね、どういう方にこういうことをPTAなり保護者に、あるい

は児童生徒に注意喚起するののかというのは非常に難しいと思うのですが、ぜひ、教育委員会の仕事として、かなり大変だと思うのですが、この辺のところをしっかりと周知する、子供たちにどう理解させるかというのは難しいことですが、その辺は、どうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、このスマートフォン、またはSNSの普及というのはとまらない課題というふうに思っております。一方でさまざまなアプリが出現して、子供たちがその危険にさらされるという状況でございます。メディア安全指導員ということで、教育長答弁したのですが、これは、県が毎年講習を受けてその認定を行っている方でございます。さまざまなそういったアプリの使い方や危険性ということを学んでいらっしゃいますので、私どもとすれば、やはり専門家の1人であろうというふうにしております。これを直接学校に来ていただいて保護者、児童生徒に直接語っていただいているということを行っております。今年度から学校によっては、PTAの研修の中でも取り入れるという取り組みを行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

非常に難しい問題だと思うのですが、防犯カメラだったりとか、ドライブレコーダーだったりとか、そういう形でも監視状態ができると思いますので、何か物騒な世の中で、こういうことを何でしなきゃいけないかと思っておりますけれども、ぜひそういうところは今後もやっていただきたいと思っております。

実は、長崎新聞の10月12日の新聞に、町内で大麻取締法違反で男が2人逮捕と。1人は波佐見町内の人です。33歳の方が逮捕されたわけですが、こういう薬物関係ですね、こういう部分も実は非常に怖い。要するに、ネットを通じてのSNSとかを通じての薬物に触れる機会が児童生徒をもっと身近になってきていると。波佐見町内でこういう事件が起きてしまったという。テレビの世界、芸能界の世界と思っていたのですが、実は、身近に今もう出てきているということで、この辺の学校での教育というのはあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今現在、3小学校、1中学校ありますが、3小学校とも6年生を対象にして、保護者を一緒にして薬物乱用防止教室というのをやっております。私、9年前東小学校に勤めておりましたが、そのころからもうやっておりますので、もう10年以上薬物乱用防止教室ということで、6年生を対象として、これについては保護者も一緒にやっております。中学校も全学年対象に、薬物乱用防止教室というのをやっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

非常に身近に、そういうテレビやネットで見聞きすることが起こる時代になってきました。特に最近、町議が薬物に関連したことでニュースに、きのう、きょうでしたかね、なりました。これも高校生も関連しているのですよね。ですから、もう本当にこれは町全体で非常に注視しておかないといけないことにも広がってくると思いますので、皆さんも注意しながら子供たちは特にそういうことに巻き込まれない形に、我々大人がしていかなきゃいけないと思います。

次に、公共施設についてですが、歴史文化交流館のカフェの計画で、もう業者が内定しているということですがけれども、これについては、公表はできるのでしょうか。まだ公表まで至らないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

内定段階でございます。今、協議を重ねておりますので、教育長答弁したとおり、営業に係る諸条件等を契約締結した後に公表ということで考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それは、いつぐらいになりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今後のスケジュールでございますが、歴史文化交流館仮称の設置条例というのが必要になっておりますので、その設置条例で営業時間等を定めた後、契約というふうに考えておりますので、その後の公表ということで考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

庁舎建設にかかわることなのですが、大体規模については、人口と財政規模というのが影響するようなことを答弁していただきましたが、これは、どこも同じ悩みを持っているわけですけれども、どのぐらい、どの時代をといいますか、例えば2040年はもうあと20年後に来ます。その時点の規模みたいなところを想定してコンパクトな形にしていくのかというのも、今だったらまだできますよね。その辺のところの規模の決め方というのは非常に難しいと思うのですが、その辺のところは今どういう考え方でやっていますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

先ほど、町長が答弁した、まず職員数というものを一つ基準にするということで、そちらについて人口の減少とともにどうなっていくかということがあるかと思えますけれども、ただ、この5年程度の人口減を考えたときに、それほど職員数が削減できるというような保障もちょっとないなというところも考えておまして、今の職員規模を一つの基準として考えながら、ただそれで算定しながらも、省スペース化できるところはやっていって財政規模もありますので、そちらのところでも交流スペースも合わせたところで、今の延べ床面積よりは少し多くなるのですけれども、職員スペースについては少し削ったところを考えていきたい。人口が減っても、やはり波佐見町自体が類似の条件の団体と比べても職員数が少な目であったりとか、あと、例えば県内で言うと、小値賀町という離島は2,500人弱の規模ですけれども、職員については80人超が今いるという状態ですので、やはり削減できる量にも限界があるのかなというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

財源についてなのですが、基本計画案では、財源の内訳が町債が8億1,580万、整備基金が10億となっておりますが、この今現在、庁舎建設整備基金は幾らでしたか、現在の状況で。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

現在、およそ6億6,000万程度となっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

これ、内訳では、10億となっていますし、合計が18億3,700万と、今一応この案ではなっているわけですがけれども、何年か前、2、3年前の質問のときには、13億、14億ぐらいの数字を念頭に置いているものですから、物すごく金額が膨れ上がったなという気がするんですけども、この原因、要因というのはどういうところにあると思いますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

特別何年か前から、いろんなものを盛り込んだというよりは、やはり建設単価そのものがちょっと上がってきているなど。特に、人件費関係です。あとは全国的に人手不足といったような状況もありますので、やはり人件費もありますし、資材についても上昇の傾向があるということで、建設単価を少な目に見ておいて後で足りなくなったということがあっても困りますので、そこは状況を見ながら多目に試算をしていると。ただ、実際にはそれよりは抑えたいというふうには考えてはおります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

いろいろ難しい状況になってきておりますけれども、省スペース化について、これはもう最近是一般企業でもよく見られることですがけれども、県庁でもそうらしいのですけれども、スタンディングデスク、要するに立って仕事をする、立って会議をするというスペースをつくって、座るスペースを少し少なくして、それは健康増進や効率、生産性のアップなどに効果があるそうなんです。ですからなるべくそういう部分も設けていただいて、省スペース化を図るということはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

県庁では、実際にスタンディングの、立って打ち合わせをするスペースなどもございますので、そういったものは今後研究、検討をしていかないといけないと思うのですが、やはり、椅子のついたもの、打ち合わせスペースを増やすのにも限界がありますので、打ち合わせスペースについてはそういったものも検討したいと。デスクについては、ちょっとどれだけ削減できるかというのが、確か、高さを変えてできるようになるとかいうやつだったような気もするのですが、その辺も、執務スタイルについても今後研究はしていきたい

いとは思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その研究とか、調査をする場合に、その部分で例えば住民とかいろんなエリアを収集する機会というのはないのでしょうか。今のところ、予定では令和2年、来年の7月、8月に住民説明会を行うということになっているわけですがけれども、そのころは、計画はもうできてしまっているはずなんですよね。その前に、いろいろなもつと意見集約とか、こういう部分を入れたほうがいいんじゃないかとかというのは、どういう形でアイデアを取り入れるとか、そういうことされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

来年度、一応町民の方にも説明をしたいと思っているのは、基本設計案というぐらいが説明なのかと思っております。その辺のもうちょっと具体的なことは、その後にまた検討をずっとしていかないといけないというふうに思っておりますので、その中で、当然庁内でのワーキンググループだったり検討部会というのもつくっていくのですが、必要に応じて民間の方などの意見も取り入れる場というのもつくっていかないといけないことになるんじゃないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

では、そういう機会をぜひつくっていただきたいと思っております。例えば、庁舎をつくるときに、防災、要するに防災の拠点とならなきゃいけません。そういう場合に、今回の大規模停電とかの想定も必要だと思いますし、そういう場合、例えば新庁舎には地熱を利用した形で何かできないか。空調をとにかく、空調の電源というのは物すごくお金がかかるわけです。そういうものをどうにか活用できないかとか。あるいは風力ができないかとか。そういう部分も含めて新庁舎には考えていただきたいと思っておりますし、住民が憩える場所をつくるということもありましたけれども、そういうのもコンパクト化しながらやらないといけないと思っておりますので、いろんな角度でそういう検討をしていただきたいと思っております。

その過程に至るまでのところを、町長から一言、この庁舎建設についての町民の皆さんとか、いろんなアイデアを入れて、50年に一度の大きな事業ですので、その辺のところを、今

後どのように進めていかれるのかの方針を示していただければと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり、庁舎の基本目標といたしますか、基本的なことを中心として、住民が本当に寄りつきやすい、そういうことと、スタンディングミーティングなんかは、住民に対しては、あんまりよろしくないと思っております。自分たちのミーティングをするようなときは、それはスタンディングミーティングもいいわけですけども。そういう中で、我々も専門家の方々とやりながら、そしてまた皆さんの意見もどんどん入れながら、そしてそれは総合的な判断のもとで取捨選択して、より効率的で効果的で安くて便利な、そういうものを目標として全体を考えながら、そういう部分もちゃんと配慮しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 脇坂正孝議員。

○6番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。私は、通告に従い3件ほど質問をいたします。

まず第1点です。公共施設のトイレの洋式化について。学校を含む町内公共施設のトイレの洋式化は、改善が進んでおります。しかし、一部には和式のみ施設があり、利用者から改善を望む声が多うございます。洋式化に向け、早急な取り組みが必要と思うわけですが、特に、下記施設の現状及び改善計画についてお尋ねをいたします。

まず第1点、小学校、中学校について。第2に、鴻ノ巣公園のグラウンド、そしてふれあい広場。第3点、甲辰園グラウンドでございます。

次に、2番目といたしまして、災害対策についてでございます。毎年全国的に大規模な災

害が発生し、人身や財産に甚大な災害をもたらしております。災害はどこでも、いつでも発生するという前提のもと対策等について伺います。

第1点、川棚川の支流についてもハザードマップが必要と思うが、作成されているのでしょうか。

第2点、波佐見町地域防災計画には、防災訓練計画及び自主防災組織の整備計画が定められています。その実施状況について伺います。

3番、支え合いのまちづくりについて。平成30年7月、波佐見町支え合いのまちづくりフォーラムが開催されました。支え合いのまちづくりは、今後地域にとって不可欠だと思いますが、具体的にはどのような内容になるのでしょうか。課題と現在の進捗状況についてお尋ねします。

以上、3件でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番、脇坂議員の御質問にお答えいたします。

まず1番に、公共施設のトイレの洋式化について。学校を含む町内公共施設のトイレの様式化が進んでいるが、一部には和式のみ施設があり、洋式化に向け早急な取り組みが必要と思うという御質問ですが、まず、小中学校と甲辰園グラウンドについては、教育委員会から答弁があります。

現状と改善計画について、鴻ノ巣グラウンドについては、管理事務所横に1カ所と、反対側のグラウンド西側に1カ所トイレがあります。事務所横のトイレは、男子用、女子用と多目的トイレがあり、男子トイレは和式1基、女子トイレには和式2基が設置されています。また、グラウンド西側のトイレは、男子トイレに和式1基、女子トイレには和式、洋式1基ずつ設置されています。グラウンド2カ所の男子トイレには洋式がありませんので、どちらか一つを洋式に変更し、事務所横の女子トイレは和式が2基ありますので、1基を洋式へ変更するよう予定をしています。

次に、ふれあい広場のトイレは、男子用、女子用と多目的トイレがあり、男子トイレには和式1基、女子トイレには和式2基が設置されていますので、女子トイレの1基を洋式へ変更するように計画をしているところでありまして、順次年次的に計画をしながら進めていきたいというふうに思っております。

次に、災害対策についてでございますが、川棚川の支流についてもハザードマップが必要と思うが、作成されているのかという御質問ですが、ハザードマップは、降雨、大雨により河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域と浸水の深さ、各地区の避難場所などの情報を示した地図ですが、現在波佐見町のホームページで公表している川棚川洪水ハザードマップは、川棚川の本流について2008年3月に作成したもので、浸水予想を100年に1回程度起こる大雨を想定したものとなります。雨量によると、3時間雨量で203ミリ、24時間雨量で400ミリを想定したものとなっています。議員お尋ねの川棚川支流のハザードマップについては、県からのデータがないために作成できない状況です。

次に、波佐見町地域防災計画には、防災訓練計画及び自主防災組織の整備計画が定めてあるが、その実施状況はどうかという御質問ですが、防災訓練計画については、9番 堀池議員にも答弁しましたが、各種災害の発生に備え、本町の地域防災計画書にも防災訓練計画の中に総合防災訓練以下5項目がうたわれていますが、町が主体となって実施している訓練の状況については、総じて実現できていない項目は多いというのが実態であります。

総合防災訓練では、関係機関や地域住民が共同して実施しているものではありません。消防訓練は、消防技術の練磨と習熟を図るもので、主体は消防団ですが、消火訓練に関しては春と秋の火災予防週間時には毎年火災防御訓練として実施しています。

また、消防団では、平成30年に全団員を対象として救命講習を実施したほか、救命指導者講習を履修し、指導員資格を持っている女性消防団員においては、各種団体からの講師派遣にも対応している状況です。水防訓練は、消防団全員による土のう積技術の習得訓練を30年度には実施できませんでしたが、本年度は5月に実施をしています。

通信訓練では、町の防災行政無線により日々行政情報の伝達を行っているため、訓練の一環として捉えることもできますが、災害情報を最優先する情報伝達では、毎年実際の警報発令を伝達する実働の訓練となっています。

避難訓練は、町管理の施設では農村環境改善センター、陶芸の館、勤労福祉会館では毎年2回の実施、総合文化会館でも年に1回は消火及び避難訓練を実施しています。

また、学校における避難訓練は、小学校では毎年各学期ごとに火災や地震、不審者の侵入を想定して実施しており、中学校では1、2学期に火災を想定した避難訓練を実施しています。

原子力対策計画の中では、災害予防計画の中に、防災訓練に関する事項が盛り込まれてい

ますが、平成22年から県や関係市町と連携した原子力防災訓練が実施され、本町においては玄海原子力発電所を起点とする30キロメートル圏内の住民避難の受け入れ団体となっていますので、避難所受け入れの訓練を実施しています。

今後の実施計画については、総合防災訓練は県や大きな市レベルでは行われているようですが、小規模の団体では実施はかなり難しく、本年度の計画にもありません。

その他、町が主催するもの以外では、近年は自主防災組織の防災に関する意識が高まっていることから、自治会単位、あるいは連合班単位でも避難訓練、消火訓練、救命訓練などが自主的に実施されています。このような、住民自らが意識を高めていく活動が非常に効果的であることから、行政としても自治会等に防災訓練の実施を促すとともに、要請があった場合などには、人的支援も積極的に行ってまいります。

次に、自主防災組織の整備計画ですが、本町の22自治会は全て自主防災組織として位置づけており、毎年、年度の始めには災害対策支部組織の構成表も把握しています。活動の状況については、計画書に明文化されてはありますが、自治会の組織の大きさなどにもより、それぞれ違いがあるようです。平成22年以降は、社会福祉協議会が災害支援支え合いマップづくり事業に積極的に取り組まれている成果もあり、情報の収集、避難誘導、食料の供給、救出救護、避難などの訓練を実施されている自治会も増え、既に半数以上の団体が行われているようです。

次に、支え合いのまちづくりについて。平成30年7月、波佐見町支え合いのまちづくりフォーラムが開催されました。支え合いのまちづくりは、今後地域にとって不可欠だと思うが、具体的にはどのような内容になるのか、課題はないのか、現在の進捗状況はどうかという御質問ですが、議員も御承知のとおり、2025年問題と言われる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、要介護リスクが高くなる年齢層の急増に伴い、社会資源の不足が予測されています。このことから、自助、互助、公助、共助の考え方に立った地域包括ケアシステムの構築が重要として進められており、そのうち、住民同士で助け合う互助に当たるものが生活支援体制整備事業、いわゆる支え合いのまちづくりです。この支え合いのまちづくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置並びに地域づくりを行う協議体の設置により、地域のニーズや情報共有を行いながら、高齢者だけではなく、全ての町民の皆さんに関係することとして、地域とのつながりや生きがいを持って住みなれた地域で安心して暮らし続けるため、支え合い、助け合いのある地域づくりを行っています。

議員お尋ねの具体的な内容としましては、ちょっとした困りごとに対して気軽にお願いできるような有償ボランティアの仕組みづくりや、日中における見守りや気軽に集うことができる居場所づくりを進めていきたいと考えています。

課題につきましては、中心となって動いていただけるリーダーとお手伝いいただける人材の発掘、そして支え合いの活動は町民皆さんの気持ちによって動くものであり、その必要性をどのくらい共感してもらえるかが課題として挙げられます。講演会や研修会の開催、広報等を利用して普及啓発を行っておりますが、特に現役世代においては、なかなか現実問題として実感が湧かないのが現状です。

進捗の状況ですが、平成30年度は、住民の理解を深める目的で、7月のフォーラム以降6回の勉強会を重ね、今年度は希望される地域へ足を運び、困りごとについてどう対応していくかの勉強会に対して後方支援を行っております。幾つかの地区から支援の要望があり、生活支援コーディネーターと地域の皆さんで仕組みづくりに向けた話し合いを進めています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

脇坂議員の質問に、教育委員会からお答えをいたします。

1、公共施設のトイレの洋式化について、学校を含む町内公共施設のトイレの洋式化は改善が進んでいる、しかし一部には和式のみ施設があり、利用者から改善を望む声が多い。洋式化に向けた早急な取り組みが必要と思うが、特に下記施設の現状及び改善計画について問う。小学校と中学校のトイレについてですが、各学校のトイレの個数と洋式トイレの個数ですが、現在、東小学校は41基中、洋式トイレは15基で割合は36.6%、中央小学校は62基中、洋式トイレは22基で割合は35.5%、南小学校が40基中、洋式トイレは33基で割合は82.5%、波佐見中学校は84基中、洋式トイレは20基で割合は23.8%となっています。

町全体では、227基中、洋式トイレは90基で割合は39.6%となっています。現在、各トイレブースには洋式トイレが最低1基以上はある状況です。今後については、洋式トイレの割合が50%以上になるように、計画的に改善を実施していきたいと考えています。

次に、甲辰園グラウンドのトイレについてですが、現在、女子トイレに2基、男子トイレに1基ありますが、ともに和式のみとなっています。今後、女子トイレ1基を次年度において洋式化を行い、利用状況を見ながら、その後の改修を進めていきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

まず、トイレの洋式化の小中学校についてでございますけれども、平成29年度の予算特別委員会での答弁では、各学校の洋式化率が東小学校が35%、それから中央小学校が32%、そして南小学校が85%ということで、そして中学校が21%という答弁だったかと思っておりますけれども、この2年間であんまり進んでいないですね。そしてまた今年度の予算書を見まして、東小が190万とか中央小が480万とか工事請負費の予算があるわけですが、この中にはトイレの洋式化というのは含まれておりますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御指摘のとおり、この2年間については具体的に洋式化を進めたという工事についてはございません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

いろいろ進めていただきたいことは山ほどあるわけでございますけれども、特にこの洋式化については、最近は公共の場とか家庭、こういったところでかなり洋式化されております。ある資料によれば、たしか家庭でも80数%というふうなことで、洋式化になっているということですし、子供たちは洋式トイレになれておりまして、学校でいきなり和式ということになりますと、戸惑うこともありますし、それから小学校の入学時、このときは担任の先生が和式の使用方法を指導しなければならないというふうなことも聞いております。洋式化の必要性は十分おわかりかと思っておりますけれども、中央小学校は現在大規模改修の設計が進んでいるかと思いますが、その中で洋式化ができないものでしょうか。というのが、学校施設整備環境改善等の交付金ですか、これで200万以上ですかね、そうしますと3分の1以上の補助があるというふうなこともありますので、ぜひ中央小学校については、この交付金、これを一緒にされて、大幅に改善をさせていただきたいと、もちろんあとの東小学校、それから中学校についても、目標とされている50%以上、これを早急に改善をお願いしたいと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ここ2カ年ほど、小学校、中学校、大型事業が続きまして、どうしてもやはりそちらの事業に傾注をしておいた関係で、トイレの洋式化が若干滞ったというのは事実でございます。議員御指摘のとおり、来年度、令和2年度に中央小学校の大規模改造を計画をしております。先ほど教育長が答弁したとおり、南小学校におきましては洋式化率が82.5%というのは、5年ほど前の南小学校の大規模改造の折に、学校の要望に基づきましてトイレを洋式化した事実がございますので、今後目標の50%以上になるように、学校の要望を聞きながら、中央小学校については大規模改造の中に入れるようなことで検討したいと考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

中央小学校については、ぜひそういったことで補助金、交付金も活用できると思っておりますので、洋式化の推進をやっていただきたいと思っておりますが、さっきも申しましたとおり、追隨して東小学校、それから中学校、こちらについても早急な改修をと思っております。なお、やはりどうしても、市政の問題についてでもありますけれども、家庭で洋式になれていて学校で和式となりますとついつい我慢をする、そういったことで、健康の弊害もかなり出ているというふうな研究の結果データも出ているようですので、そののところも考慮されて、早目の50%以上の設置を実現してほしいと思っております。

続きまして、鴻ノ巣グラウンドとふれあい広場でございますけれども、先ほどのお話にあったとおりですが、鴻ノ巣公園のふれあい広場は、男子用1基、女子用2基とも和式のみということで、答弁のとおりですけれども、グラウンドのほうもそういったことで、同じことなんですよ。それから、甲辰園グラウンドも同じくですね。それで、それぞれの施設、特にグラウンドのほうは、高齢者がかなり多くグラウンドゴルフ等をプレーされるというふうなことで、御承知のとおり高齢者は膝や腰に不自由な方が多うございますし、それからグラウンドゴルフ大会なんかも朝、もう8時過ぎぐらいから終わるのが3時ぐらいまでということで、長時間グラウンドにおられますので、そういったことで、使われる回数も多うございます。そしてまた、あちこちのグラウンドにプレーに行った方の話を聞きますと、もう近辺のそういったところの大会に行くようなグラウンドは、ほとんどが洋式化になっているというふうなことで、やはり、波佐見がそういったことではおけているということでございますので、こちらのほうも計画とは言わず、もう来年度、ぜひ実施をしていただきたいと思っております。

最近整備されました講堂、ここが8つが8つとも洋式であるので、ほかの施設もこの講堂のトイレに近づけていただきたいと思います。そしてまた、言うまでもありませんけれども、全施設とも、利用者、設置者が合い協力して清潔に使用しやすく維持するということが大切なことですので、波佐見のトイレはどこに行っても清潔だったと、きれいだったと言われるような文化ができればよろしいかと思っております。ただ、清潔に使っていただくということでは、ステッカーの役割も大きいかと思っておりますので、幾つかステッカーもないようなトイレもございますので、そういったところには、きれいに使っていただきましてありがとうございましたというふうな、そういうふうなステッカーですね、こういうのを張るなどして協力を依頼されればよろしいかと思っております。多目的トイレがあるわけですが、どうしても多目的トイレには使いづらいところもあるわけですね。緊急の場合は別ですが、そういったことで、洋式化を早急をお願いしたいと思っておりますが、来年度実施ということはいかがでしょうか。町長、いかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほども申しましたように、一番おくれているところ、一番大事なところ、そしてそういう面で今後、予算編成に入りますので、十分配慮して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一日も早い実現を望みます。

続きまして、災害対策についてでございます。川棚川の支流についてもハザードマップの作成をというふうなことでお尋ねしているわけでございますけれども、これは、県からデータの提供があって、それに基づいてつくると、そういったものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ハザードマップですが、これは県河川、波佐見町では川棚川になりますけれども、その本流について、県よりデータをいただいて、それを波佐見町で地図に落として、公民館とかそういうところで浸水区域とかを決めているわけでございますので、今のところ、支流については、県からのデータがございませんので、つくれない状況となっております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ハザードマップは災害現象によって影響が及ぶと想定されます区域、そして、避難に関する情報を地図にまとめたものというふうなことで、非常に貴重なものでもありますし、最近のハザードマップは、岡山県とか栃木県とかあちこちで大きな災害があつておりますけれども、大体そのとおりに災害がなつたというふうなことで、非常に精度が高いということのようです。従いまして、流域の皆さんが避難計画とか、そういったいざというときの避難、そういうのを立てる以上に、非常に役立っておるかと思っております。平常時から住民の防災意識の啓発と災害時における円滑な避難行動の促進、こういったことが、人的被害の軽減につながると思っておりますので、必要性は大きいかと思っておりますけれども、本町の小さな河川でも、下流に多くの住宅があつたり、川と川の合流区域というのは、やはりバックウオーターと申しますか、そういったもので予測できないような水量が合流点に及ぶというふうなこともありますので、そういうふうな危険性が高い河川は、ぜひ必要かと思っております。最低でも、災害危険箇所、それから重要防水区域に指定されている、この防災計画に示しておりますけれども、その中で指定されております村木川、これが2,300メートルぐらいありますね、それから皿山川、田別当川、中尾川、日見須川、この5河川ですか、これについては河川の長さとか、それから家屋の状況、他の河川との合流を考えれば、その必要性が高いかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今、議員おっしゃられた川棚川の支流についても大きい河川がありますけれども、波佐見町においてはよそと比べたら距離が短い、盆地でもありますし、降った雨はすぐ本流のほうへ流れてしまうということもありまして、まだ県のほうでは支流についてまではできていないと思われまふ。今、国が言っているのは、最近想定外の雨量があるということで、平成27年5月に水防法が改正されまして、新たにハザードマップの作成が必要となっております。それでは、想定される最大規模の降雨、これが今現在できているのが100年に一度の想定でできておりますけれども、今後、1,000年に1回程度起こる大雨について洪水浸水想定区域図をつくりなさいとなっておりますので、令和2年の作成に向けて、今準備を進めているところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

令和2年度に向けてというのは、これは川棚川本流のですかね、そのほかの河川もでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

令和2年の1,000年に一度の雨は本流の河川ですね。支川についてはまだ県のデータはありませんけれども、令和2年度は県のデータがいただけるということで、1,000年に一度の本流の河川のハザードマップを作成する予定であります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

本流のハザードマップの中に、ある程度支流も見ることはできるのですけれども、どうしても支流の中の上流のほうとか、その辺がなかなかわかりませんし、そしてまた、短いということでありました、川の長さがですね。ただ短いといってもあつという間に、逆に言えばあつという間に流れてきて、対応のしようがないというふうなことも考えられるわけですね。それだけ流れてくる早さが、時間が違いますので。大きな川はちょっとばかりしてから大量の水が来るかもしれませんけれども、短い川ほどやはりあつという間に来ると、そういったことも必要かと思いますので、ぜひ県のほうにはそういった要請もやっていただければと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員、おっしゃられるとおり、支川についても波佐見町についても大きい川があると、県内でもたくさん県河川があると思しますので、それぞれ必要とあれば県のほうもつくっていくと思しますので、波佐見町からもぜひ要望はしていきたいと思します。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

次に、防災訓練計画でございますけれども、総合防災訓練というのはなかなか難しいというふうなことで、今のところ実現できていませんし、実現の見通しも現在のところないようでございますが、ここで提案でございますけれども、総合防災訓練、もう必要性は十分承知

されているかと思うわけですね。ある新聞の見出しによりますと、災害はあすは我が身と思えというふうなことでタイトルが載っておりましたが、まさにそのとおりで、いつどこで災害が起きても昨今の災害は不思議ではないということでございます。大風とか大雨、これらの自然災害は、もう人間の手ではなかなか防げません。防災、減災のためには対策が必要でありますし、緊急の場合にとっさの行動というのがなかなかできないわけです。何をどうしていいのか、あるいはどこに避難してよいか、そういったところがわからんところもありますので、実践して初めてそういうふうな課題が見つかったり、それを調査分析して、あとどのような手直しをすればいいかというふうなことで、迅速な行動がなろうかと思っております。夜間訓練を実施された東広島市地区の住民は、日ごろの訓練が本番の素早い行動につながったというふうなことで新聞記事も載っております。

それで町として、なかなか総合的な訓練が難しいというふうなことでありましたら、長崎県が総合防災訓練を毎年実施しておりますけれども、この誘致ができないものでしょうか。本町単独だけでもいいでしょうし、あるいは郡内の他の町と共同してでもそういった要請ができないものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

総合防災訓練の件ですね、これまで恐らく県が主催でやっている総合防災訓練については、長崎とか佐世保、あるいは島原それから五島、対馬とか大きなくくりで開催されているところだと思います。波佐見町にそれが誘致できないかというような御提案ですが、総合防災訓練の内容そのものは非常に大規模なものが多くございまして、単に行政機関だけではなくて、防災にかかわるような事業者、そういったものの参加も非常に多くございます。特に、自衛隊、警察、消防、そういったものも加わって防災訓練を実施している内容でございまして、そういったものを波佐見町でできないとは言えませんが、かなり実施するのは難しいのではないかとこのように私どもは考えております。

さきにも議員から提案があつて総合防災訓練を町単独で実施できないのであれば、東彼杵郡の3町ぐらいでも合同でできないかと、そういう御提案もいただいて、早速3町で協議をしました。まあ、協議をしたと言いましても防災担当の課長レベルで少し話をした程度ではございますけれども、なかなかそこまでの訓練の実施にはかなり難しいところがあるのじゃないかと、そういう判断をした経過もあります。県の総合防災訓練を波佐見町でという御提

案ですけれども、ちょっとだけ県のほうにも話はしてみることはできると思いますけれども、物理的、あるいは環境的にはかなり難しいのではないかという判断を私のところではしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○6番（協坂正孝君）

県の防災訓練は、資料によりますと、ことしでもう59回というふうなことで、恐らくほとんどの市町、昔で言えば市町村、ここまでかなりあちこちでされているかと思っておりますので、本町も手ば挙げれば幾らかチャンスもあるんじゃないかなろうかと思っておりますが、やっぱりどうしても難しかでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私も、その県の防災訓練に行きました。佐世保であったとき、10年ぐらい前ですけれども。大変大規模なことです。とても波佐見町で受け入れられるような状況ではないなど。また県にしても長崎と佐世保と島原というそういうところだけで、それはやはり長崎県は県の規模として全県下のことできちっとした連絡、連携をとらないかんというようなことで、今度はやっぱり波佐見町でそこまで県のそういう訓練をする必要があるのかというような必要性の問題、ある面ではもっと諫早とか大村とか、いろんな県全体から見た場合はそういうふうになってくるんじゃないかなと。だからそういうふうな状況を見ながらですね、我々は我々の環境の中で最善を尽くしていくというような形の中で進めていかないと、ちょっと、とても受け入れは難しいんじゃないかなというような思いをいたしております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

波佐見町の地域防災計画の中には、その総合防災訓練を実施するという文言も入っております。訓練の項目としましては、通信訓練、水防、広報訓練、炊き出し訓練、それから避難訓練、それから救出、救護訓練、この5つの項目が挙げられているわけですけれども、現在自治会がもう既に10自治会以上が個別の訓練を実施をされておりますけれども、そういった中でも炊き出しとか、水防、あるいは消火、救出、救護、そのあたりのところも入って実施をされております。総合防災訓練も、その必要性は非常に認めるわけですけれども、地域の皆さんがまず参加できる、そして体験をする、そういったことから考えると、総合防災訓練よ

りも自治会が実施をされるような防災訓練、避難訓練、そういったものが、ひょっとすれば住民の皆さんにとっては身近な訓練で意識が高まる可能性はあるかもしれませんので、現在は、行政の立場としては依頼まではしておりません、推進はしておりますけれども。できるだけ実施をされてはいかがでしょうかということで、自治会のほうにも促しておりますので、そういったところから、まず実施をして住民の皆さんの意識を少しずつ高める、またさらに必要ということであれば、総合的な防災訓練も何とかして、全てはできないかもしれませんが、ひょっとすればこのくらいまではできるようになったとかいうことも、できるかもしれませんので、そういったところからまず始めていくほうが効果的ではないかというふうには考えます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

大規模な総合防災訓練は難しいというふうなことでございますので、続きまして、地域の自主防災組織の整備ということに移りたいと思いますが、自分たちの地域は自分たちで守るというふうな、そういった精神に基づきまして、地域住民が積極的に防災について推進されているということで、訓練も22の自治会中10以上されているということで、非常に望ましい、好ましいことだと思っておりますが、ちょっとお尋ねでございますけれども、自治会から、恐らく年度初めに自主防災組織図というのを町のほうで取りまとめをされているかと思うのですけれども、これはどう活用されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

災害対策支部組織表というのを年度末にお願いをいたしまして、4月の各自治会の役員の方の体制が決まった段階で出させていただいております。班名で言いますと、総務、厚生、衛生、土木、食料、補佐というような項目でございますけれども、班長、副班長を提出していただいているということになっております。ただし、これをどのような形で活用しているかということについては、まずは自治会の中でそういった組織の意識づけをしていただくというのがまず一つの目的でありますし、それに基づいて実際に防災訓練、あるいは避難訓練等を実施されているところにおいては、この班の編成によっていろんな訓練の主要な人材を確保される、あるいは体制を組織されるというものに活用していただいているものだと思っております。波佐見町の行政の側から、この各支部の組織に対してどのような活用をしているかと

というのは、特別今のところは活用の要請はいたしておりません。例えば、避難所に避難をされるような災害が発生をされたりというようなことになった場合については、例えば衛生とか食料とかっていう班がございますので、そちらの皆さんに、どういった体制をとってください、あるいはこういったものを供給しますので、活用する対策をとってくださいと、そのような要請にはなるかと思えます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応、組織表を各自治会から出してもらうということで、今のところ終わっているということでございますね。それで、恐らく地域の役員の方々、そういったところに班長、副班長あたりに指名された方はそういった組織があるというふうなことは御存知かとは思いますが、そのほかの住民の方は、そういうふうな組織図があるとか、恐らく、私も含めまして他の議員さんも何人か聞きましたけれども、知らないということですので、一旦、これはチェックあたりはされているのですかね、集められたのは。その辺でもう1回自治会にバックするなり自治会にお願いされて、これを各それぞれの地区の住民に配付してくださいと、そういうふうな要請はできないですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

これは、一応3月に要請をしまして、4月に提出をしていただいているもので、組織の中で、自治会の中でもそういった位置づけをしてもらう、意識づけをしてもらうということが一つの趣旨でございますので、その情報そのものを住民に広く知ってもらう、これは知ってもらっておけば一番いいことだろうと思えますけれども、そこまで自治会がされるかどうか、もしくは、それを町の立場で各住民全体にお知らせすることが必要かどうか、そのあたりについては自治会の判断とかにはなってくるのだろうと思えますので、そのあたりについては、こういう考えもありますけれども、その辺については、自治会の判断でやっていただくということが必要ではないかと思えます。私どもとすれば、先ほど申しましたとおりに、この組織の編成表そのものは、いざというときにそういった活動をやってもらう、主体となってやってもらう方の組織という位置づけをしておりますので、常時、その情報を住民の皆さんに知っておいてもらうこと、そのものが必要かどうかについてはですね、そういう考え方でいいかと思っています。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そういうふうにして、町としてはいざというときの名簿というふうなことで使われる価値があるかと思しますので、実際に住んでいる住民、そこに自治会長さん通じて、これはもう強制はできませんので、指導という形でぜひ配付をお願いしていただければと思っております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

指導という言葉が適当かどうかちょっと疑問ですけれども、やっぱりその必要性、組織の体制を住民の皆さんに知ってもらっておくというのは必要なことだろうと思しますので、自治会の判断にお任せするというようなことで、促したいと思します。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、支え合いのまちづくりについて質問をいたしたいと思します。方向性は大体わかったわけでございますけれども、今後、高齢化に伴いまして、ぜひ実施していただきたいということが多くございます。第1回目のフォーラムの自由記述で、生活支援体制事業、これは非常にありがたいとか、ぜひ実施してほしいと大賛成、こういうふうな肯定的な意見が多かったようですけれども、ただ、この中で、そこまではというふうな意見等はどうかですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

フォーラムのときの、今、感想だったと思します。ある程度の方が皆さんこの考え方には御賛同いただいているというふうな形では思っておりますけれども、一部の方におきましては、おっしゃるとおりプライバシーのところもございまして、そういったところに一部抵抗があられる方もいらっしゃると思します。ただ、今後においては、この内容につきましては必要なことですので、我々としてはその辺も考慮しながら、態勢づくりを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

その後、8月からですかね、30年の8月ごろから勉強会を数回実施をされておりますけれども、その中で、この方々はかなり進める方向での、正式な委員さんじゃありませんけれども、参加された方というのは、ある程度興味を持ったりというふうな方が多かったと思うんですが、その中でもいろいろな意見があったと思うわけですが、集約すれば、おおむねどのようなことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

フォーラムの後に、先ほどの答弁でもございますとおり、6回ほど勉強会を行っております。その中には、大体50名から100名程度の参加がありまして、ワークショップを行って、学校ごと、小学校区ごとに分かれまして、それぞれの困りごととかそういった意見を集約しております。その中で、やはりいろいろありますが、地域によってもちょっと違うのですが、見守りだとか、あとちょっとしたことがいろいろお願いをしたいのだけれどもできないとか、そういったことが上がってきておりました。当然端々になりますと交通の問題が出たりとか、あるいはひとり、独居でありますので買い物が1人でできないとか、いろいろそういったものはありますし、ちょっとした草むしりだとか、そういったものができないという話もありまして、それについて、じゃあどう対応していこうかというところも、その勉強会の中で議論してきたところであります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

支え合いの必要性ということ、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、多くの高齢者の方は感じておられるだろうと思うんですが、またそして、それを実現される、望まれる方が多いと思うんですが、やはり年齢差もあるわけですが、しかし、そう言いながら、いずれ誰もがその年齢に達するわけで、必要性というのはもう十分何らかの形でおわかりかと思っております。

ちょっと、聞くところによりますと、積極的に入会して組織の一員として活動する予定ということであっても、それをまとめる責任者と言いますか、この言葉で言えば、地域の担い手候補者というふうなことが書いてありますが、そういった方がなかなか出にくいというふうなことを聞いております。

そこで、地域の担い手になれるような方というのは、ある程度目星をつけられて話でも

されておりますか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

地域の担い手、いわゆるリーダーですけれども、その目星と言いますか、この辺につきましてはなかなか厳しいものがございます。ただ、今回、フォーラムを行いまして、その後何回か話を重ねる中で、一部積極的な意見をさせていただく方もいらっしゃいますので、そういった方たちも踏まえて、そういったリーダーづくりをできればというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

恐らく、多くの方がそういった組織ができればいいなというふうなことで思っておられるかと思しますので、問題は今のお話にもありましたとおり、やはりリーダーの養成かと思えます。こちらのほうも、勉強会の中で適切な人を探してもらいまして、できるところから進めてもらえればと思っております。

時間もなくなりましたけれども、施策の方向として支え合いのまちづくりや勉強会、こういったもので住民の皆さんとともに考えた町の目指す姿、みんなが気軽に声をかけ合い、助け合いができ、安心して生活できる町ということを目標に、住民の皆様がお互いさまの気持ちで支え合える仕組みができるよう生活支援体制を整備しますというのが施策の概要にあるわけですけれども、これはさきに質問しました地域防災とも密接な関係が、関連があろうと思っております。災害避難の際などは、重要なキーポイントだろうと思っております。いろいろとまだネックはあろうかと思っておりますけれども、10年先、20年先を見据えて、設置することが必要かと思っております。第1回目のフォーラムで、町長は、もう積極的に進められるような話をされたという印象を持っております。最後に、町長の決意のほどをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

人口減少、少子高齢化、これはやはりそういうふうな形の中で、地域で遠くの親戚よりも近くの他人といいますか、そういう人たちがお互いに手を携えてお互いに助け合うと、そういうある面ではボランティアという形もあるし、有償ということもあります。それは、大変微妙なところで、そしてそういう人たちが皆さん集まった人たちが合意形成をとって。そし

てリーダーがない、これはやっぱり行政のほうで目星をつけるとか何とかじゃない。やっぱりその地域の中で、グループの方たちがあなたなってよ、私も一緒になるけんというような形で、リーダーに過度の負担をかけない。そしてみんなでそれだけの力を出し合うという、その雰囲気をつくるのが大事ということで、今までずっと勉強会、そういうことの支援というのは行政としてもやっていかないかんというふうに思っております。いろんないい先生を呼んだりして、そういう中から自分たちが自発的にこういう順番にしましょうとか、誰がなっても負担にかからない、そして効果的な活動ができるような、そういう形の雰囲気をまずそのグループグループ、地域でつくっていく、そういうことができやすい状況を、我々としてはつくっていかないかんのじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、必要で推進していかなければならないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時10分より再開いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 尾上和孝議員。

○9番（尾上和孝君）

皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問いたします。

1、観光事業について。

本町は、観光客150万人を新たな目標として掲げられています。目標達成のためにも、さまざまな施策が考えられますが、以下のことを質問いたします。

(1) 宿泊の受け入れに関して、現在の民泊施設やホテル、今後整備される予定の宿泊所をもってしても宿泊所の数が足りないことが考えられます。できることから少しずつ進めるということでしたが、車で宿泊できるオートキャンプ場の整備は考えられないでしょうか。

(2) 先日の波佐見町インバウンド元年セミナーで、訪日観光客はますます個人旅行化が進んでいる。今後はどのように情報発信・アプローチしていくかが課題ということでした。

その中でも、Wi-Fi環境は必須とのことであった。今後、Wi-Fi環境の拡大はどう進めていく計画なのか。また、1拠点の経費はどのくらいかかるのか。

(3) 近年、自然や歴史、地元の生活に触れながら歩く、韓国済州島生まれの「オルレ」という新たな旅のスタイルが注目されています。人気があるところでは、予約もとれないし、キャンセル待ちもできない状況であります。以前にも同じ同僚議員からの質問でも出ていましたが、町として取り組むことはできませんか。前回の答弁では、「オルレの認定効果は認めるものの、申請については十分な検討が必要だと思われまます」とのことでした。その後、検討は行ったのか。

以上、壇上の上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

1番、観光事業について。

本町は、観光客150万人を新たな目標として掲げられている。目標達成のためにも、さまざまな施策が考えられるが、以下のことを質問する。

(1) 宿泊の受け入れに関して、現在の民泊施設、ホテルや今後整備される予定の宿泊所をもってしても宿泊所の数が足りないことが考えられる。できることから少しずつ進めるとのことだったが、車で宿泊できるオートキャンプ場の整備は考えられないかという御質問ですが、ことしの9月議会で、福田議員、城後議員の質問にも答弁しましたが、町内には平成27年に開業した2つのホテルと旅館が1軒、素泊まりが2軒、民泊が8軒とまだまだ少なく、今後の多様な宿泊ニーズに対応できるように、需要が高まるであろう民泊やゲストハウスはもとより、アウトドアの観点から、車泊、キャンプ、グランピングに至るまで、いろいろな可能性が選べる宿泊施設の推進が重要だと考えます。

議員御指摘のとおり、陶器まつりや春、秋の旅行シーズンには、本町に宿泊したくても施設にあきがなく宿泊できないという声を聞くこともあり、機会喪失はあっていると思いますが、全てのピークにあわせての施設整備は現実的に厳しいのではないかと考えます。

しかしながら、多様な宿泊ニーズに対応する一つの手段として、車泊やキャンプ場の整備は考えられることだと思います。大規模な整備はできなくても、車泊のような規模を限定した取り組みは既に研究を進めているところであり、できることから少しずつ進めていきたい

と考えています。

(2) 先日の波佐見町インバウンド元年セミナーで、訪日観光客はますます個人旅行化が進んでいる。今後はどのように情報発信・アプローチしていくかが課題とのことだった。その中でも、Wi-Fi環境は必須とのことであった。今後、Wi-Fi環境の拡大はどう進める計画なのか。1拠点の経費はどのくらいかかっているのかという御質問ですが、9月議会で城後議員の質問にも答弁しましたが、観光面、特にインバウンド対策としてのWi-Fiの導入については、既に主要な観光拠点には積極的に導入しており、現在、はさみ温泉一帯、陶芸の館、中尾山交流館、中尾山伝習館、町道中尾本線の通り沿いにフリーWi-Fiの整備を行っています。今後も観光誘客が見込める公共的エリアでの整備は検討しますが、設置費用やランニングコストも必要ですので、設置場所も厳選して見極める必要があります。

このように、まず観光地点をポイント的に整備するのは行政の役割であり、その後は例えば窯元や商社のギャラリーであったり、飲食店や個々の商店などは、民間が自ら導入を考えていただき、徐々に広がっていき、点が線となり、線が面となるような取り組みが必要だと感じています。

なお、1拠点ごとの整備費は、その地点の規模により異なりますが、町で整備した4カ所を平均すると、1カ所当たり約190万円で、ランニングコストとしては1カ所当たり1年間に18万6,000円となります。

(3) 近年、自然や歴史、地元の生活に触れながら歩く、韓国済州島生まれの「オルレ」という新たな旅のスタイルが注目されている。人気があるところでは、予約もとれないし、キャンセル待ちもできない状況である。以前にも同僚議員からの質問でも出ていたが、町として取り組むことはできないか。前回の答弁では、「オルレの認定効果は認めるものの、申請については十分な検討が必要と思われます」とのことであったが、その後、検討はしたのかという御質問ですが、御質問の「オルレ」については、平成29年の3月議会で質問があり、答弁について重複する部分もありますが、オルレは、自然や歴史、地元の生活に触れながら歩く、韓国済州島生まれの新たな旅のスタイルで、九州でも2011年に九州観光推進機構が済州島オルレと業務提携し、九州オルレをスタートさせました。この九州オルレは、3年前には19地域が認定されていましたが、その後、わずかに2地域増えて、現在は21の地域が認定され、韓国人観光客の人気を集めていました。県内では平戸と南島原、佐賀県では唐津、武雄、嬉野が認定されており、韓国人観光客の誘客アイテムとして推進されています。

このオルレへの申請とのことですが、九州オルレには厳格な基準や条件があり、例えばスタートとゴールは公共交通が必須だったり、2キロメートルごとに景色が変わって舗装された道は不可、トイレは必須、起伏が厳しくきつ過ぎてもいけないなど、認定されるには相当の条件が必要となります。他市町村においては5回目の申請で認定されたケースもあり、認定されるまでの労力は相当なものとして推測されます。また、年間数十万円の負担金も発生するとのこと。

このような条件やハードルは3年前と変わっていません。

通常のオルレは設定したコースを来訪者が自由に歩くというもので、いつでも歩いてくださいという考え方のものです。それゆえ、なかなか来訪者のカウントが難しいのですが、3年前と大きく情勢が変わっているのが、韓国からの観光客の数です。現在、長崎県内では韓国人観光客は10分の1まで減少したと言われており、韓国人観光客をターゲットとした施策は一考する必要があります。

また、現在の九州オルレは、春と秋の年に2回オルレフェアと称して、参加者を募集し、参加費をいただいて開催し、さまざまなおもてなしを施すなど様態も変わってきています。

このようなおもてなし型のウォーキングイベントは、既に長年開催しているJRウォーキングや昨年度から開催しているガストロノミーウォーキングがあり、現状を考えると、現段階では積極的なオルレの申請は考えていません。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

そうしたら、まずはオートキャンプ場のほうからと思いましたが、ちょっと忘れる前にオルレのほうからいきたいと思います。

先ほど町長の答弁で、舗装道路はだめということでしたが、これはどういうことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

10キロ近くのコースの設定がされるんですけども、全て舗装道路を歩くというコースは認定されないということで、特に韓国の方が審査をするということで、その辺は厳しく言われるということでありました。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

そうでございますね。先ほどの答弁では、そういった感じにちょっと聞こえなかったので、再度質問させていただきました。

それで、私、このオルレは4回ほど行ったことがありまして、宗像のほうと平戸のほう、それと、あとどこやったかな、もう1カ所ちょっと行ったことがあります。コースづくりも大体わかっております。で、どういった感じの道に行くというもの大体わかっております。

まず、このオルレなんですが、ちょっと今回検討はなさったけど、なかなか難しいということでした。大体、年間どのくらいかかるかというのは、年間約40万円ほど宣伝費ということとでかかると。このほかはかからないということでしたが、そこあたりの調査はされていまずでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

九州観光推進機構に40万円の年会費がかかるということは調査をしました。また、通常のオルレは、コースの設定だけで、自由に歩いてくださいという、そういった感じの設定といえますか、ものであります。それで、今行われているのが、さっき町長も答弁しましたように、参加者を募集してお金をいただいてというやり方が今少し主流になってきているということで、そのやり方でやると、当然、おもてなしの費用もかかってくるんじゃないかということで、そこがどのくらいかかるかまでは調査しておりませんが、それ以外にも費用がかかるんじゃないかということで考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ちょっとコースについて、ちょっとお話ししたいと思います。コースの設定基準というのがございまして、一つは子供や老人、女性一人でも歩ける。危険なコースを通らない。それと、アスファルトをできるだけ避け、道の狭い小道を主とする。一つ、コースにテーマや物語性がある。それと、歩きながらでしか見れない景色や見どころがある。1コースの距離は15キロ前後。草道を歩きながら、ゆっくり歩いて回る。これは先ほどおっしゃったとおりです。終点、始点への公共交通がある。それと、中間地点からのエスケープするルートがある。それと、宿泊地からの公共交通で行ける。地域交流ができる。ということで、コースの基本とした基準があります。先ほど町長もおっしゃいましたように、いつでも歩けるということ

もちょっとおっしゃいました。私がいつも行っているのは、そこに1,000円から2,000円、大体ほとんど1,500円なんですけど、経費というか参加費がかかりまして、そこで中継所が2カ所、3カ所ぐらいあります。まず少し歩いて、1キロぐらい歩いて、そこで果物とか、果物といっても大したものじゃないんですけど、バナナを1本もらったりとか、リンゴを1個もらったりとかして、また先に行ったら、そこでお菓子を、地場産ですよ、地場産のお菓子を1個もらう。で、3個目になったら、そこでお弁当をもらったりする企画などがあります。ということを考えますと、やっぱり地場産のお菓子なりお弁当なり、いろいろそういったものが出るものですから、町の活性化にもつながると思いますが、そこあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

少し私たちが難色を示しているのは、どちらかというところ、そういうおもてなし型で、いつやりますよという開催を決めてやるのであれば、やりやすいのかなと思うんですけども、いつでもどうぞということで、ただ、コースはいろいろおもしろいコース、じゃあ、例えば中尾山の路地裏を回ったりとか、おもしろいコースを設定します。いつでもどうぞということ、誰かわからないような人がうろろろするというような、常にそういう状況が生まれるということもありますので、なかなかイベントとして実施するのは、非常に住民の皆さんにも周知はしやすいと思いますけれども、そういう逆の観光のマイナスの面というの、そこはちょっと考えられるんじゃないかなというふうに思っております。それで、おもてなし型で、参加費をいただいてそういうサービスを提供するイベントであれば、もう既に、先ほど町長も申しましたように、JRウォーキング、ガストロノミーウォーキングも、議会の要望を受けての開催でございます。こういうふうにはやっておりますので、これ以上、ウォーキングイベントは増やすのもどうかというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それで、まず、オルレについてなんですが、先ほど町長、韓国人ばかりというお話だったんですけども、私行った中で、めちゃくちゃ多かったという感じは全然受けておりません。皆さん、自分の車である程度いらっしゃって、それとか、公共交通、それを使って皆さん行ってらっしゃるのかなと。いろいろやっぱり声が聞こえますよね。韓国の言葉って、あんま

り耳に入ってこないんですよ。ですから、確かに海外からやっぱり外人さんとかたくさん本当にいらっやっています。しかし、そこまで多いという感じは私としては受けなかったですね。

それと、このコースというのもある程度びしゃっと決まっております。ですから、コースが基準化してあるということで、訪れるほうも安心して来れるんですよ。それと、言葉がわからなくても、結局その指示、青と赤のリボンがあるんですけど、それがあろうに行ってくださいとか、道々にはちょっと標識のような感じが各地にあって、本当一人でも回れるような簡単な感じとなっております。

それで、この歩いて回るという点では、これ、今、世界的な観光のトレンドが体験型になっているんですよ。先ほども述べましたが、ほとんど世界的なトレンドが体験型となっているほうに、舵をどこでもとってらっしゃいます。それで、スポーツ庁が中国、韓国、台湾、香港、アメリカ、タイ、オーストラリアの7カ国の訪日経験者、これの2,100人を対象に実施したスポーツツーリズムに関するアンケートでは、日本でやってみたいスポーツで、登山、ハイキング、トレッキング、これが3カ国において1位なんですよ。ということは、海外から来る人は、もう物を買うとかいうような話じゃないんですよ。本当、体験をして、そこで楽しもうという方が世界的に増えております。で、やっぱり自然、アクティビティ、異文化の体験、この3要素のうち2つ以上で構成されるアドベンチャーツーリズム、この市場規模は現在49兆円とも言われるほどになっております。そこも考えますと、年間40万円という経費はかかるんですが、どうかと思います、そこあたりも含めて御答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かにウォーキング、そういったスポーツといいますか、歩くことが好きなお客さんというのは非常に多くて、その市場というのは相当あって、それが波佐見町の観光としての位置づけも相当あるからJRウォーキング、ガストロノミーウォーキングを実施しているのであって、このウォーキング型がだめだということではないんですけれども、それがあえてオルレなのかというのはちょっと十分考える必要があるということと、お金が40万円しかかからないと言われますけれども、やっぱりこういったイベント、相当人手が要ります。ガストロノミーウォーキングでも、職員でも50名程度の職員がスタッフとして出ております。地域の皆さんにもそれ相当の御負担をいただき、開催することができました。先ほど林道マラソン

あたりでもそういった部分もちよっと話があってございましたけれども、そういうところも十分考慮しながら、総合的に考慮しながら考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ガストロノミーウォーキングの話が出ましたが、ガストロノミーウォーキングですね、これは予算はどのくらい今使っていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

トータルの予算は180万ぐらいですが、町からの委託金が100万円、そのうち50万円が市町村振興協会からの補助金をいただいております。あと80万円が参加費というふうになっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ありがとうございます。私もガストロノミーウォーキングに、参加させていただきました。ちょうど春だったもので、桜も咲いて、気候的にも最高で、私も本当に楽しく参加させていただきました。先ほど課長がおっしゃいましたガストロノミーウォーキングは、50名ほどのスタッフということでしたが、私もずっとオルレを回る中で、どのくらいで回しているんですかという話は聞きます。平戸の場合は十数名で回していると。多分12～13人と言いましたよね。結局その地点地点があるんですけれども、A地点を通ったら、先の、今度はC地点に行くんですよ、一つ飛ばして。で、そこでいろいろはないもんですから、そこでお菓子を配るぐらいのもんですから、少数でできるということでお聞きしておりますが、そこあたりもいろいろ考えようによっては、人間がそんなにたくさんよらなくても、その前の事前は大変だと思いますよ。電話がかかってきて、それで今ネットでも予約を入れられるんですけど、そこあたりの簡単な方法というのもありますけど、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

ガストロノミーで職員が50名ぐらいと言いましたけれども、そのほかにも波佐見高校生か

らのお手伝いを約30名、ほかの百笑会さんとか、婦人会さん、商工会さん、食改さん、水曜会さん、観光ガイドさんとかJA畜産部会さんとか、さまざまな御協力をいただいて、総勢145名の動員で行っております。初めての実施ということで一つ一つのポイントに相当人数を置く配置をしたということで、いろいろやり方もかなり反省点もありますので、この人数というのはもうちょっと少なくなると思うんですけども、これだけかけているおかげで、ガストロノミーの評価は99%の満足度ということで大変高い評価をいただいていますので、人数のかけ方というのもいろいろ今から問題になってくるとは思うんですけども、そこはお金をいただいてきていただいている観光客については、その間違いがあってはいけない、しっかりとしたおもてなし体制をしないといけないというふうに、今から観光で大きくする町としては、そこは当然のことだと思っています。そこで余力を抜きたくないというのもございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

このとき、多分アンケートをとられたと思いますが、よかった点、悪かった点で、何か資料があられたらお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、よかった点、圧倒的に多かったのが、手前みそになりますけれども、スタッフの対応が非常にすばらしかったということですね。それは私たち職員だけじゃなくて、関係される皆様の対応がよかったということでございます。あと、普通という方が3人しかいませんので、悪いという方は一人もいないんですけども、あえて言えば、お酒を飲まない人もいるのに、ノンアルコールビールがなかったとか、もう少し炭酸系の飲み物が欲しかったとか。食べ物については、非常に満足だったとかですね。あと、コーヒーのお湯が切れてたということで、そことか。そういうイージーミスがちょっとあったということで、そこはしっかりと修正して100%を目指したいと思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ぜひとも、私が告知するのもなんですが、今度は2020年の3月28日土曜日、こちらに次回のガストロノミーウォーキング in 長崎・波佐見というのがあります。私もまた参加しよう

かなとは思っております。

それで、済みません、オルレに戻ります。オルレなんです、これ、体験型なので、修学旅行、これにもできるんじゃないかなと思います。今、修学旅行もいろいろ体験型とかいろいろなさっております。ですので、オルレのコースを1回ぴしと決めとったら、そういった感じで、修学旅行にも誘致できるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

いろいろオルレのコースあたりも考えていらっしゃると思いますので、そういうところもいろいろお聞きしながら、できるかできないかわかりませんが、検討はさせていただきますと思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ついでに、もう一つ、武雄ではオルレ婚 in 武雄というのがあって、これは佐賀出会いサポートセンター、これ、15人ずつ、男性15人、女性15人ずつが歩きながらいろいろしゃべって、普通なかなか飲みながらではしゃべられんことも、歩きながら自然を感じながら婚活をしていこうという事業もいろいろあっております。こういったのも、ある程度コースがぴしと決まるとしたら、ある程度できるんじゃないかなと思いますので、率先して進めていただきたいなと思っております。

続きまして、Wi-Fiのほうに行きます。

現在、世界の観光客を波佐見へ、ここから始まる波佐見町のインバウンド対応ということで、先日やまごころの村山さんに来ていただいて、お話がありました。ここで外国人観光客がもたらす経済効果というのがありまして、定住人口1人当たりの年間消費量と外国人観光客の消費量8人分、これが匹敵するということでおっしゃっておられました。

来日客数も、今後はちょっとこう、高い目標を設定されておりますが、それでは、来日客数2020年に4,000万人、2030年に6,000万人ということで目標を立てられ、消費額では外国人は2020年には8兆円、それに2030年で15兆円、それで日本人の消費額、こちらは2020年が21兆円、2030年には22兆円ということになっておりますが、日本人のそこでお金を使う金額の伸び幅、これは1兆円ぐらいしか変わりませんが、海外の方の消費額というのは8兆円から15兆円上がるということで見込まれております。

それで、そういうことをやっぱり考えた場合に、Wi-Fiというのが今後必要じゃないかなと思いますが、そこあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど町長も答弁いたしましたように、そうことを見越していち早く観光のポイントには整備をさせていただいております。ただ、Wi-Fiの傘は波佐見町全体にかけるわけにはいきませんので、ポイントポイントの整備というのになってくると思います。

あと、いろいろといいますか、していない観光ポイントもあることはありますけれども、費用対効果を見ながら、そこはやっていかなければいけないのかなと思っているし、ここはやっぱり民間の力で、いろいろな方のギャラリーだったり、飲食店だったり、皆さんのほうでそこも意識してWi-Fiの整備をしていただいて、行政がしたポイントと、民間の皆さんがされたWi-Fiのポイントが、点が線になるような感じで持っていければということで、そこはそれぞれの役割分担だと思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

そうですね、一遍にやるとなかなか難しいかもしれませんが、今後として考えられるところは、鬼木、ここと歴史文化資料館、こちらの2カ所は必ずというほどにちょっとしていただきたいなと思っております。それと一番整備しなきゃいけないのは、この庁舎だと思うんですよね。庁舎にはやっぱりWi-Fiというのは必ず必要かと思いますが、Wi-Fiの整備としてどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

Wi-Fiの環境の整備について、庁舎の件なんですけど、以前からいろんな御指摘、考えがあって、質問等も出ていた経過はあります。

まず、Wi-Fiの環境そのものについては、いわゆる外国人の方のインターネット環境を補填をするというのが大きな力になるのではないかということ、それから通常の日本人の方であれば、通常のスマホとか携帯であれば、もうその環境は特段必要ないのかなど。あるいは防災の面であっても、役場そのものは避難所にはなっていないんですけれども、そういったときにも必要なんじゃないかという御意見はあるんですけれども、果たしてそこまで必要か

というのがあっております。そのあたりの評価を総合的に考えた段階では、まだまだ外国人の方が役場に来られる機会というのはそれほどないんじゃないか、そういったところを考えれば、費用対効果を考えても、今のところは、まだ役場には必要はないんじゃないかと、そういう相対的な考え方をいたしております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

そういった考えもあるかもしれませんが、結局、今、インターネットでいろいろ調べる時代です。役場の何課に行きたかとぼってんね、ということで、自分が行きたかところが本当にこの課やろうかということで、駐車場のほうで調べる方もいらっしゃると思います。ですから、やっぱりこの庁舎というのは、やっぱりWi-Fi環境は絶対必須だと、私は思います。

それと、外国人ですね、何でWi-Fiが必要かということは、考えられる点ですよ。やっぱりこれからどこに行きたいとか、できることを検索したい。これ一つですね。で、目的地までの移動方法、これを確認したい。それと、SNSで、今自分がここにおるっちゃんね、ということで、人に伝えたい、情報発信をしたい。で、自国の家族や友人に確認を取りたい。それとか、やっぱり翻訳アプリですね、あと通貨アプリ。ここあたりの使用のために、海外の人は、ある程度本当にWi-Fiが必要ということです。

じゃあ、日本人の人がWi-Fiが必要じゃないかなというのは、私は必要だと思います。特にこの庁舎は必要だと思います。やっぱり今後、先ほど言いましたが、鬼木、それと歴史文化資料館、こちらのほうには、ぜひともその整備をしていただけないかと思いますが、もう一度お尋ねいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

庁舎のことについては、ちょっと私のほうから答弁いたしますけれども、必ず必要だという考え方、その辺は若干相違があるかもしれませんが、私どもの考えとしましては、先ほど申しましたように、日本人の方であれば、スマホを持っていれば通常のインターネットの環境は当然あるわけですから、それはクリアできるんだろうと思っています。で、役場にWi-Fiの環境をつくっても、本当にそれが効果をもたらすかどうかというのは、外国人の方であれば、それはもう当然そういう効果はあると思いますので、そういった需要が多くなれば、役場のほうにも当然必要性は高くなってきますので、それはその時点でまた考えたいと思いま

す。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

鬼木の展望所、2カ所ありますけれども、せめてどちらかにはWi-Fiをつけたいなという思いはあります。ただ、屋外型ということになりますので、耐用年数等も短くなりますので、それ相当の費用がかかると思いますが、鬼木については検討したいと思っております。

歴史文化博物館は、私、観光的な立場で言わせていただければ、必要じゃないかなと思えますけれども、その辺はちょっと主管外ですので。

○議長（今井泰照君） 答弁できますか、教育次長。

○教育次長（福田博治君）

歴史文化交流館（仮称）のWi-Fi環境ということでございます。現時点の設計ではWi-Fi環境はございません。しかしながら、内定していますカフェの事業者さんから、やはり情報発信という面から強く要望をされておりますので、今後、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

本当ですね、Wi-Fi環境を進めていっていただきたいなと思っております。

続きまして、オートキャンプ場に移りたいと思います。

私が、このオートキャンプ場を一番初めにあれしたのが、徳島県の阿波踊りのキャンプからちょっとヒントを得まして、これが日本三大盆踊りと言われます徳島市の阿波踊り、これは皆さん御存じのとおり、国内外から120万人以上のこのときの観光客が訪れる日本が誇る歴史のお祭りでございます。毎年、一斉に多くの観光客がいらっしゃるために、県内の宿泊施設の確保がめちゃくちゃ困難ということで、そのような宿不足を遊休地を利用した期間限定のキャンプを設置することで解消して、日本の伝統芸能とアウトドアの融合で新しい体験を提供したく2017年に生まれたのがAWAODORI CAMPということでございます。

ここも期間限定でいいんですよ。キャンプ場は年間あって、その半分ぐらい使えば十分だと思いますが、なぜちょっとキャンプといいますか、オートキャンプなどを言うかといいますと、やっぱりホテル不足というのは観光客の取りこぼしにつながると思うんですよ。ですから、やっぱりある程度、ホテルを建てるとなったらお金が高いです。ですけど、あいた

土地といたしますか、そういったところをそのときだけのキャンプ場にするというのはできると思いますが、そこあたりのお考えはいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、そういった機会喪失といたしますか、取りこぼしもあっていることは事実ですので、そういうアウトドアの観点から車泊といたしますか、そういったものも、かなり積極的に私たちも研究を行っております。ただ、どこでもいつでもいいというわけではありません。フロント機能というのが必要であります。そういうところで、どこでも勝手にとめていたら、警察からということになりますので、そこはしっかりと宿泊施設という位置づけで整備をするためには、それなりの費用もかかりますけれども、それと例えばトイレが近くにあったりとか、水回りがあったりとか、お風呂だったりとか、じゃあどうするのかというのがありますので、そういうところを考えれば適地をちょっと見つけながら、整備を考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

おっしゃるとおりでございます。やっぱり、車泊っていうか、そこあたりは今後必要になるかと思えます。それで、やっぱりお風呂ですね。これあたりは、波佐見にははさみ温泉があります。これを御利用していただくとか、予約された方にお風呂券を配るとか、いろんな方法があると思うんですよ。食べる場所もありますので、まずは臨時でもいいですので、車泊ができるような、よそから人がいらっしやっても、対応ができるようなことをしていただきたいなと思っております。

中には、私調べたところ、これ参考までなんですけど、農地転用キャンプ場の成功事例というのがございまして、これは千葉県の市原市で、ここは、牧草栽培で、9月に種をまいて翌年4月までに3～4回収穫されるんですが、何も無いとき、それをキャンプ場の開設に充てるとか。あとは、もう一つあったんですけどね……。そういったことで、あちこちで…、あ、これか。いなかの風ということで、これは長野県になります。これは棚田の利用ということで、棚田を利用して車泊のような感じをされているところもあります。ですから、1年中そこにくっついてするんじゃなく、そのときそのときで車泊ができるような、そういった環境を今後進めていっていただきたいなと思っております。

なんせ、先ほども言いましたとおり、ホテル不足は観光客の取りこぼしになるということがあります。それと、泊まる場所がないということで、観光ルートの変更、これも考えられますので、ぜひとも車泊の実現はしていただきたいなと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員が思われている規模が、どのくらいの規模かわかりませんが、まず、試行的にですね、できる範囲内からやって、状況も見ながら、そういうところが大きくなっていけばいいのかなと思っています。まず、一步前に進みたいと思っています。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

私、そんな大それたことを言っておりません。できることからいいんです。はい。もしそれがよかったら、だんだん広げていっていいじゃないですか。まずは、そこに台数的にもなくても、波佐見のほうで、こういったこういうやつがあるよということになれば、ますますもって波佐見にいらっしゃる方が多くなるんじゃないかなと。車泊だったら、普通ビジネスでもやっぱり5,000円弱ぐらいかかるじゃないですか。家族で来られる方っていうのは、やっぱ30代、40代、そこあたりの小さい子供たちと一緒に車泊される方もいらっしゃいます。そこあたりをターゲットとしたら、多分お客さんの誘致もできるんじゃないかなと。食材あたりも波佐見はいろいろありますので、そこも使っていただきながら、波佐見の地産地消も盛り上げていっていただきながら、取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そういう農産物との組み合わせとか、また観光的に焼き物との組み合わせとかいうのも出てくると思います。泊まる場所を確保して、より波佐見町に観光客がたくさん来ていただけるように、商工振興課としても頑張っていきたいと思っています。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

そうしたら、150万人を達成するには、一遍には難しいと思います。やっぱりお互い知恵を出しながら、今後できることから少しずつ努力していっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、9番 尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、壇上からの質問をいたします。

1、環境行政について。

（1）株式会社ニシケン工業との環境保全協定は、履行されていますか。

2、道路行政について。

（1）町道の舗装整備状況については、どのように進んでいますか。

（2）里道の管理はどのように行っていますか。

（3）里道の払い下げ価格は、本年9月議会の町長答弁で、改善すべき旨の回答がありました。どのように改善されましたか。

3、公共交通と交通弱者対策について。

（1）予約制乗合交通の利用状況はどうですか。

（2）交通弱者対策はどのように考えていますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、環境行政について。

（1）（株）ニシケン工業との環境保全協定内容は、履行されているかという御質問ですが、これまでの議会の中でも、ニシケン工業との環境保全協定に係る履行状況については同議員からお尋ねがあり、そのたびに、順守違反に対する改善が進んでいない状況を答弁して

まいりましたが、現在の状況につきましても、残念ながら改善にはほど遠い状況があるとし
か言わざるを得ません。

昨年、県が現地調査を行った際、敷地内に山積みされた廃棄物の保管量違反からニシケン
工業に対して改善命令を言い渡しました。これを受けたニシケン工業は、本年末までに除去
を完了させるという改善計画を出しております。

しかし、今年も残すところ約1カ月に迫った先月、県の現地調査に本町担当も同行してお
りますが、結果として廃棄物の状況は依然として変わらず、むしろ通用門から事務所までの
通路が廃棄物に押されて狭くなっており、その分増えているのではないかと思ったとのこと
であります。

県の担当者も、改善計画にあるとおり12月末までに全てを除去できるのかと何度も問いま
したが、廃棄物を出している他県の最終処分場において制限がかけられ、これ以上出すこと
ができないという回答に終始し、何とかしなければという意識すらうかがうことができなかつ
たとのことです。

本町としても、環境保全協定で交わした内容に順守違反があることは再三にわたって訴え
てきておりますが、法的拘束力を持たないことから、履行に応じようとするニシケン工業側
の姿勢を引き出すまでには至っておりません。

そこで、今後につきましては、県としてもこのまま状況が変わらなければ一步進んだ行政
処分をかけることになるとニシケン工業に通告しておりますので、今後の状況を見守りなが
ら、県と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、道路行政について。

町道の舗装整備状況については、どのように進んでいるかという御質問ですが、本町の道
路につきましては、6路線の県道を基幹道路としまして、1級町道20路線、2級町道22路線、
その他町道272路線で、合計314路線の町道があります。

舗装の整備状況となる舗装率を申しますと、1級町道が100%、2級町道では1路線の舗
装率が32%となっているため全体で98%となります。その他町道では、2路線が未舗装、7
路線が26～86%で、そのほかの町道の全体で舗装率は98%になっています。

これらの県道及び町道は、基幹道路として農業、窯業や観光など地場産業の活性化を図っ
ていくためには欠かせない公共性の高い道路であります。特に町道は、日常生活に欠かせな
いものであり、小中学生の通学路として安心安全の観点からも必要不可欠なものです。この

ようなことから、町道の整備については、担当課による巡回、あるいは地元自治会等からの要望をもとに、振興実施計画及び当初予算に計上し、順次改良、あるいは舗装、補修等の整備を行っているところです。

次に、里道の管理はどのように行っているかという御質問ですが、里道は、水路と一緒に国が管理していましたが、平成17年に道路や水路の機能があるものを、原則として国から各自治体に譲与され、現在では法定外公共物という名称で、町が財産管理・機能管理をしています。

維持管理については、従来から慣習として地域や直接の利用者の皆さんに管理をさせていただいており、補修等が生じた場合は、道路事業補助金の活用をお願いしています。実績としましては、平成28年度は8路線で197万円、平成29年度は7路線で173万円、平成30年度は3路線で153万円を補助金として支出しています。今後においても、地域住民と行政が一体となって里道や水路の保全を図り、安心安全なまちづくりに努めたいと思います。

次に、里道の払い下げ価格は、本年9月議会の町長答弁で、改善すべき旨の回答があった。どのように改善したかという御質問ですが、里道などの法定外公共物の払い下げ価格については、従前より隣接地及び周辺の固定資産評価額をもとに算出しています。

現地の状況を鑑みるべきとの町民からの声をいただくことがあったことから、他自治体の状況も参考にしながら検討した結果、11月に払い下げ価格算定基準を定め、固定資産評価額の調整を行うこととしたところです。

まず、払い下げ申請地の状況に応じて、町の固定資産評価事務処理要領に基づく再評価を行うことができることとしており、また、払い下げ申請地と評価額の基準となる隣接地及び周辺において、土地の周囲の状況が異なる場合、状況に応じた修正率を乗じることとしました。あわせて、払い下げ申請地が1筆でも箇所ごとに利用目的が異なる場合、利用目的の割合に応じて算出することとしたところです。

なお、この基準については、今後、払い下げ申請者に対し、価格提示に当たって説明するとともに、払い下げの一般的な事務処理の流れなどとともにホームページで公表するよう準備をしているところです。

3、公共交通と交通弱者対策について。

(1) 予約制乗合交通の利用状況はどうかという御質問ですが、予約制乗合交通は、平成29年度に各地区の老人会等で制度の説明やアンケート調査を実施し意見要望をお聞きして、

見直し案をまとめてバス事業者やタクシー事業者などと交渉を重ね、地域公共交通会議に諮り、平成30年度より新たな体系で運行しているところです。

新たな体系となってからの実績ですが、平成30年度については、1日の運行回数が4回にと分母が増えたため稼働率は10.9%と前年対比0.3%の減少ですが、運行回数は1,040回で前年対比201回の増、乗車人数は1,309人で前年対比286人の増となっています。

また、今年度は11月末現在で、運行回数が677回で前年同月対比58回の減、乗車人数が867人で前年同月対比69人の減となっております。やや減少していますが、直近3カ月では平成30年度を上回っており、最終的見込みは前年並みではないかと推測されます。

(2) 交通弱者対策はどのように考えているかという御質問ですが、本町で実施しています予約制乗合交通は、議員御存じのとおり、バス路線廃止に伴う交通空白地帯の解消を目的に、平成24年度から町内全12路線において、1路線当たり週2回、1日3往復でスタートし、平成30年度からは1日4往復へと拡大し、バスとタクシーの中間的役割を担う新たな公共交通システムという位置づけで運行しています。

とはいうものの、この乗合交通のほとんどの利用者が高齢者であり、車の運転免許を持たない交通弱者でもあります。乗合交通の運行による交通弱者対策は重要な位置づけにあると考えています。

その乗合交通が運行開始から8年目を迎え、途中1回見直しを行ったものの、利便性向上を求める声は聞き及んでいることから、運輸関係の法律の壁や既存交通事業者との調整など乗り越えなければならないことは多いですが、免許返納などにより今後利用しなければならない人も増えていきますので、再度丁寧にニーズ調査を行い、交通事業者との連携も密にとり、抜本的見直しも視野に入れて、さらに研究を深めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず、ニシケン工業の問題でございますが、先ほどの町長の答弁にございましたとおり、私も村木に住んでおりますので、搬出業務については、トラックでニシケン工業さんのほうから搬出業務のためのトラックが走っているのは、何度か目にはしております。しかしながら、去年の12月はこういう状況で、瓦れきを積み上げていらっしゃるところなんですけど、ことしの12月はこの状態です。

もう既に、この状態から移動がされていないから、セイタカアワダチソウがどんどん伸びている状況は移動がないという証拠になりますが、確かなかなか移動が進んでいない状況でもあります。お話がありましたように、入り口のほうが狭くなつとるとというのが、こういう感じですね。瓦れきのほうがどんだんどんだん通路のほうに入ってきている状況でございます。こういう形で、なかなか進んでないのが現状です。株式会社ニシケン工業との環境保全協定が平成16年に締結されて、はやもう15年になります。地元の村木では、近年の協定書の履行を波佐見町に毎年訴えてきましたけれども、なかなか波佐見町の動きというのが目に見えてこない。消極的な対応にしびれを切らし、昨年の春、自治会長と一緒に長崎県の行政相談を行い、先に長崎県のほうが動き出し、改善命令を発令いたしました。

その後、町長は、ニシケン工業の社長と面談を行っていただき、故事を引用して、一般的経営は入るを量りて出ざるを制すという言葉があるが、ニシケン工業さんの場合は全く逆であると。搬出が進まない現状の打開策の指導を行っていただきました。その効果も余りなく、現状に至っているのが先ほど見ていただいた写真でございます。

このたび、長崎県のほうから2名と波佐見町の担当者が2名、11月21日にニシケン工業へ出向き指導を行ったと伺っておりますが、そのときの状況と今後の見通しをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先月、11月21日でしたけれども、県の現地調査に我々も同行しております。そのとき、県央保健所が3名、そしてうちから2名ということで5名で現地に行きました。実はその前の10月にも県と一緒に現地調査をしましたけれども、そのときの状況と比べると、やっぱり廃棄物の量が若干増えているような感じが見受けられております。また、入り口付近の右手の高台にあります駐車場、あそこにも大量の廃棄物が積まれているという状況も見られましたので、その駐車場は廃棄物の保管場ではないということから、これも管理違反があるということで県と確認をしております。

その後、今月の12月5日でしたけれども、再度、県のほうから、また現地に何うという話がありましたので、私たちも同行しましたけれども、このときには、県の廃棄物対策課から4名、県央保健所から4名、うちから2名ということで、計10名で出向いて行っております。

本課の担当も、これまで県央保健所から報告がなされてきたものと照らし合わせながら、

敷地内の状況をつぶさに観察をされましたけれども、ニシケン工業が改善計画で、本年12月末までに全ての廃棄物を処分するという計画を出しておりましたけれども、誰がどう見ても、これは見込みがないというふうな判断をされております。

そこで、本課としては、全部をすぐに処分せよというような指導はちょっと無理があると。ですから、少しずつでも目に見える形で処分がなされるように、県としても、これまでと違った一歩踏み込んだ現実味のある指導をしていくということで私たちに明言をされました。

その後、ニシケン内の事務所において、県の担当と社長と直接話をされたということではありますけれども、そのとき私たちは立ち合いができませんでしたので、後で伺った話ですけれども、まず、指導内容としては、手前の瓦れきの山を3分割にして、1区画ずつ、期限を決めて処分をさせるというような指導がなされたということで、これに対してはニシケン工業の社長も了解されていると。差し当たって、今月中に手前の瓦れきの山については、10トントラック20台分、それから会社の奥のほうにも廃プラスチックの裁断されたものが山積みされておりますけれども、これについては30台分出すということは約束として取りつけられたというところであります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

なかなか突っ込んだ行政指導が行われたという報告でございますが、当然波佐見町とニシケン工業さんは、環境保全協定を結ばれております。そういう中においても地元の出来事ではございますし、また、長崎県自体は、産業廃棄物の許認可を徹底する機関でもございます。また、聞くところによりますと、県の部署でも、環境部が管轄するわけではございますが、環境部長の職に波佐見町出身の宮崎氏が職についておられるということも伺っております。ある意味、こういう形で環境の問題、ニシケンさんだけの問題ではございませんが、県と協力して問題解決に邁進してもらいたい、そういうふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

おっしゃるとおり、これまでの町独自の指導内容についてはちょっと力不足ということを言われましたけれども、私たちも数年前から再三にわたって社長と面談をし、改善を促してきましたけれども、なかなかやっぱり改善されなかったと。最終的には、本町のトップである町長がじかに面談をして、直接どうにか改善をしてくれと、地元の説明がつかないという

ことで申されたんですけれども、それでも一向に変化がないということで、もう本当に町単独で行動を起こす際の限界をちょっと感じておりますので、今後については、先ほど言われたように、県と連携しながら、県の力をかりながら、対応してまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

しっかりやっていただくという回答でございますので、しっかりやっていただくかどうかというの、検証させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、町道、道路行政についてに移ります。

町道の舗装整備に関しては、公共性が高い、特に町道は必要不可欠であり、巡回をしながら計画し、順次改良、舗装等を行っていくという回答ではございましたが、平成29年の9月の答弁で、未舗装町道については舗装するよう努力を進めるという回答を頂戴しております。その後どのような努力をされたんでしょうか。当時も2路線については未舗装の報告でしたが。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

当時、未舗装は2路線で、一部舗装ができていないのが9路線あったと思いますけれども、その一部舗装ができていないとか、今、30年度現在で7路線になっておりますので、全然していないのではなくて、2路線は100%の舗装になっておりますので、計画的に整備を行っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

29年の9月も同じように御答弁がっております。で、30年9月、31年9月、2年間で、どのような努力をされたんだっていうことを伺っております。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

舗装ができていないところは、計画的にというか、ずっとやっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

質問がよくわかりでないようですので。基本的に町道認定をされているところの未舗装

は2路線あるんですよ。それは、平成3年12月10日に議会の中で提案がされて、町道として認定しますという決議がありました。平成3年ですよ。もう何年も前ですから。そして、これは村木郷が1路線ありますけれども、村木郷は平成24年ですよ。町政説明会の折にも要望を出したと。路線名からいうと、町道ヨケノ下線です。その後、要望書もあげていらっしゃいます。町が議会に提案されて、町道認定をもらった路線です。それから27年も28年もほったらかしですたい。その途中において、村木郷から舗装を早くしてください、町道ですから。町道も認定基準があるじゃないですか。それを今、町長答弁でおっしゃいましたよね。順次改良、舗装をやる前に、公共性が高い、町道はと。どうしてやらないんですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

町道整備については、ヨケノ下線では、たまたまといいますか、舗装ができていませんけれども、ほかの路線ではちゃんとやっております。村木から、平成24年の8月に舗装整備の要望が提出されております。そのときの回答としましては、各地区からの要望等も多く、また厳しい財政状況の中で緊急性の高い路線を優先しており、今回要望があったヨケノ下線については、未舗装で農作業等に不便をおかけしておりますが、一般車道の通行も少なく、緊急性が低いものと判断しております。ただ、地元関係者で対応していただければ、現在の至急年次計画で検討したいと回答をしていたところです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

いや、その回答の内容じゃなくて、努力をされた内容はどうですかということに対する回答はなく、結局、当時平成3年に3路線が同時に認可を受けています。そのうち、1路線はすぐされていますよ。ヨケノ下線、田ノ頭の森榎ノ本線、池田線、稗木場の、3路線。池田線もしていませんよ、何にも。ヨケノ下線もしていません。ところが、ヨケノ下線と合流する地蔵原線はしてあります。同じような環境で、これだけほったらかしにしているっていうのは、行政の怠慢じゃないですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

地蔵原線については、また環境といいますか、村木の公民館のほうから、もう一つ、三恵造園さんのほうにつながる道路として、活用がもっとあったのだと判断しております。ヨケ

ノ下線については、私も現場を見させていただきましたけれども、ちょっと農道としての利用が多いのではないかという判断があったのではないかと考えております。その後、平成24年から要望書が出されて、現在7年が経過しておりますけれども、現状を再度調査して、そのころからの舗装率でいいますと、あと24年自体では、未舗装が4本、一部舗装が27路線ありましたので、その路線がずっと計画的に整備をされております。現在未舗装が2路線、一部舗装が7路線という状況になっておりますので、その辺をもう一度調査して、また公共性とか、その辺を配慮しながら、今後計画的にやっっていこうと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

もう28年もたっておりますよ、認定から。これがヨケノ下線です。ここですね。もう、ほとんど砂利道で。こっちも一緒ですけども。これが、池田線です。皆さん町道ですからと町道やったら、町道みたいに、ポットホールがアスファルトにできてしまえば、すぐ穴埋めらすでしょう。ほったらかしですよ。巡回されているんですよ。ほったらかしじゃないですか。だから、その重要性を鑑みて、状況を見て判断すると。それはもう決まり文句のごとおっしゃるわけですよ。もう27年も28年もほったらかしにされている状況の中において、要望書まで出されて動かないということ事態に対して、なぜ動かないんですかということ強く訴えていきたいと思うんですけど、この点どうですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

町道の改良について、また、町道以外の道路の改良には、やはり各地区からたくさん出てきているわけですね。やはりどこが何を一番大事かかという、やはり町道が大事というものもありますけれども、常日ごろのその道路の頻度、使い方、使う回数ですね、そして特に生活の使い方ということが一番のベースになってくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、先ほどおっしゃるように、平成24年に要望があっております。その後も何回となく各地区からも要望がたくさん来るわけですので、担当課も大変、どういうふうに優先すればいいかというようなことで、大体、去年の12月にほとんど副町長と一緒に現場の担当者と見て回りました。やっぱりその頻度と、そういう中で、毎日生活している人たちのことがやっぱり優先するような形になってきたというような思いをいたしております。そういう中で、大体30カ所ぐらい上がってくるんです。で、半分ぐらいしかできないんですね。そして結局、

要望はあった、それから上がっているけれどもなかなか、そして判断に苦しむようなところを、副町長と一緒に現場を見て回っております。やはりそういう一つは町道という名目があります。そういうことも踏まえて、今度の計画路線、要望路線、国道でも一緒ですけれども、そして、やっぱりそういうふうなことを、意向を十分参酌をしながら、前向きに検討をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

よくわかりました。また、その判断材料の中に、二十数年間、放置されているっていうのをしんしゃくしてください。今のままでは全く見通しが立ちません。その辺は考慮に入れて、着手してもらうように、計画的に。よろしくお願いします。

次に、里道の管理の件でございますけれども、里道自体は、町長の答弁にもございますけど、平成17年に国のほうから自治体のほうに移管されたという形で法定外財産というふうになっていると。ということは、その里道の所有権は誰になりますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

平成17年度に国から町に譲与されておりますので、所有権は町の持ち物となります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

所有権でございますので、当然、処分権もついてくるわけでございます。ということは、里道の処分権も町ということになると思います。であるならば、基本的には所有権を持っているものが管理を行うのが当然でございますが、今回、里道においては、先ほどの町長の答弁の中においては、地域、利用者のほうに管理をお願いしているということをおっしゃっておいりました。ということは、自治会に管理をお願いしているという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

自治会というよりも、地元地域、その里道を利用している住民の皆様ということで捉えていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

ということは、利用している方が管理をなさるわけですね。利用している人が管理をするということは、利用している人に対する管理に関する契約とか何とかということは、やっていらっしゃるんですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

契約とかはございませんけれども、大体、里道というものは明治初期に生まれておりまして、もう130年ぐらいたつわけですけれども、昔から農道として地域住民等によってつくられ、公共のようにされていたものでありまして、明治初期に地租改正などに伴い、国有地に分類されております。地方分権の推進から、平成17年度に国から町に譲与されておりますけれども、当時から里道は地元の人が管理をしていたと、慣習ですね、そういうふうになっておりますので、契約とか何とかはございません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

契約はない。ただ慣習でやっとする。まあ、中には町道だったところが格下げで、里道という形で、町道の付け替えがあったときには、そういうケースもございます。そういう場合において、先ほどの説明の中でも、里道補助金という使いなれた言葉で言う、制度がございます。正式には、波佐見町道路補助金交付要綱、この事業ですね。ここには、道路事業の振興を図り、道路交通の発展に資するために、道路改良及び舗装事業を施行する団体に対し、予算の定めるところにより、事業補助金を交付すると。その内容的には、町道の改良及び舗装等と書いてある。団体となっとうじゃないですか。団体に出すっていうふうになっていますよ。慣習で利用する人っていう御説明ですけど。まあ、ちょっとこれは飛ばしますが、こういうことで、管理は使っている人、地元の人がやっとする。しかし、先ほど、復習しますが、所有権は町であって、処分権も町、管理は利用する人。ちょっと理解に苦しむところはあるんですが、これに対して、ここに書いてある里道補助金の中の改良及び舗装ですか、これに限った補助金っていう捉え方なんですか。管理という面は、改良と舗装ばかりじゃないと思うんですが、その点はどうですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ここに挙げている道路事業補助金要綱の中では、改良とか舗装を上げておきまして、そうですね、改良・舗装をあげた補助金であります。団体といいますのは、一人じゃないから、二人以上で団体と捉えてもいいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

この表現を出すと、限定列挙という形で絞込をかけられてあるんですけども、管理という作業の中には、改良と舗装ばかりじゃないんですわ。町道っていう路面の上に支障木が倒れてきたり、そういう部分があります。そこに関しては何らの補助はないわけですよ。そこから辺を広く活用していただくために、この要綱の中に管理の一つの作業として、そういう大枠でくくって、例えば流木が倒れてきたときに、地元の管理をやっている人がどうもできん。チェーンソーの貸し出しをやりましょうかと。そういうことも含めた形で、制度改正等を考えてもらえないかというふうに思うんですが、その点どうですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員がおっしゃるとおり、木が倒れてきたりして片づけないといけないと。その点、チェーンソーで伐採をしたりとかすることが出てくるとは思いますけれども、そういう場合にも適用というか、することを、ちょっと検討をしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

ぜひともですね。管理は町民がやっています。その制度はありますと。制度が限られてしまったら、町民の管理のしょうがなくなってしまう。だから、幅広い適用ができるように制度改正をお願いしたいと思います。

それでは、続いて里道の払い下げ価格は、本年9月議会の町長答弁で云々かんぬんということを行いました。今町長の説明がありましたけれども、従前の評価額に対して修正率を乗じて利用目的云々かんぬんと説明がありました。計算式はどうなりますか、ずばり。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

まず、比準値、その払い下げ申請地と利用目的を同じくする隣接地及び周辺の土地の固定資産評価額を用いるんですが、これについては、平成6年度の評価額から、地価公示価格等

の7割をめどに均衡か適正かをはかるということで、いわゆる7割評価というものになっていることから、本来の価格に戻すために0.7で割り戻します。それに対して、再評価の場合は、再評価した固定資産評価額をそれに使うということになりますし、周囲の状況が異なる場合の修正率については、砂利敷きまたは同等の場合であれば4割、山地比準相当であれば1割、農地比準相当であれば8%ということになります。また、1筆の払い下げ申請地も箇所ごとに利用目的が異なっている場合は、その目的ごとの額ということになりますので、宅地ということですが、1筆として宅地とあっても、その中に畑であったりそういうものがまじっていれば、ちょっと額が下がってくるというような調整になります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

端的に言いますと、従来 of 計算方式から変わったんですか、変わってないんですか。もう一言でいいです。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

基本的な計算式は、従来と変わっておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

私は9月の議会で、この案件を取り上げて、議論を町長としました。御存じだと思いますから。ずっと、今まで制度化されていなかったもので、制度化しようというのを、今、山田課長が答えられた後に、その後10分間にわたって議論をしています。それで、山田課長がこうおっしゃっていますよ、「副町長と相談して価格を明文化つくるようにしましょう」と書いてあります。この後に、4枚分議論ばしとっと、町長と。どがんなりようと、価格で。歴史文化交流館を御購入になられたときは、こうなりました、ああなりました。財務省は払い下げをこうしていますよ。最終的に、どうですか、このバランスの関係はと町長に問い合わせましたところ、町長の回答は、払い下げ部分は、今おっしゃるように、改善するところは改善していけばいいじゃないですか。歴史文化交流館の土地は安いから買ったんじゃないですよとおっしゃった。聞いていらっしゃいますよね。価格ですよ、価格の話なんです。見てください、これがほら、議論を表にしたやつです。一番こっちが歴史文化交流館、購入ですね。評価額があります、評価額をコンマ7で割ったら、市場価格だと。しかし、見てください。

3, 350万円でお買い求めになっている。課税標準額の約70%で購入なさっています。ところが、通常、波佐見町が、御説明あっているのは、標準価格にコンマ7で割る。それが市場価格であるとおっしゃるから、そうしますと、その分高くなります。

例えば、100平米の土地だとしますと、標準価格が路線価をかけますと、132万円になる。そしてコンマ7で割ると、188万円になる。そして、この市場価格をベースにお話しされる。おおもとの波佐見町に移管する前の財務省はどがんしよったかと言ったら、財務省は路線価をかけて、財務省のところですけど、課税標準額の約50%から60%出すわけですよ。ここまで高くする必要がありますかと。そのときの回答が、今言ったやつですよ。払い下げ部分は、今おっしゃるように、改善するところは改善すればいいじゃないですかと。価格の話ですよ。町長は誰に改善するところを改善すればいいじゃないですかとおっしゃったんですか。誰におっしゃったんですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、そのときの話の中では、この払い下げの価格の算出について、算出方法が明確でないことや、また払い下げ関連の事務手続が複雑、煩雑、そしていろんな御指摘を受けました。そういう中で、価格的な0.7が出てきたけれども、全部そういうことを総合して改革するところは改革する、そいだけ改革するわけにはいかんわけですよ。それは当然、言うことと聞くことと、解釈の仕方、受けとめ方、考え方、そしてまた歴史交流館の購買とこの里道の払い下げとは、全く次元が違う。同じような比較をするべきじゃないんじゃないかというような思いを強く持っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

思いの話じゃなくて、そのときの話の流れの中において、もう既に制度的手続的な話については明文化して、手続を表に出さんばいかんですねということは、山田課長がおっしゃったんです。そこで終わっているんです。その後はずっと価格の話をしているんです。

その中で私が言った後の言葉が、「今おっしゃったとおり」っていうことなんです。その文脈をよく理解して発言してください。だって、基本的に私たちは議員として質問してますけれども、ここにいらっしゃる行政の皆さんからの回答は、全て町民の皆さんに対する回答ですから。そういう言葉のあやをどうこうっておっしゃっているのは、町長のほうじゃない

ですか。それはおかしいですよ。だから、それに伴って、改善するところは改善するとおっしゃっているんですから、改善してください。

次に行きますが、公共交通と交通弱者の対策についてということで回答がありました。

予約制乗合交通に関しては、確かにパーセントと稼働率の話、乗車人数等をお話しされましたが、やや減少、全体的には並みに落ちつきますという回答でございました。こういう回答ではございますけれども、私は乗合交通に関して平成29年の6月の一般質問で取り上げて、改善を求めました。そういう経緯がありますので、このときの回答を検証しながら質問をさせていただきたいんですけど、ただいま利用状況の報告、先ほど言いましたような報告がありましたけれども、今でも公共交通のシステムとして最適のシステムとお考えになっていいますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今現在の運輸関係の法律の中で、これだけ激しい規制の中では最適の制度ということでは思っております。ただ、不便だという利用の声もあるということも十分承知しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

確かに予約制乗合交通に関しては、バス路線廃止に伴う交通空白に関する解消が目的でございましたので、前回もそのような形で目的は達成したというふうにおっしゃってございました。

またしかし、一方では利用される皆さん、町民の皆さんからは、利用の不便さから、そのときも私は当時は町営バスの運行を求めてきましたけれども、町長の回答にもバスは空気を運んでおり、経費がかかり効率が悪い。無駄をしないことが予約制の目的だと回答され、乗合交通の正当性を主張されておりました。しかし、今日、そればかりは言っておられない状況もありましてですね。というのは、年々、高齢者の運転免許証の返納があったり、そういう交通手段を年齢によってなくす方も増えてまいりましたし、そういうバス路線の空白地帯の解消だけでは済まない状況が高齢化社会において出てきていると思っておりますが、その点どうですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに乗合交通を利用される方もほとんど高齢者の方で、免許を持たない方が中心ですので、非常に交通弱者の対策と同じ捉え方をしていけないといけないというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

確かに交通弱者という、広い意味で多くの人たちの足となるような形に発展すればいいんですけど、今の現状ではなかなか伸び悩んでいるというのが、うかがい知れるところではございますが、今後もこの制度を継続するお考えなのか、それとも西海市の話は産業厚生委員会の議員の皆さんからもお聞きになっているとは思いますが、西海市がジャンボタクシーみたいな形で集中的に管理をして、ドア to ドアのシステムを運行していらっしゃいます。そういう方向に一步でも二歩でも近づいて行こうとされているのか、その辺はどうですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

西海市はドア to ドアで、住民の皆さんにとっては非常に使い勝手がいいのかもしれませんが、まずそこまで行くためにも、まず本当のニーズと伺いますか、住民の方が実際にどこからどこに行きたいのかというのを私たちが交通事業を考えている目線ではなく、ちょっと介護事業のほうでアンケート調査がありますので、まずそこで介護の目で、そういう利用のニーズを今年度中にちょっと取りたいと思っております。

そこで、非常に西海市できて何で波佐見できないんだというのもあるんですけど、実際、法律の中でできないんですね。できないので、それをどうにか崩すためにも、そういう材料を集めなければいけないというのもあります。そういうところを考えながら、ただ、どこまでこのサービスを、じゃあタクシーみたいにドアからドアまで200円で運ぶのか、それもできないと困ります。そういうところを総合的に考えながら、何がどういう方式が一番いいのかというのを、もう少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

おっしゃるとおりだと思いますよ。今のシステムで西海市みたいなドア to ドアのシステムのほうに改めていくっていうのは、いろんな今までの困難のお話も伺っておりますので、なかなか難しいんじゃないかというふうなことは理解しております。ですから、今のシステ

ムでは、バス路線の空白地帯の解消はできても、交通弱者である高齢者の足となることはできないんじゃないかと思います。

例えば、ここに今まで出されている予約乗合交通の地図ですね、バス停のが入っているやつですけど、ちょっと見ますとですね、皿山は2カ所しかないんですよ。公民館のところと、ちょうどカーブのところ、信号機の。ほかにもこういうところ、たくさんございます。そういうのを考えると、まさしく今のシステムで高齢者の足となるような行政サービスはできないと私も思います。

こういうことを考えますと、何が考えられるかという、やはり、例えばですけれども、高齢者の交通弱者に対して、川棚町はタクシー券450円を24枚、東彼杵町は500円を20枚。これは、高齢者福祉事業という事業でなさっておりますし、川棚町は総務費対応の事業としてされています。同じような事業でないのかなと、波佐見町で考えますと、高齢者福祉事業で波佐見町は600円のにここにこ長寿入浴券で2枚、1,200円。どがん思いますか。これだけ、川棚、東彼杵は一歩足を踏み込んで、高齢者の活動の援助、すなわち動いて回るためにはやっぱり車が必要ですから、そういう取り組みをしています。で、東彼杵町は、1,300人いらっしゃるんですよ、75歳以上が。1人1万円ですから、1,300万円。川棚町は約2,000人、10,800円ですので、1,080万。波佐見町は、75歳以上の話ですけど、2,373人いらっしゃいます。戦中、戦前に生まれた方たちが、その人に当たりますが、こうやって川棚町、東彼杵町は思い切った施策を出しています。こういう形で、それぞれの高齢者の足となって活用されているんですけども、入浴券2枚ではどうしようもありません。見てください、東彼杵町では、当初予算、一般会計は43億8,500万ですよ。それで1,300万、これに使う。こういうふうに、戦後今の波佐見町の基礎をつくられた皆さん方に対して、こういう手厚い助成をやっているのが現状でございます。

こういうふうに、それぞれ75歳以上の人口と予算は、このように表でははっきりわかります。現在75歳以上の人は、戦前、戦中の生まれであり、戦後の混乱時、または戦後復興時、波佐見町に大いに貢献された人たちであります。そのような方々が、波佐見町には、さっき申しましたように、2,373人いらっしゃるわけです。そのような方々に、波佐見町は高齢福祉事業として年間合計1,200円の入浴券を交付されているんですよ。それでよろしいと思いませんか。私には疑問が残りますし、大変失礼なことではないかと私自身は感じております。75歳以上の後期高齢者と言われる方々は、どこに行くにも車なしでは移動ができない人がた

くさんいらっしゃることでしょう。現在の予約制乗合交通のシステムが、全ての高齢者の足となって機能できない以上、せめて川棚町や東彼杵町並みにタクシーチケットの配付を社会活動の助成を行ってはいかがですか。町長、どうですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

このような形で、やはりまずは、先ほど議員もおっしゃったように、空気をバスが村木峠線、そして中尾鬼木線、大体860万円ぐらい、年間かかっている。今は150万円、本当に使う人だけの実質でこうやってきているということで、一面から見ればそういうふうなことで効率的じゃないかなというふうなところもありましたし、ただ、今やっぱり利用される方が一番不便に感じていらっしゃるのは、予約せんばいかんと。しかし、これは何をするにしても、だんだんだんだん、そういうふうにして、電話の使い方なんか、年をとってでもですね、やっぱり使えるようにならないとやっていけないんじゃないかなというふうな思いをいたしております。そして、おりるところがやはり一番行きたいところに、一番おりたいところが、例えばやっぱり停留所ですけれども、運輸協議会の中でどうしてもそれができないということが一番、今、不便をかけているんじゃないかなというふうに思っております。しかし、いろんな形で、高齢者の弱者交通の弱者救済とともに、担当課長も言いましたように、福祉・介護、そのようなこととまた絡めて、十分研究をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

いや、私が聞いているのは、このような状況の中で社会活動の助成をやっていくために、タクシーチケットの交付は考えられませんかということを知っているんです。乗合交通タクシーのことは聞いておりません。どうですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

だから、そういうふうなことも検討の一つに入るんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

質問を終わりますが、よくよく検討してもらって実施に移していただくように、よろしく
お願いいたします。

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会

第4日目（12月12日）（木曜日）

議事日程

- 第 1 発委第67号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 2 発委第71号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第70号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第61号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第62号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第63号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第64号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第65号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 10 議案第66号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 11 議案第68号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第73号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第74号 波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事請負契約の締結について
- 第 15 議案第75号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更に
ついて
- 第 16 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

追加議事日程

- 第 1 議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回について

第4日目（12月12日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 書記 山田 清

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	山田 周作	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	総務班係長	太田 誠也
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから、令和元年第4回波佐見町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第67号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 議案第67号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第67号について説明をいたします。

議案第67号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例。

波佐見町課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月9日提出。

提案理由です。組織機構を見直し、効率的な行政運営を図るため、改正するものでございます。

別紙をごらんください。

波佐見町課設置条例の一部を改正する条例。

波佐見町課設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第5号及び第7号を次のように改める。

5号、子ども・健康保険課、7号、商工観光課。

第1条中第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。6号として、長寿支援課。

第10号の次に次の1号を加える。11号として、庁舎建設推進室。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

今回の課設置条例の改正は3点ございまして、まず1点目が、住民福祉課と健康推進課の業務、事務効率化を図るために2課を3課に分割をするもの、これが1点。2点目が、庁舎の建設建て替えを本格着手するために室を新たに設けること、これが2点目。3点目が、観

光事業の振興を進めるために商工振興課を商工観光課に改める。以上の3点でございます。

別紙、次のページに新旧対照表を載せておりますので、改正案が次の年度からの課の構成となります。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

今度新しく庁舎建設室ということでございますが、基本的なことをお伺いしますが、課と室の違いがあれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

課と室の違いということでございますけども、室の場合には、専門、一つの業務に特化した仕事をするために設けたのが室というふうな捉え方をいたしております。複数にまたがっておれば課になるというようなことで、そういった考え方で設置をするということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありますか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

あわせてもう1点お伺いしますが、じゃあ、その室の下に係というものは置かないという考え、その辺はどうなりますか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

室を構えた場合においても係を設置をすると、置くということになります。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

今回、住民福祉課が二つの課に分かれるということなんですけども、これ、今、済みません、手元にある資料が一番新しい行政機構図かどうかわからないので、変わっていたら申しわけないんですけど、住民福祉課と健康推進課が、子ども・健康保険課と長寿支援課になると思うんですけど、係の構成としては今のところどういう検討がされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今までの2課を3課にするわけですから、当然係も分離するわけですね。今回、この2課を3課にする、改編するという大きな目的は、現下の社会情勢の背景にあるわけなんですけども、特に最近では核家族化が進んでおりまして、若いお父さん、お母さんのみで子供を育てる家庭が非常に増えておりまして、その中で、子供たちの生まれてから、幼少期のときに、家庭環境の中で発達障害を抱える子供が非常に増えてきた。あるいは、虐待、幼児虐待ですかね、そういったことも増えてきつつあると。そういったものに、より対処、相談窓口等において住民サービスを向上するために分けたわけですね。

それと、もう一つは、高齢化社会になって、元気で過ごしていただく。今、健康推進課のほうでは非常にそういった意味では一生懸命やっておりますけれども、それをさらに充実した形で推進するというような形の中で、この三つの課に分けたわけですね。

そうした面からするとというと、住民福祉課のほうには戸籍、それから社会福祉係ですね。この社会福祉のほうになっておりました高齢者の福祉を長寿支援課のほうに持っていきます。もう一つは環境衛生係、これが住民福祉課の中の係となります。それから、子ども・健康保険課につきましては、子育て支援係、それと健康増進班、それと、もう一つは、国民年金、国保年金係ですかね。その三つの係を担うようになります。もう一つの長寿支援課のほうは、介護保険班と包括支援センター、この中に高齢福祉、高齢者の福祉の部門もこっちに移すというふうになると思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

基本的には、子供に関する部分は子ども・健康保険課、高齢者に関する部分は長寿支援課

が担当になると思うんですけど、国民年金関係とか、あとは後期高齢者医療制度等、年金と
かにかかわる部分の、例えば、その高齢の方がいらっしゃった場合というのは、基本的に長
寿支援課で受け付けて対応するという形になるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今お尋ねの件につきましては、現在、国保年金係のほうで国保並びに後期高齢の部分を取
り扱っております。その部分につきましては現状のままということで、国保のほうで受け
付けをいたしたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に商工観光課の件ですけれども、これが御説明によりますと、商工振興を図ると、
進めるということで、観光課という文字を入れるということですが、観光協会の今の12月か
ら独立した形で自力でやれるようなスタイルをとるとということで、総会の折にもおっしゃっ
ておりました。ある意味、行政等の力をからずにとというわけじゃないけど、最初はそういう
形で頑張っていくということですが。ここにまた商工振興から商工観光課と、また説明の中
でも振興をどんどん進めるためにという、観光をですね。何か逆な形の課の設置のような感
じがしてなりません。その辺をどういうふうにお考えになっているんですかというのをお聞
かせください。

もう一つは、庁舎建設管理室、室を設定されるということでございますが、これは管理職
という形で、専門的な仕事をすると、係も置くということでございますが、そういうことで
あると、新たに職員を採用して専門的な仕事をさせるおつもりなのか。また、その室長はこ
の議会に出席して、町民の代表であります議員さんの質問を受けるような形になるのでしょ
うか。それが2点目でございます。

もう一つは、第1条第5項の子ども・健康保険課の件と長寿支援課の件ですけれども、窓口
のレイアウトは大幅に変わるんですか。今の現状からどういうふうになるか、御説明くだ
さい。3点です。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

まず、商工振興課を商工観光課にしたという御質問ですが、当然、観光協会が法人化して、12月1日に法人化になったわけですけど、今、波佐見町にとっては、若い人たちがどんどん波佐見町と出ていると。波佐見町に若い人たちがどんどん観光に来ているわけですね。さらにその観光の振興を図るために、当然観光協会も法人化しながら、国のいろんな事業、補助事業あたりを受けながら振興してまいります。当然波佐見町としても観光のほうに力を入れていくということになりますので、商工振興はもちろんやっていきますけれども、それをより表に観光ということをやっぱり打ち出していかなばということで、担当する課も、商工振興課のほうから商工観光課のほうに改めたというところでございます。

それから、2点目の庁舎建設推進室の室長はどのような地位になるのかというような御質問ですけども、これは管理職を考えています。当然、議会に出て、議員の皆さんの御質問に答えると、この庁舎建設に限っての質問に答えるという形になります。

それから、今回の改編によって、2課を3課にしました。当然ここで一つ、一人、管理職が増えるわけですね。庁舎建設推進室も新たに管理職が増えますので、2名は増えるということになりますので、それは、今の職員のほうからそこに充当しますけれども、そのあいた分については新しい職員を採用するというような形になります。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

レイアウトにつきましては、今後また十分検討しながら進めていきますけれども、基本的には今、住民福祉課と健康推進課がありますよね。そのラインの中に配置をするという考え方でおります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

観光課の名義変更というか、名称をそういうふうに持っていくという理由はわかりますが、商工振興で今までやっていなかったかという、やっていたんですよね。なおかつ観光課という名称に変えることによって、観光協会も含めて、より強度につながりを持つような形になるんじゃないかというふうに懸念されます。当然のごとく、皆さんも御存じのとおり、観光協会のほうにはもう1,000万を超える金額が補助されています。職員も行っていきます。それで、また今回観光課に変えることによって、より強度につながりをつくろうかなというふ

うな動きに見えます。逆に観光協会は、行政と独立してやろうというふうな動きをされている。ここのマッチングの悪さですね、つながりの。その辺をどういうふうにお考えになっている、しっかり御答弁いただきたいというのが1点。

もう一つは、レイアウトに関してはそう変わらない、徐々にということですが、町民が窓口に来て惑わないように、そういう部分については、周知を徹底し、看板といいますか、各課の内容もわかりやすいような御案内をしっかりとさせていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

観光のほうは、やはり今からの町の知名度、存在感、そしてさらに、やっぱり150万を目指していく。そして、そういう中で、DMOで、観光協会は自分たちも稼げる、運営費でも引っ張ってこれるような、いろんな活動の展開をする。それは、やはり行政との連携をきちっとしながらやっていかないと、そして情報の入手の方法も、やはり観光協会に来る部分と、そしてやはり行政にそのまま来る部分、そういうものをちゃんとマッチしながら、波佐見町の観光の推進の中でどう効率的に効果的にやっていくかと、そういう連携は今まで以上に強くなってですね。そしておいでになる方々が、やっぱりそういう満足度でさらに広がっていくような、そういう提携をしながら強力に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この三つの課のレイアウトにつきまして、当然議員おっしゃるように、町民の皆さんがお見えになったときにわかりやすいように、わかりやすいようなレイアウト、案内なり、それはきちんとやっていきたいと思っておりますし、この改正条例案を決定いただければ、12月に決定をして、4月から施行するわけですので、この3カ月間によって十分住民の皆さんにわかりやすいような、御理解いただけるような工夫をしまいたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

町長の回答の中で、私、御質問したのは、その観光を進めるというのはもう十分承知して伺っておりますので、それはわかるんですが、行政と独立して頑張っていこうという観光協

会のスタンス、立つ位置が、どうも今まで以上に強力につながっているんじゃないかというのを思ったんで、そう言っているんです。だから、いや、違いますよと。いやいや、もう法人として、例えば、観光協会がどんどんどんどん積極的に動き出すような形までの間は、観光課を設けてやっていこうというふうに思っているという答弁なのかと思ったら、確かに今までのことと同じようなことなんですけど、余りにも現実的に逆行しているように見えるから質問したんです。それに対する御答弁をお願いします。

もう一つは、先ほど、子ども・健康保険課と長寿支援課に分かれますが、この分かれる形になったいきさつですね。町民からの不満があったんですか。利用の便が悪いという苦情があったんですか。それとも、行政側が積極的にこの業務を二つに分けてやったほうが町民のためになるというふうにお考えだったんですか。トップダウンなんですか。その辺についてお答えください。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

それぞれ見方、考え方があってと思います。そういう見方がありますけれども、やはり二つのエンジンでどんどんどんどん、やはり今から、やっぱり地場産業も振興させていかなきゃいけないけども、そこはそこで、そういういろんな施策もするし、自主的に自発的にやっていただかないかんし。しかし、ある面では限度のある。今から伸びしろがあるのは、やっぱり一番、観光じゃないかなと。そして、やはりできるだけ波佐見に来ていただいて買い物していただく、そういうふうな体制もつくっていかないかんし、やはりこれは強力に密着しているということ、それぞれの分野でお互いに連携をしていくという、そういう前向きな捉え方をさせていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今回の改編につきましては、住民の皆さんからの要望というのはあっておりません。やはり子育て、それから高齢者対策、今まで住民福祉課の一部と、それから健康推進課のほうに高齢者部分と国民年金、健康増進があったわけですけど、健康推進課のほうに非常に肥大しよったわけですね。職員も多いし、業務範囲も多いし。だから、課長がそれを取りまとめていくっていうのもこれは大変でありますし、より効率的に高齢化社会に対応するため、あるいは子育てに対応するために、こういった二つの課を三つに分けたということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

子供に対するサービスというか、子供に対応する課のことをちょっと一つ聞きたいんですけど、子ども・健康保険課が今度できますけれども、就学したら教育委員会のところも子供に対するサービスがあるわけじゃないですか。教育委員会も、要保護、準要保護とかの就学援助費とかをされています。そしたら、この子ども・健康保険課は、就学してしまったら、もう教育委員会にやるんですよとなるのか。どういう区別でされるかをちょっとお聞きします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問ですけれども、子育て支援につきましては、もう妊娠期から子供さんが大きくなって就労するまでの間の子育てというか、日常生活の中における養育の問題に対してこちらが対応するというところでございますので、小学校に上がられて、中学校部分については教育という関係で教育委員会の所管する部分もありますけれども、日常生活の中における相談とか養育の問題については、引き続き、子育て支援のほうで対応してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の改編については、やはり教育委員会としてもお願いをしているところでございます。具体的に申し上げますと、今、住民福祉課で子育て支援関係がございしますが、どちらかといえば福祉部門、一方で健康推進課の健康増進係、医療関係ということになります。私ども教育委員会は、就学しても、そういった福祉関係、医療関係のサポートをやっておりますが、やはりこういったところで2課に分かれるということについては連携のしがたいところもございします。今回、1課になるということになれば、その連携がよく深まるということになりますので、そういった意味でも効果はあるのではないかというふうに判断しております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど観光課にするという話ですけども、私はちょっと、先ほど三石議員が言うように、小さくなったなと思っております。地場産業である商工と、要するに農林課がありますから農業はいいんですけども、今まで二大産業と言うてきたのが、今度商工をとって観光課にするって。今、町長は150万人ということですけども、そういう目的で観光課にするわけですか。私は、観光協会が今独立した、要するに観光協会はまた観光協会で一生懸命やられると思いますけれども、改めてここで観光課とつくって商工企画を外してするのはどうかと思いますけれども、町長の考え。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

商工は外しておりません。商工観光課です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ちょっと機構改革のことが出ましたので質問させていただきますけども、現在、パスポートの申請、発給は総務課ですよ。それで、先般からそういうふうな手続のことも質問がっておりますけども、パスポートがどのぐらい年間依頼があっているかわかりませんが、恐らく……。

○議長（今井泰照君）

脇坂議員、この改正の件にはちょっと外れているんで。

○6番（脇坂正孝君）

後の業務分担にかかわってくるわけですけども。私が言いたいのは、総務課でされているパスポートの発給業務を住民課のほうでまとめてやっていただきたいという趣旨でございます。

○議長（今井泰照君）

今のはちょっと質問にそぐわないと思いますので、後ほどその辺は直接お尋ねいただければと思います。

ほかにありませんか。

中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

今いろいろ聞いたんですけども、副町長がおっしゃったように、1月から4月までですか、期間があると。新しい課をつくったりすると、職員の方が戸惑うと、それが訪れた町民の方にも動揺があると思うんですが、十分、職員の方がその間に、練習なり、シミュレーションをいろいろやって、それをぜひお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この組織の改編につきましては、3年ぐらい前からずっとこう検討をしてまいりました。これは上からのトップダウンじゃなくて、今回についてはもう十分、職員、現場が一番わかっているものですからね、職員にずっと検討をしてもらって、結果的にこのような形になった。課名についても、住民にわかりやすく、さらに、なおかつ職員がやりがいを持って、誇りを持って働けるような課名になしたということでございますので、そこは充分、職員と協力しながらやってきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

数的なことをお伺いしますが、9課が11課になりますんで、課長が二人増えますよね。係も当然増えると思うんですが、係が、現在幾らが幾らに増えるかというのと、そうなると、係員が純粋に減るわけなんで、危惧されるのは、係の負担が非常に増えそうな感じがするんですが、来年スタートの正職員の数が幾らになるのか。それで、今と幾ら増えるのかというのを、ちょっと数的なことなんですが、教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

現在、31年の4月1日現在は111の職員でありました。うち2名は再任用職員、フルでしたので、それは実数に入れますので111人ですね。今回改編をすることによって、単純に増えるのは、課長が一人と室長が一人で二人増えますので、113になるわけですね。基本的な

その線でやっていきたいというふうに思っております。

係は、庁舎建設推進室のほうに係が一つ増えると。今、係が全部で幾らあるかというのは、ちょっと資料がございませんので答えることができませんが、係は一つ増えると。

職員も、今、内定をしているのが2名、そして、1月にまた募集をかけておりますので、その際に、今回定年退職者が一人と、それから途中で退職した職員が二人おりますので、それからするというと4人ということになります。4人を新たに採用するということになります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第71号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 議案71号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第71号について説明いたします。

議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由です。人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものです。

次ページをお願いいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は2条立てにいたしております。

まず、第1条です。第2条中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条です。第2条中「6月に支給する場合には100分167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附則。施行期日等、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

期末手当の内払い。改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて、平成31年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

以上が改正の内容であります。概要を申し上げますと、まず、国においては、特別職の国家公務員ですね。国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部の改正が行われておりまして、令和元年11月22日に成立をいたしております。改正の中身については、支給率も同率の扱いとなっております。

最後のページをお願いしたいと思います。

議案第71号の資料といたしまして、改正条例の内容を掲載しております。

まず一つ目が期末手当の改正でございます。年間の支給月数を、3.35月分を3.40月分に改正する。いわゆる0.05月分増やすという改正でございます。改正条例の第1条では、元年度分の支給率を、6月期は1.675月、これはもう変更できませんので、12月期の支給率を、1.675月分を1.725、0.05月分増やす。改正第2条におきまして、2年度以降の支給月数を1.70と1.70、それぞれ6月期、12月期を改めると、平準化をするという改正になっております。

なお、実施時期につきましては、今年度分の適用は、平成31年の4月から適用といたしまして、第2条の1.70、1.70月は令和2年4月1日から適用するという改正になっております。

以上が改正条例の概要でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第70号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案70号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第70号について説明いたします。

議案第70号、波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由です。現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものです。

次ページをお願いいたします。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、先ほど説明をいたしました町長、副町長等の給与改正の条例の内容と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

一番最後のページをお願いいたします。

こちら先ほどの町長、副町長の改正の内容と全く同じでございます。期末手当の改正を3.35月から3.40月、0.05月分増、増やすという改正でございます。第1条と第2条にそれぞれの改正の項目を計上いたしております。なお、適用についても先ほどの条例と全く同じでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

提案理由の中に現下の社会経済情勢等を踏まえという文言が冒頭に書かれておりますが、どういう社会経済情勢等になっているのでしょうか。それをどういうふうに解釈して今回の議員報酬の改定に結びつけられたんですか。御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、議会議員の議員報酬等の改正でございますが、特別職の職員の給与改定に準じというのがまず1点あります。これは、国のまず法律、国家公務員の特別職が改定をされているんですけども、国における特別職の報酬も人事院勧告になされているものでございます。人事院勧告と申しますのは、いわゆる民間の給与の実態に沿ってという基本的な原則があるようです。ですから、その社会経済情勢というのは、いわゆる人事院勧告が出した民間の給与等に準じるという、そういった考え方がここにあるものだというふうに理解しております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○4番（三石 孝君）

反対です。

○議長（今井泰照君）

どうぞ。

○4番（三石 孝君）

私は、議案第70号 波佐見町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改定する条例に反対する立場で発言させていただきます。

波佐見町では、所得が200万円以下の方が約4,000名を超えられた方々がいらっしゃいます。そういう中において、先ほど提案理由がございましたが、現下の社会経済情勢等とは言いながら、人事院勧告だというふうなことで、今回値上げの改定が提案されているわけですが、こういうことは今の現状の波佐見町においても、まだまだ私たち議員がこの改定に賛成するには至っていないということも踏まえて、この議案第70号に対して反対するつもりでありますので、反対の討論とさせていただきます。どうぞ皆さん、よく御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

私は、議案第70号 波佐見町議会議員報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から答弁を行いたいと思います。

先ほど提出議案の中、おいおいですね、人事院勧告ということがありました。我々も、町長、副町長及び一般の波佐見町職員と同様、波佐見町の発展のためにも思いながら仕事を

している仲間でございます。立場的には、常勤、非常勤という差こそあれ、同じような志で仕事をしているような職業でございます。そういうことを考えれば、人事院勧告に従って、我々の報酬及び費用弁償を上げるというのは理にかなっておりますので、私は、今後なられる議員の方のためにも、こういう改正には、一般職及び町長、副町長に倣って上げるべきだと思ふ立場から、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 議案72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第72号について説明をいたします。

議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般

職の職員の給与等について所要の改正をするとともに、地域手当を新設するものである。

次ページをお願いいたします。

別紙として、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を掲げておりますが、今回の条例改正の大きな項目をまず説明をいたします。

1点目が地域手当の新設、2点目が住居手当の改正、それから3点目が一般職の職員の給料表がございますが、給料表の改正も含めてですが、等級別職務基準表に新しい課といいますか、新しい室、先ほど、課の設置条例が可決をしていただきましたので、新しい室を追加するというものでございます。それから、一般職の給料表の改正も含んでおります。

まず、第1条につきまして、地域手当の新設が入っております。まずこの地域手当についてですが、これまで波佐見町の職員には地域手当の規定がございませんでした。これを新たに新設したという理由につきましては、国家公務員の給与の体系の中には地域手当がありません。この地域手当というものはどのようなものかということなんですが、いわゆる公務員の給与に関しては、先ほども申しましたように民間の給与体系に準じると、準拠するという考え方があるとは思いますが、その中でも、地域手当は民間の中にもあります。

具体的に申しますと、地域手当とは、いわゆる勤務地の状況によって、物価等に差がある。ですから、そこで仕事をする場合においては、当然その物価等を考慮して、その地域に勤務する職員に支給するというのがあるわけです。今回これをあえて設けたのは、波佐見町の職員も、そのような勤務地に勤務をしている実態が出てきていると。なので、実際にその規定がなければ支給ができないということで、実際に勤務しているその職員との格差が出てきているので、合理的ではないということで今回設置をしたものです。

具体的に言いますと、波佐見町から県のほうに、長崎県のほうに交流人事で派遣をいたしております職員が現在は長崎市内の県庁に勤務をいたしております。長崎市の場合でいけば、国家公務員の給料の中で、地域手当というのが7級地に位置づけをされておまして、100分の3の地域手当相当を支給するのが相当だということになっておりますので、今回はその分について加えたということでございます。

それから、第1条の中には次のように改正するというので、第2条中、扶養手当の次に地域手当を加える。それから、第10条中、第10条中というのはいわゆる住居手当でございますが、今回の人事院勧告には住居手当の改正があつておまして、その分の条項を定めております。それから地域手当として、第10条の2に地域手当の1級地から7級地までの規定を

いたしております。それから1ページの最後のほうで、第19条中、月額の上に、及びこれに対する地域手当の月額の合計額を変えるということで、これも地域手当の項目でございます。

そしたら、資料の18ページをお願いをいたしたいと思います。

議案第72号資料ということをつけておりますが、今回の改正の概要をこちらのほうに記載いたしております。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、大きな1番の項目は、本年度の給与改定について、給料表、月例給を改正いたしております。これは別表が改正をされておりますが、改正の中身は、民間給与との格差が平均で0.09%、387円あると。これを埋めるための改定ということで、一般職の初任給を高卒で2,000円、大卒で1,500円引き上げる。引き上げの対象となる職員については、おおむね30歳代の前半まで在職する職員の号俸が改定をなるということです。改定の幅につきましては、1級で200円から2,000円、2級で200円から1,500円、3級で200円から1,500円。4級で200円から1,200円、5級で200円から800円、6級の改定はあっておりません。

それから、2番目が住居手当でございます。住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円から1万6,000円。それから、手当の上限を1,000円引き上げ、2万7,000円から2万8,000円とするものです。

それから、3番目が勤勉手当の支給率の改正です。年間の支給月数は、現在、勤勉手当で1.85月分ですが、これを1.90月分、0.05月分増額をする。それから改正のやり方としては、第2条に規定をしております0.925月分の6月分の支給月は変わりませんが、12月分の支給月数を0.925から0.975、それから第3条の改正で、2年度以降につきましてが平準化をするということで、0.925月分を0.95月分、それぞれ6月、12月に平準化して支給するというようにしております。

それから、実施時期につきましては、給料表の適用が平成31年4月1日、これは本年の4月1日まで遡及をしてさかのぼって支給をします。住居手当については、来年の4月1日から適用する。勤勉手当につきましても、支給率の増分については本年の4月1日まで遡及をする。平準化については来年の4月1日から適用するというようになっております。

続いて、19ページをお願いいたします。

少し、先ほど冒頭説明をいたしました、第1条に地域手当の新設を掲げております。町外の地域に勤務する職員に対して支給する手当を1級地から7級地までとしておりまして、1級地は100分の20%の地域手当でございますが、東京都の特別区等がこちらに該当してお

ります。現在、本町の職員が勤務しております長崎県の長崎市については7級地の100分の3が手当の率になっております。

なお、この実施時期については来年の4月1日から適用するということといたしております。また地域手当に関しては、本俸の給与、給料額だけではなくて、時間外勤務手当及び期末手当、勤勉手当にも反映をするということになっております。

以上が、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要でございます。説明を終わりますが、よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず、1ページのほうの地域手当の件に関することですが、県とか国は既にこの地域手当については随分前から設置をしているということでしたが、いつからの設置だったのかというのをお尋ねしたいのが1点ですね。

今回、改めて本町が条例を定めて地域手当を一つ加えると、新たに加えるということでしたが、これは出張等には関係ないんじゃないかなというふうには理解はしていますが、長期の出張、以前、震災等があったときに勤務された人たちもいらっしゃるというのもお聞きしています。そういう長期の出張についてはこの手当は適用されるのか、されないのか。

もう一つは、19ページで御説明がありました1級地から7級地、この場合ですと、この2級地から6級地というのはどういう地域のことを指して地域分別をされているのかというのをお聞きしたいし、これについては、佐世保市とかというのは入らないという理解でよろしいのでしょうか。

この3点をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、この地域手当の支給の始まりの時期なんですが、長崎市、それから、長崎県の職員の部分を、条例等をちょっと調べてみましたけれども、この地域手当が始まった時期についてはちょっと確認できませんでした。もう現在は県の職員であっても、長崎市の職員で

あっても支給はされているということでございまして、先般、7月に給与実態調査という県のヒアリングがあるんですけども、その際にも、派遣職員のその地域手当が入っていないことに対して、県の職員と均衡を失っていると。なので、その分についてはちょっとこう改善の余地があるんじゃないですかという、そういう指摘なり指導なりがあったところでもございまして、その部分を十分検討をして今回に至ったということの経過はございます。

それから、この支給、1級から7級、2級以外については記載をいたしておりませんが、国家公務員に関しては、人事院規則の9の49というのがございまして、その中に地域手当の規定がございます。別表の第1の中に対象の市、町がきちり書いてありますので、その中を全部こう説明するのは非常に難しいと思いますけれども、1級地については東京都、2級地でいけば、東京都の武蔵野市とかのいわゆる特別区外の市ですね。それから、中間でいきますと、近いところで行きますと、福岡県、福岡県の福岡市で5級地、太宰府市で6級地、北九州市とかでは7級地、そのような格付になっておりまして、長崎県の場合は長崎市のみが7級地として指定されております。ですので、佐世保市は支給の対象になっておりません。

それから、長期の出張、派遣等についてのその支給の対象となるか、ならないかについてですが、私もそこまで詳しく調べてはおりませんが、まず、長期といいますが、恐らく2週間とか3週間という長期、もしくは、1カ月、3カ月、1年、そういった形の派遣があると思いますけれども、手当の額が月額に応じたものに対応するということになりますので、その勤務が1カ月を超えるような派遣等であれば、当然対象にすべきものだろうというふうに思っております。また、派遣をするようなときについては、当然辞令がありますので、その職員の辞令の中身に応じて、1カ月を超えるようなものということになれば、勤務を要する期間がそれになれば、当然地域手当の支給の対象になるものだという理解をしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

これらの改正によっての影響額について、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、地域手当の影響額については、来年の7月以降ですので、ちょっと計算はいたして

おりませんが、まず、給与改定につきましては、給料と、それから勤勉手当、それから給料が増額することによりまして共済費が影響を受けることになります。

まず、職員全体でいきますと、給料で92万9,000円、手当でいきますと、190万6,000円、共済費で40万7,000円、合計の324万2,000円、これは私の手元による計算でございますので、324万2,000円が給与改定に伴う改定になると思います。

それから、地域手当に関しては、派遣をされる職員の給料、あるいは扶養手当関係によりますので、もしも給料が20万あったとするならば、月額で6,000円ですから、年間でいけば7万2,000円、そのくらいの影響になると考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第61号

○議長（今井泰照君）

日程第5．議案第61号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

では、議案第61号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）について説明します。
1ページでございます。

令和元年度波佐見町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正ですが、総額に歳入歳出それぞれ5億5,500万円を追加し、76億3,100万円となります。

債務負担行為の補正ですが、追加及び変更については、第2表の債務負担行為の補正によります。

地方債の補正については、追加及び変更について、第3表の地方債補正によります。

今回の補正で主なものは、ふるさとづくり応援寄附金の増加見込みによる各歳出、各費目の補正と障害者総合支援事業の扶助費の増などです。あわせて、先ほど審議になりました人事院勧告に伴います職員の給与等改定、それから人件費の補正も行っています。

次に、5ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正ですが、3件の追加と2件の変更があります。

まず追加です。

1件目は、戸籍システム機器リース料ですが、戸籍システム機器の更新に係るものです。

2件目は、マイナンバーカード受け付けに対応するための統合端末機器の導入に係るものです。

次の6ページが第3件でございますが、こちらについては、道路改良及び舗装事業について、入札等を今年度中に実施し、来年度初めから速やかに工事に入れるよう計上しているものです。

なお、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

次に、7ページです。

変更についてですが、現在、パソコン室の児童生徒用パソコン及び教師用タブレットの更新を行うことで手続を進めていますが、教師用タブレットに導入するデジタル教科書につい

て、来年度から教科書が全面改訂されることに伴い、更新が当初予定していた1月末から3月末にずれ込むこと。あわせて今後のタブレット導入を見据え、無線LANアクセスポイント機器を追加することから、金額と期間を変更するものです。

7ページが保守料、8ページがリース料となります。なお、こちらも期間、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

9ページ、第3表地方債の補正ですが、事業費や財源の変更に伴う5件について限度額の補正を行うものです。起債の方法、利率、償還方法について変更はなく、内容については記載のとおりです。

次に、歳入の補正について、増減の大きいものを説明します。

まず、12ページをお願いします。

9款、1項の町税についてです。14ページにかけてが町税となりますが、12ページ、町民税については給与所得の見込みの増、13ページ、固定資産税については償却資産の増、次の14ページ、軽自動車税は所得台数の増により、それぞれ収入見込みが増加したことから計上しています。

次に、1枚めくって16ページをお願いします。

2款、4項、森林環境譲与税については、私有林、人工林の面積、林業就業者数、人口で案分され、国から配分されるもので、今年度より開始されましたが、配分額の見込みが立ったことに伴い、今回の計上としています。

次に、17ページをお願いします。17ページの13款、国庫支出金から20ページの14款、県支出金については、対象となる事業の新規計上、それと、それぞれ事業費の増減に伴い、所定の率や額について補正すべき額を計上しています。

まず、17ページが、13款、1項、1目、民生費国庫負担金です。これは、障害福祉サービス費や障害児通所給付費、児童手当費の歳出増に伴い、1,350万8,000円の増となっています。

次の18ページからが県支出金となります。14款、1項、1目、民生費県負担金についても、主に前ページの国庫支出金の増加と同じ理由での増となります。

次の19ページですが、まず、4目、農林水産業費県補助金については、農業人材力強化総合支援事業費において対象者の減による減があったものの、農村地域防災減災事業費については、国の補正予算により、次年度予定のため池調査業務委託を前倒しで実施することから、これらを合わせて831万4,000円の増としています。

その下の5目. 商工費県補助金については、県の21世紀まちづくり総合推進補助金において不採択事業が生じ、ほかの財源を用いることとなったための減となっています。

8目. 災害復旧費県補助金については、大雨による災害の復旧事業に伴い措置されるものです。

次の20ページですが、3項. 委託金、1目の総務費委託金について、選挙が終了し実績が確定したことから、それに合わせた減額を行うものです。

次の21ページですが、16款、1項、2目. ふるさとづくり応援寄附金です。これは、これまでの寄附の状況と昨年実績を勘案して、今回5億円の補正で、合計10億円の歳入としています。

次に、22ページをお願いします。17款. 繰入金、1項、1目の財政調整基金の繰入金ですが、財源不足への充当として計上していたもののうち、歳入歳出の状況を見る中で若干の余裕ができると判断したことから、今回減額するものです。

続いて、24ページをお願いします。20款、1項の町債ですが、さきに第3表の地方債補正で説明したように、それぞれの財源として補正を行っています。

1目. 農林業債は、県営駄野地区基盤整備事業費の増に伴う県負担金の増加があるものの、県営小石原地区地すべり対策事業の県営事業負担金の減額が発生していることから、全体では210万円の減となります。なお、地すべり対策分については、減額に合わせて起債種類の変更をあわせて行っており、実際の町債の借り入れは500万の減となります。

5目. 災害復旧事業債につきましては、県支出金で申し上げたのと同様の理由による農地再開復旧事業の増に伴うものです。

以上が歳入の主なものとなります。

次に、歳入に移り、増減の大きいものを説明します。歳出に移り、増減の大きいものを説明します。

27ページをお願いします。

まず、2款、1項、13目の電算管理費ですが、システム改修について、終了したものの実績に基づく減額を行っております。

その下の15目. ふるさと納税管理費ですが、これは歳入でも申しあげましたように、5億円の寄附の増加を見込んでいますので、それに伴い、各経費の増額補正を行っています。その内訳は右の各節に計上しており、それから寄附額を差し引いた最終的な積立金については、

今回2億3,002万4,000円を計上しており、当初の予算が2億3,031万7,000円であったことから、年間の積立額の予算としては、合わせて4億6,034万1,000円になるところです。

その下の16目、定住促進事業費については、申請件数の増加に伴う追加補正として204万円の補正を行っております。

次に、29ページをお願いします。

2款、2項、2目の賦課徴収費ですが、申告による還付が増加したため、123万2,000円の増額としております。

次に、32ページをお願いします。

2款、4項、3目の県議会議員選挙費ですが、無投票となったことなどから、不用額を減額しております。

次に、34ページをお願いします。

3款、1項、1目、社会福祉総務費ですが、28節の繰出金について、県からの通知による納付金の減による補正となっております。

次に、2目の老人福祉費ですが、20節、扶助費について、養護老人ホーム入所者の増による補正となります。

3目の障害者福祉費ですが、訓練等給付費、介護給付費の所要見込み額の増加による補正となります。

35ページに移り、5目の後期高齢者医療費ですが、広域連合からの通知に基づき、少額が増加しているものです。

次の36ページをお願いします。

3款、2項、2目の児童措置費でございますが、児童手当対象者の増、障害児の通所や相談に係る給付費の増に伴うものです。

次に、38ページをお願いします。

4款、1項、2目の予防費ですが、予防接種委託料の定期接種の増を見込み、今回、増加としております。

次の39ページでございますが、6款、1項、5目、土地改良費ですが、歳入でも申し上げたとおり、来年度予定のため池調査を前倒して実施ということで、今回の増額となっております。

次の40ページをお願いします。

5目. 土地改良費の続きですが、こちらも歳入で申し上げたとおり、県営事業負担金の増減に伴う補正ということになっております。

次の6目. 水田農業対策費についても、19節. 負担金補助金が150万円の減となりますが、こちらも歳入で申し上げたとおり、農業人材力強化総合支援事業費において、対象者の減があったことに伴うものとなります。

次の41ページでございます。

6款、2項、1目の林業振興費ですが、森林組合の高性能林業機械導入による補助金の増、あとは歳入でも申し上げた森林環境譲与税受け入れに伴う積立金の増による補正となっております。

少し飛びますが、48ページをお願いします。

10款. 教育費、1項、2目の事務局費ですが、学校側の要請に基づき、特別支援教育支援員を1名緊急的に増員したことで、賃金の総額としては105万2,000円の増となっております。なお、内訳の増減については、本年度採用した支援員の免許が、幼稚園教諭までは特別支援教育支援員、小学校教諭以上が学力向上支援員として区分しており、その採用実績による組み替えとなっております。

また少し飛びまして、53ページをお願いします。

5項、3目. 体育センター管理費ですが、排煙窓と床設置の金具の補修が必要なことに伴う補正となっております。

54ページをお願いします。

6項. 学校給食共同調理場費、1目. 管理費ですが、プレハブ冷凍・冷蔵庫の老朽化による交換が必要になったことによる補正となります。なお、委託料が減額となっておりますが、これは、工事請負費に組み替え、空調関係の工事を一括で執行するための変更となっております。

55ページをお願いします。

11款、1項、1目. 農地農業用施設災害復旧費ですが、歳入でも申し上げたとおり、大雨による災害の復旧事業実施に伴うものです。

最後に57ページをお願いします。

12款. 公債費、1項、1目. 利子ですが、利子見直し等による減額となっております。

以上が歳出の主な補正内容となり、以上が主な補正内容となります。御審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

最初に、27ページ、支出になりますけども、2款、1項、7目、15の工事請負費ですけど、交通安全施設の設置工事、この内容ですね、どういう内容をどこに設置をされるかということ。

同じく15目のふるさと納税管理費の中で、8節、ごめんなさい、失礼しました。13節になりますけども、事務委託料。これなんですけど、今回5億の収入のほうを補正をされております。委託料という部分に関しては、スチームシップさんというふうな形で委託されていると思うんですけど、今回、増に伴う委託費的なその内容ですね。業務内容は、やはり収入増を見込んでのこととは思いますが、どういう内容でどういう業務を行うことによってこの委託費が増になっているのか。その内容を御説明をお願いいたします。

同じく、16目の19節ですね。定住奨励金のほうですけども、これは何組を想定してこの金額として予定をされているのかということ。

それで、28ページに移りまして、2款、1項、18目ですね。13節. 委託料。この内訳のところに乗合タクシー運行業務委託料。これはまだ年度途中ですけど、減額の理由は何ですか。

それと、飛びまして、34ページの2目の19節. 負担金補助金及び交付金、温泉施設利用助成事業補助金のほうが上がっておりますが、この支出に関しては、補助金のということは、入浴券の配付をされて、それを使った分の補正ということでここに15万円計上されているのかどうか、その中身を教えてください。

それと36ページ、3款、2項、1目、3節の職員手当と、今回、人事院勧告に伴う職員手当、給与等が増額しているのは当然なんですけど、ここは、ここだけは三角の減額がなされております。この理由は何ですかということなんです。

追加で、39ページになりますけども、6款、1項、3目、19節. 解体所維持負担金ということですが、中身はどういうことですか。どこの分団なのかということをお願ひいたします。

それと、あと1点、2点ですが、7款、1項、2目の13節. 委託料、廃石膏リサイクル構

築業務委託料は、どこにこういう委託料をお支払いになるのか。その内容、どういう業務を委託されているのかということ。

あと、ごめんなさい、43ページになりますが、8款、1項、1目、こちらのほうは給与、2節ですね、給料のほうも減っております。この辺の中身はどういうことなんでしょうかということと、同じく44ページの3目の15節に工事請負費、町道改良及び舗装工事。今の段階でこの23万9,000円を減額する必要はあるんですか。なぜこういうことをされるんですか。もっと、町道管理については、予算の範囲内でどんどんどんどん進めていってもらいたいというのは議会のほうからの総意でもあります。なぜこういうことをされるんですかということと。

最後に、8款、1項、2目、15節の工事請負費、公園維持補修工事。これはどこの工事なのかということ。

以上でございますが、回答に当たっては、私たちも記録をとるためにメモをしております。ゆっくり丁寧に御回答をお願いします。よろしくどうぞ。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、ゆっくり丁寧にいきたいと思えます。

まず、27ページ、2款、1項、7目、交通安全対策費の工事費の内容でございますが、今回補正に上げておりますのは、金谷郷ガードパイプの修繕、同じく、金谷郷カーブミラーの修繕、それから湯無田郷カーブミラーの修繕、村木郷カーブミラーの設置、それから乙長野郷防護柵の設置、それから中尾郷は区画線の設置、以上でございます。

それから、次に、総務課関係では、36ページ、3款、2項、1目の職員手当のうち住居手当が減額となっているものですが、これは、これまでアパートに居住をしていた職員が家賃が要らない住居に転居をしたという内容でございます。

それから、総務関係でもう1点、総務費、43ページの土木総務費の給料が減額となっているところですが、この内容についてはちょっと確認をさせて、後だって回答をさせていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君） どうぞ。

○総務課長（村川浩記君）

済みません、内容が判明をいたしましたので、43ページの給料の減額については、職員が途中で休暇といたしますか、給料が減額をされる休暇をとったために、いわゆる介護休暇を取得したんですけれども、その場合は給料が減額をされますので、その分を減額したということでございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

27ページの2款、1項、15目。ふるさと納税管理費の委託料についてでございますが、こちらについては、金額が増えているということは、当然、寄附の申し込み件数もそれだけ増加しているというところで、受付に関する業務、あとは配送の手配といった業務が単純にその件数分増加していくということですので、こちらについては、やはり件数が増えれば増えるほど、ある程度増加する。

あと、寄附そのものもあるんですけども、その後の税金の控除関係の書類を送ったりとか、そういった控除関係ですね。確定申告などで使うやつであったりとか、そういったものの関係の発送事務なども、それはやはり件数に応じて増えてございますので、その分やっぱり業務量も増えると、人手もかかるといったところでの増額ということで、これはある程度、契約の中で件数に応じたものというのも設定をしておりますので、やはり件数が増えれば、ある程度事務量というのも増えていくというところでの増額というところで計上しているものでございます。

次に、16目の定住促進事業費の定住奨励金でございますけども、これは増加の件数として見込んでいるのは、4件ほど見込んでおります。ただ、これは実績件数としては昨年度並みを見込んだ場合ということとなっております。当初予算においては、どうしてもやはり前年同様の額を組みたいという思いもあったりするんですけども、やはりなかなか年度当初の予算のやりくりの中で厳しいといったところがあっておりますので、実績を見ながら、やはり前年度並みになる可能性が高いなということであれば、こういった補正はお願い、ことに限らず、これまでもお願いしてきたというところでございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

28ページをお願いいたします。

2款、1項、18目。地方創生推進費の委託料、乗合タクシー運行業務委託料が2万4,000

円減額している分については、この乗合タクシーは、有田―波佐見を結ぶ観光向けの乗合タクシーでございますけども、その上の11節の需用費で、印刷製本費2万4,000円を増額しておりますけども、これが、タクシーのチケットの増額が急遽必要になったということで、流用予算としてマイナス2万4,000円をしているところでございます。乗合タクシー自体は好調ということで申し添えしておきます。

続きまして、42ページ、7款、1項、2目、商工振興費での13節、廃石膏リサイクル構築業務委託料ということで、どこに委託しているかというのは、これは今年度、単独事業で行っておりますリサイクル構築事業のアドバイザー、東京からお見えですけども、アドバイザーに委託をしているというところで、訪問回数が4回から7回に増えた。何で増えたかといいますと、特に今、中間処理場の状況というのが非常に予断を許さない状況になっているということと、許可更新日が、1カ所のほうは11月に迫って、そういうところでのやりとり、また、あと、農業関係での活用について少し見えてきたところがあったものですから、そこを一気に協議を進めるというところもありまして業務内容が増えたということと、訪問回数もそれに伴って増える見込みということで、プラス、91万3,000円増加しているということでございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

34ページをお願いします。3款、1項、2目、19節の温泉施設利用助成事業費補助金で15万円、今回補正をしておりますけれども、これにつきましては、ことしの10月以降、消費税が上がるということで、温泉施設のほうから、今まで1人当たり600円の入浴料であったものを、ちょっと100円上げて700円にしたいというお話がありまして、こちらも1人600円の無料券を65歳以上の方に配付しておりましたけれども、10月以降、700円という計算で、3月末までの決算見込みを立てたところ、15万円がちょっと不足となったことから、今回ちょっと補正を上げさせていただきました。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

6款、1項、3目、3節の19目、19節ですね、済みません。

○議長（今井泰照君）

ページ数をお願いします。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

39ページです。6款、1項、3目、19節。解体所維持負担金でございますけども、こちらは井石郷にあります解体所の維持費でございます。今般、地域おこし協力隊員が11月いっぱい退職したということございまして、1カ月以上、あそこの運営ができないという状況でございますので、これは夢屋との協定によりまして、そういった場合は町のほうから負担をするという取り決めがございましたので、その分で今回上げさせていただいております。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ページ数は44ページです。8款、2項、3目、15節の町道改良及び舗装工事、23万9,000円のなぜ減額になっているかということですけども、これは上の13節。委託料の補償の費用が不足したため、その部分を組み替えをしております。

次、45ページ、8款、4項、2目。公園管理費ですね。15節。公園維持補修工事の29万2,000円の増額の理由は、鴻ノ巣公園のふれあい広場の遊具施設の補修を行っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

27ページですけどね、先ほど、2款、1項、15節。委託料の件での説明がございました。契約の中にそれぞれ1件当たり幾らというふうな形で契約が結ばれているということですが、差しさわりのなければ、1件幾らでこの委託費の根拠となるような金額を上げられているのか、それについて御説明ください。

それと、42ページの7款、1項の2節、ごめんなさい、2目の13節の委託料ですね。アドバイザーが、今回廃石膏に関する部分でいろいろとアドバイス回数が増えたり、業務内容が切羽詰まった状態にあるからという御説明でございますが、これは当然のことながら4回が7回に増えたということで、3回分が91万3,000円、30万ちょっとですね。確かに遠方から来られているということではございますが、この費用対効果というのは望める形で、この業務委託する内容については、進捗状態、状況ですね、どういう方向に行って、どういう状態なのかというのを御説明ください。

以上です。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

その内訳ですけれども、それぞれふるさとチョイスとか、そういった取り扱いのポータルサイトというところでのそれぞれの寄附額がございまして、そちらでそれぞれのその業者が別途、契約というか、取る手数料というのが、事務手数料ですね、そういったのがございまして、そちらの額に1.1を掛けた額ということで計算しております。ちなみに、今年度10億ということになるんですけれども、大体この事務委託料がトータルで計算すると、約10%弱ということになる計算というような状態でございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

42ページの7款、1項、2目、廃石膏リサイクル構築事業については、こちらに来ていただく回数は3回増えておりますけれども、それだけじゃなくて、当然、東京での調査業務についても尽力していただいているところもあるんですけれども、進捗といいますか、業務内容については、まず、この波佐見町の排出事業者の責任のもと、排出されないといけない。特に廃石膏については、産業廃棄物については適切な管理が求められているんですけれども、まず、まだまだ、そういうコンプライアンス的に排出事業者の意識が非常に低い、残念ながら非常に低い状況でございます。各組合を通じて、いろいろな説明会を行ったりとか、いろいろなマニフェストの整備だったりとか、法令遵守をしないといけないんですよということを言っても、なかなかその浸透率が上がってこないというのもございます。そこは、ただ丁寧に話をしていかなきゃいけないというところでありまして、そういったところは今やっているところと。

あと、大きく今動き出しているのがこの廃石膏の二水石膏なんですけれども、それを農業の土壌改良材としての利用ができないかということで、国の研究機関のほうにも話をしまして、大方それを農地にまいても成分的には大丈夫ということで話をこぎつけております。ただ、それを波佐見町の農地にまくとなると、またそれ相当の説明なり、実証実験なり、そういうのが必要になってくるということで、そういうところの詰め、また、農業関係者との詰めの状況といいますか、特にJAさんとの協議とか、そういうところにちょっと難航しておりますので、そういうところの業務を今進めているというところ。

あと、こういうリサイクル品を、リサイクルをしてできた波佐見焼というのがいかに市場に認められるのか。それで、それを少しでも高く買う意識があるのかという調査事業とかい

うのも行っております。

あとは中間処理場の経営状況、そういうところも、プロのアドバイザー、中小企業診断士でもございますので、そういうところも見ていただいているような状況にあつてですね。20年近くほったらかしになっていたこの廃石膏の問題が、今すぐに劇的に解決するというのはまず難しいと思っております。今の状況ではまだまだ半ばだと思っております。ただ、今ここまで機運が高まってきている中で、この業務をしっかりと完結させて、安心してこの焼き物、陶磁器産業、特に商工振興は力を入れていますので、そういうところをしっかりとやれるように、今、事業を行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

商工振興関係の石膏型リサイクルに関しましては、地場産業である窯業界のほうも今いろんな形で御研究、また対応されております。確かに今、回答ありましたように、この問題というのは波佐見町全体の問題として大いに努力していただいて、成功に向けて進んでいただきたい。そのためには、予算をつけていただくのは全然やぶさかではなくて、いろんな形で、窯業界、また今後の展開も含めて考えると、必要な部分は必要なだけ予算化してもらおうのが適当だというふうには考えます。

一方、最初に27ページのふるさと納税管理費の中の金額が4,840万、これは補正ですから、先ほどおっしゃったように、全体の10%弱ということでもありますのでね、1件当たり幾らぐらいになりますよというのが積算された金額だと思うわけです。それは明確に、これだけの大きな金が、税金が動くわけですから、回答していただかないと困ります。だから、そういうのはお幾らになりますよというのをしっかり回答してください。

○議長（今井泰照君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政課長、答弁をお願いします。

○企画財政課長（山田周作君）

ふるさと納税の委託料の考え方についてですけれども、済みません、先ほど説明が少しつたなかった部分もございましたので、改めて説明させていただきます。

まず、委託料の算出に当たっては、何が一番費用がかかっているかということ、やはり件数が増加することによる業務の増というのもあるんですけども、委託料の算出に当たっては、その件数の増以外にも、件数を増やすための営業努力であったり、あとは寄附の単価を上げるための商品の充実、そういったもののインセンティブ、そういったものもございますので、実績としては金額をベースで考えております。

出し方なんですけれども、少し細かい計算を言うときりがないのであれなんですけど、この委託料と、その下にある使用料及び賃借料の掲載サイトの関係の使用料、これは全国的にふるさと納税の商品の案内などを行っている、ふるさとチョイスであったり、さとふる、そういったサイトの使用料、これもまた別途取られるんですけども、この総額をやはり15%以内にはしないとイケないということで、そういった考え方でやっております。

使用料の、掲載された手数料が、それぞれサイトによって手数料の違いがあるんですけども、平均すると、およそ、この寄附額で言えば5%程度ということになりますので、その関係で委託料については、大体委託料が、そうですね、10%程度ということになってきます。

一応、件数当たりの単価ということになりますけれども、前提で申し上げますと、1件1件の寄附額自体が違いますので、それがありますので、平均ということで参考に申し上げますけれども、今、委託料の予算が当初と補正合わせて9,700万余りございますけれども、そのうち、9月補正でカタログ作成というものを上げておりましたので、それが880万ほどございましたので、それを差し引いた額がその件数というか、に係る委託というふうな形になってこようかと思っておりますけれども、それを、その単価当たりで、寄附額を単価当たりで割ると、大体想定が3万5,000件ほど件数としてございますので、平均すれば約2,500円の1件当たりというような試算でございます。ただ、1件当たりの平均寄附額が大体2万8,000円ということでこの間も答弁しておりましたので、それは総額と一緒になんですけれども、やはり10%弱ということになっております。

経費の制限は、抑制ですね、それは当然必要と思っております。今の委託料はどうかということになりますけれども、今の委託先に変えて、寄附額は大幅に、もうそれこそ毎年億以上の増加をしているという状態もございます。それはその委託先の努力によるところも大きいですので、現状としては費用対効果としてやはりあるというふうには考えております。

ただ、だからといって、今後も費用についてはやっぱり見直しですね、総務省も総額でその辺の費用を5割以下にしないといけないということで法令で決めたりしておりますので、その辺の上限もございますけども、やはりその辺は、使用料のほうの手数料、そういったものの状況も見ながら、厳しくこちらも見っていく必要があるということで考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

済みません、26ページをお願いいたします。26ページの2款、1項、5目、これの18節に備品購入費ということでドライブレコーダーの購入費があります。これ、結局1台当たり幾らの機械をされたのかということと、それと、どこで購入されたか。それと、機能的にバックまで見れる分とかあったんですが、この機能がついてるんでしょうかということが1点。

それと、30ページをお願いいたします。2款、3項、1目、節が18節になります。

○議長（今井泰照君）

マイクがちょっと入っていますか。

○9番（尾上和孝君）

金額的には2万円ほどなんですが、ウェブカメラの購入費ということでございます。何のためのカメラなのか、御説明をお願いいたします。

もう1点です。もう1点が39ページをお願いいたします。先ほどもちょっと説明していただいたんですけど、6款の1項、その3目、節が19節になりますが、先ほども説明はしていただいたんですけど、夢屋さんとの取り決めということで、地域おこし協力隊さんが現在ちょっといらっしゃらないということで、30万ほど上がっておりますが、これは家賃としてのあれでしょうか。家賃としたら何か月分の家賃なのか。また月当たりの家賃は幾らなのかをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

26ページの財産管理費の備品購入費ですが、ドライブレコーダーの購入費ですが、実績が確定をいたしております。63台で130万ちょっとぐらいの金額ですので、1台当たり大体2万1,000円。それから、設置の業者は町内の整備工場ですが、もう結果ですので、松尾自動

車さん、松尾自動車整備工場が受けておられます。それから、ドライブレコーダーの機能ですが、後方を監視する機能はありません。前方だけです。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

30ページをお願いします。2款、3項、1目の戸籍住民基本台帳費、ここの18節の備品購入費でウェブカメラ購入費ということで2万円計上いたしておりますけれども、これにつきましては、マイナンバーカードの申請受け付けの際に、通常、免許証写真大の写真を御持参いただくようにしておりますけれども、なかなかこれがちょっとネックになって、ちょっと申請の伸びにも影響しているんじゃないかなと。特に高齢者の方ですね、ということがありましたので、写真を持ってこられなくても、役場受付の窓口で写真が撮れるように、パソコンの上部にちょっとセットして、申請者の方を撮って、すぐにパソコンに取り入れるようなそういった仕組みをつくりましたので、今後、強力にその交付率を上げていくための一つの方法でございます。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

39ページをお願いします。

6款、1項、3目、19節の解体所維持負担金でございますけれども、こちらは夢屋との契約によりまして、まだ家賃と光熱水費の部分を見るということでございます。家賃につきましては月額で4万円、電気代につきましては実費となっております。これがいつから発生するかということでございますけれども、まず丸々発生するのは12月から、今月から来年の3月まで、令和2年3月までですね。11月分については、途中まで稼働しておりましたので、それは日割りによって出すということでございます。

○議長（今井泰照君）

質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、28ページをお願いします。2款、1項、17目、15節の解体所の運営負担金6万円の減でございますけれども、先ほど39ページの解体所と両方出ているわけですが、この相違ですね。こちらのほうと、地域づくり事業費と、それから、あとのほうの39ページのほうとの違

い。そして、また、この解体所が今休止中と、閉鎖されているということを聞いておりますけども、その再開といたしますか、そして、また現在どうされているのか。そこのところをお尋ねします。

続きまして、42ページ、済みません、もう一つ手前に戻ります。もう一つ、39ページで、6款、1項、5目の委託料、13節。委託料が912万2,000円とあります。実施設備ですか、実施設備の業務委託料となっておりますけども、この業務が何なのかということと。それから、下のため池調査業務委託料、これはどのような目的で何カ所調査されるのかですね。

そして、42ページ、7款、1項、2目、19節に伝統工芸士会40周年記念事業展事業費補助金30万とありますが、この展覧会、記念式典ですか。これの主催とか、どのような内容で、いつ、どこで開催されるのか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

済みません、それでは、まず39ページをお願いいたします。6款、1項、まず、3目ですね。3目の19節の解体所維持負担金ですけども、今後どのような形と言われましたものの、今、あそこを運営できるような人材がおりませんので、当分はそのような方があらわれるまでは、そこはそのままと、休止したままになろうかと思っておりますけども、今後またどなたかいらっしゃいましたら、また再開になるのかなとは思っておりますけども、これはちょっと定かではございません。

それから、その下、5目の13節でございますけども、この実施設計、実施設計ですね、実施設計は、こちらのほうは、小樽郷の仏坂ため池のしゅんせつ工事にかかっているものでございまして、これは当初見込み額の減によって、こちらは87万8,000円を減額いたしております。それと、その下、ため池調査業務委託料でございますけども、これは防災重点ため池の分でございまして、こちらの分は国の補正で前倒しということでございますので、その分を上げております。52カ所分の調査ということになります。

○議長（今井泰照君）

28ページの6万。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

28ページの解体所運営負担金が減になっているというのは、これはもともと地域おこし協力隊の事業ということでこちらのほうに入っておりましたけども、地域おこし協力隊については退任ということで、もう、この先の支出については、こちらの節はやはり地域おこし協力隊に関する支出ということになりますので、こちらからは減額してということで、農林のほうで新たに計上されているというところがございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

42ページ、7款、1項、2目、19節の伝統工芸士会40周年記念事業展の補助金でございますけども、まず、事業主体は波佐見焼伝統工芸士会でございます。あと、40周年記念式典は、令和2年2月21日から3月5日までの2週間、東京青山にあります青山スクエアというところで開催をされます。目的としましては、伝統工芸士さんの発表の場だったり、商品開拓、販路開拓、もしくは、またはエンドユーザーの声といいますか、そういった求評の場といいますか。それと、あと、一番大きいのはやっぱり波佐見焼の知名度向上もあるということで、そういった内容で、実演だったり、体験事業を行われます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

解体所につきましては、運営している、運営できる人が不在ということで、現在、閉鎖中ということですが、見つかるまでの間のいわゆる捕獲されたイノシシ等のこの処理はどんなされているんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

基本的には、廃棄という形になろうかと思えます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

関連なんですけど、その解体所は、先ほどの説明では12月から3月までの分がここに計上されていて、休止状態だと。4月以降はどういう形になるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

3月分までが夢屋さんとの契約になっておりますので、この契約のみを上げさせていただ

いております。4月につきましては、まだ協議中ということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

16ページをお願いしたいんですけども、歳入で2款、地方譲与税、4項、森林環境譲与税、1目、森林環境譲与税なんですけども、今回、人工林の面積、就業者数人口に案分して282万7,000円の金額が上げられているんですけども、毎年これが基準になるんですか。それとも、今後どういう、多分、たしか年ごとで変化していくと思うんですけど、今のところ大体どういう感じで今後は上がっていくんですか。わかれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今回から入ってくるようになりました森林環境譲与税ですけども、まだ国税としての徴収はされておりませんで、国のほうから交付されると、交付した分を全国で分けていくという形になっております。分け方としましては、私有林、人工林の面積、それから林業就業者数、それから人口もですね、人口によって案分されるということでございます。

数字から言いますと、私有林、人工林の面積が今1,911ヘクタール、それから林業就業者数が2名、人口は1万4,891人。これに補正数等が入りまして計算をされたところでございまして、こちらにつきましては、令和元年から3年までがこの282万7,000円ということになっております。令和4年から6年が、一応予定としましては424万1,000円、それから、令和7年から10年までが600万8,000円ですね。それから、令和11年から14年が777万4,000円、令和15年からは954万1,000円ということで予定をされております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

41ページ、林業振興費の19節ですけども、この林業振興補助金の中で、高性能林業機械の導入ですね。これは、新たな導入なのか。数年前、フォワーダを入れられたと思うんですけども、今度は何をどういう形で入れられるのか、どれぐらいするものなのか、お知らせくだ

さい。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

41ページですね、6款、2項、1目の19節。森林組合林業振興事業補助金、高性能林業機械導入でございますけども、こちらのほうは、森林組合におきまして新しく高性能機械を入れるものでございまして、今回導入する高性能林業機械はプロセッサということでございまして、伐採した木の枝払いから玉切り、切断するまでを一貫して行う林業機械でございます。

購入価格は、今のところ2,000万円ということでございます。県の補助金が800万円で、3町から600万ということで、本町はそのうちの200万を補助するという形になっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

済みません、一緒に聞けばよかった。38ページをお願いします。4款。衛生費、1項。保健衛生費の2目。予防費で予防接種委託料なんですけども、これは大体どれぐらい、内訳ですね、予防接種の内訳はどれぐらい増えるのか、教えてください。

前後して済みません。28ページなんですけど、2款。総務費、1項。総務管理費、18目。地方創生推進費の14節。出展ブース借上料なんですけど、これの内訳を教えてください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

4款、1項、2目。予防費の13節。委託料、予防接種委託料でございますけれども、これは実績見込みによるものとして考えておりまして、実際、件数としては、全体で3,560ほど、全体になる予定です。当初に見込んでおりました数字からしますと、それぞれの件数が、金額によって違いますので、ざっくりした数字もちよっと出せないんですが、9月までの見込みで、1,827件というふうにはまず見えています。その後、これまでの経過を見まして、10月から3月までで1,736件発生すると。これから差し引いたところの金額でいきますと、この今回の274万3,000円が不足するというので、今回計上させてもらっているところです。

以上です。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

28ページ、2款、1項、18目、14節の出展ブース借り上げ料の5万4,000円については、グリーンスカイフェスタというのを二子玉川でしたときのブース出展の負担金といたしますか、借り上げ料でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

ページ数、36ページをお願いします。3款、2項、2目、児童措置費の20節、扶助費の中に、障害児通所支援給付費と障害児相談支援給付費がありますが、これはどこに何名分なのか、そして、多分いろんなところに、違う、いろんな園があると思うんですけど、その各施設に何名ずつぐらいいらっしゃるのか。あと、この障害児通所支援給付費の中に医療的ケアが必要な子供もいると思うんですけど、医療的ケア児というのかな。その児童の分も含まれているのか、お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

36ページ、3款、2項、2目、20節、扶助費の中の障害児通所支援給付費と相談支援給付費のことでちょっとお尋ねがありましたけれども、この補正に至った経緯につきましては、これはもう10月末時点における年間の見込み額を算出したところ、予算の不足が見込まれたということから、それぞれ255万1,000円と1,076万円を増額補正したところでございますけれども、各園の障害を持たれている子供さんがどれぐらいいるかということですね、ちょっと今手元に資料を持ってきておりませんので、ちょっとお答えができませんので、後だつて報告させていただきます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。質疑はありませんか。

横山議員、今の質疑で、答弁なかったら採決にかかわりますか。後ほどでもいいですか。

○3番（横山聖代君）

後ほどでもいいです。

○議長（今井泰照君）

はい、了解しました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号

○議長（今井泰照君）

日程第6．議案第62号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第62号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ700万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ16億8,100万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款．繰入金、2項、1目．一般会計繰入金、700万6,000円を減額しております。交付税として措置される財政安定化支援分が減額決定されたことに伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

次は歳出でございます。

1款. 総務費、1項、1目. 一般管理費、13節の委託料でございますが、電算システム改修費として、改修委託料として144万6,000円を追加しております。こちらはオンライン資格確認等のシステムの対応に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。

4款. 保健事業費、1項、1目. 保健衛生普及費に132万5,000円追加しております。短期総合健診、いわゆる人間ドックの助成金、これにつきまして、消費税の増額及び受診者の増加に伴い、追加をいたしているものでございます。

そして、次のページ、11ページになりますが、全体の予算調整として予備費のほうで行っております。繰入金の減少の財源並びに歳出で出てきました予算につきまして、これで調整を行っているものです。

以上で、令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

表記の問題で確認したいということで質問させていただきますけど、2ページの6款の2項のほうですね。減額の700万6,000円ですけど、これは他会計繰入金という表現をされていますけども、当然中を見ると、一般会計繰入金の話だと思えるんですけど、この表記ですね。やっぱり他会計という表現を使わなくてはいけないんですか。一般会計という形ではっきりさせたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

ここにつきましては、通常、今は一般会計の繰り入れだけが出ているわけですがけれども、場合によりましては、今、後期高齢者の特別会計もございまして、同じような事業を行っている関係で、そちらの会計からこちらのほうにお金を繰り入れる可能性もございますので、それでこのまま残しているところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第63号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第63号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回初めてでございますので、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は、平成31年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の名称を令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算とし、予算書における年度表記について、平成31年度を令和元年度と読みかえ、平成32年度以降も同様といたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算の総額を

歳入歳出それぞれ1億6,480万円とするものでございます。今回の補正につきましては、後期高齢者医療の医療広域連合からの示しによるものが主なものとなっております。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款. 繰入金、1項、2目. 保険基盤安定繰入金を103万6,000円追加しております。先ほど申しました後期高齢者医療広域連合からの通知によるものでございます。

11ページをお願いいたします。失礼しました。9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、1項、1目. 後期高齢者医療広域連合納付金に、先ほどと同額の103万6,000円を追加しております。

以上で、令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

2ページでございますが、4款に繰越金とございます。実際のところ、この時期に繰越金という形で上がってくるものがちょっと疑問で質問させてもらっているんですけど、やはりこの時期にならないと、この確定がないということなんでしょうか。

もう一つは、6ページの1款、1項、2目ですね。滞納繰越分に関して補正が上がっておりますが、これは何人分の滞納分を取り立てられたんでしょうか。そして、また、その徴収方法はどのようなものによる、どのような方法による徴収をされたのですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

まず、2ページの繰越金の部分でございますが、この確定の部分につきましては、今回確定は既にしておったんですけれども、歳出側の特別急を要するような補正がございませんでしたので、今回1号補正としてここで計上させてもらったということしております。これまでも、ここで、歳出側で特に不足が生じない場合につきましては、同様な形で対応させてもらっております。

6ページの滞納繰越分につきましては、ここは、今回の収納の部分に、収納の実績等によりましてちょっと調整として上げさせてもらっているところで、件数までは、恐れ入ります、今回把握しておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

予算に関することは、歳出がどうかこうとかというものを適宜提出されるのが基本じゃないでしょうか。そういう面では、提出されなかった理由が曖昧なように思われます。

もう一つは、この6ページの滞納繰越分の説明、ちょっとよくわかりません。もっと丁寧にわかりやすく説明してください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

繰越金の部分の考え方につきましては、これまでも同様な形でやっておりました。しかしながら、今、そういったお話もございましたので、今後どのような形で対応するか、検討していきたいと思っております。

そして、滞納繰越分につきましては、実際の現状における実績から計上しており、収納実績によって実績をしておりますので、件数等につきましては、ここでは確認せずに、実績、金額だけで計上させてもらっているところです。

○4番（三石 孝君）

徴収方法は。

○健康推進課長（本山征一郎君）

徴収方法につきましては、通常の、通常といいますか、督促状をお送りして、それに伴いまして入ってくる徴収分だとか、いわゆる特別この金額を差し押さえて収納を入れたとか、そういうことでなくて、通常の、いわゆる納期までに収納がなかったものに対しては督促状を送りますので、それに伴って入ってきた保険料というふうに理解しております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほどの一般会計の補正予算のところでの横山議員から質問されておりました件でございますけれども、障害児、通所支援の……。失礼しました。36ページの3款、2項、2目の20節になります。障害児通所支援給付費と障害相談支援給付費のところでございますけれども、まず、利用した子供の数ということで申し上げますけれども、障害児通所支援事業費のほうは52名、相談支援のほうは50名でございます。

それから、各園に在籍をしております障害を持たれている子供さんが何名かという御質問でございますけれども、まず、3歳以上ですけれども、光輪こども園に1名、それからアナングこども園に5名、3歳未満が、白毫保育園に1名、光輪こども園に1名でございます。それから、医療的ケア児の方は2名いらっしゃいます。この方たちは園には在籍をしていらっしゃいません。

以上です。

日程第8 議案第64号

○議長（今井泰照君）

日程第8. 議案第64号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第64号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億420万円とするものでございます。今回の補正は、主に歳出側の実績見込みに伴う組み替えを行っているものです。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費、ここにつきましては、1項の介護サービス等諸費から12ページまでの5項. 高額医療合算介護サービス等費、ここまでの費用について、現時点での実績見込みから2款内での組み替えを行っているものです。

13ページをお願いいたします。

3款. 地域支援事業費、2項、4目. 包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、7節. 賃金150万円について、現在雇用しております臨時職員の業務に合わせた組み替えを行っております。したがって、14ページの3項. 指定介護予防支援事業費、ここに同額を組み替えております。

以上で、令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

後期高齢者医療等の会計補整と一緒にような形になりますが、6ページのほうにまた滞納繰越処分徴収保険料が上がっております。これは40万5,000円です。何件分ですか、徴収方法はどのような方法ですかというのを確認させて、御回答願います。

あと、7ページの1目の雑入のほうに7万5,000円、この関係と、8ページの1目の需用費、修繕料、これは、これから自動車損害保険金が、共済金が出されているということは、何か事故が発生したと推測されますが、その中身についてお知らせください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

6 ページ、1 款、1 項、1 目、3 節の滞納繰越分、普通徴収保険料の件でございますが、ここにつきましては、手元には何件分とまではちょっとこの分においては把握しておりませんが、累計としまして、全体で今82件分の収納を行っているところです。金額にして105万ほど収納がございますので、その差分をここに計上したということになります。

そして、7 ページの10款、諸収入、雑入のところの部分におきましては、おっしゃるとおり、自動車の事故に伴うものでございます。これにつきましては、事務職員が年金特徴分の返還金を求めるもので訪問をしておりますが、その際に、その家のところにあります塀のところに車をちょっとこすったということでございます。

以上です。

○4 番（三石 孝君）

済みません、徴収方法もお願いします。

○健康推進課長（本山征一郎君）

徴収方法につきましては、今回も、この分におきましては特別差し押さえ等を行ったわけではございませんで、通常事務の督促状をお送りしまして、その分に伴って入ってきた収納分になります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4 番（三石 孝君）

6 ページの説明の際に105万という数字をおっしゃって、82件という数字をおっしゃっています。それと、今回の40万5,000円との関係をもう少し詳しく教えてください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

ここにつきましては、40万5,000円と105万の関係ということでございますけれども、当初、前年度の見込みとしまして60万程度の収納というふうに見込んでおりましたが、今回、現時点におきまして105万の収納ということになったということでございます。実績に基づくものでございまして、60万の当初の計上につきましては、前年度の収納からある程度見込んで上げておったんですが、今回40万5,000円ほど増えたものですから、それに伴いまして計上したというようになります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第65号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第65号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億3,060万円とするものでございます。今回の補正の主なものは、歳入では、一般会計繰入金
の増及び消費税還付金によるものです。歳出ですが、給与改定による給与及び人件費の増によるもの並びに管渠管理費の増によるものです。

6ページをお願いします。

歳入ですが、4款、1項、1目. 一般会計繰入金、補正額60万円の増で、補正後1億

9,089万4,000円とするものです。これは歳入歳出補正予算の計上に伴い増額するものです。

8ページをお願いします。

6款、1項、1目。雑入、補正額98万9,000円の増で、補正後99万円とするものです。これは消費税の還付によるものでございます。

9ページをお願いします。

次に歳出ですが、1款、1項、1目。一般管理費、補正額、72万6,000円の増で、補正後、3,169万5,000円とするものです。これは、主に臨時職員雇用によるものです。

次、2目。環境管理費、70万2,000円の増で、補正後602万1,000円とするものです。これは15節の工事請負費の中で、当初予算に計上していなかった機器の修繕工事が生じたものです、が53万1,000円、これが主なものです。

以上でございます。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第66号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題と

します。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第66号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和元年度波佐見町上水道会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

令和元年度波佐見町上水道事業会計、第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については補正はございません。

支出についてですが、第1款、1項、営業費用、補正額67万3,000円の増で、補正後2億5,427万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の補正。

予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書きを改める。括弧書きですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,473万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,473万2,000円で補填するものとする。

内容の収入ですが、収入の補正はありません。

支出について、第1款、1項、建設改良費、補正額1,000万円の増で、補正後9,850万円とするものです。

5ページをお願いします。

まず、収益的収支ですが、支出、1款、1項、1目、原水及び上水費、50万円の増で、5,303万3,000円とするものです。これは施設電気使用料の増に伴うものです。

4目、総掛かり費17万3,000円の増で、7,155万1,000円、これは給与改定によるものです。

次に資本的支出ですが、1款、1項、2目、建設改良費、補正額1,000万円の増で9,000万円、補正後9,000万円とするものです。これは建設課の道路工事に伴い、現在施工中の水道工事の工事延伸が必要になったためのものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

5ページになりますけども、最後に建設改良費のほうが補正をされております。この間、御説明では建設課の補修工事のために延伸をしたと。どちらの部分の工事なんでしょうか。どちらの工事の部分の内容なんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

今現在、水道課のほうで老朽化している分を順次布設がえを行っておりますが、鬼木郷の配水池、一番上の浄水場から下ってくる一番基幹となるところですが、その布設がえをことしから始めたところですが、その下に続く道路が、建設課の工事が発生するということがわかりましたので、その部分について追加するというにしましたものです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

布設がえに関しては、そうやって建設課の事業とのすり合わせをやりながら、今後計画して順調にやってもらいたいと思います。そうしないと、当初計画されている段階で建設課とのすり合わせがないから、こうやった形で途中で補正をするということになってしまっています。その辺を今後とも建設課と十分すり合わせをやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

当初ですね、当初については掘削協議会というのを設けていまして、当初予定したものについてはそれぞれ打ち合わせをしております。その後に補正等が出てきたものについて、ちょっと打ち合わせが不十分であったと思っておりますので、これからは適宜打ち合わせをやって漏れのないようにやっていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時15分より再開します。

午後2時 休憩

午後2時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第68号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第68号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、議案第68号の説明を申し上げます。

議案第68号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例。

波佐見町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月9日提出。

提案理由でございますけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

別紙をお願いいたします。

別紙。波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例。

波佐見町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第2条ただし書き中、「成年被後見人を意思能力を有しない者（前者を除く）」に改める。

第4条第2項中、「外国人住民が住民票（法第6条第1項に規定する住民票をいう。以下同じ）」の備考欄に記載を、「外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ）のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条）」に改める。

第1条第1項第2号中、住民基本台帳法第8条の規定を「転出もしくは死亡等」に改め、同項第3号中、「該当することになったとき」の次に「または外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げるものではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く）」を加え、同項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中第6号を第5号に改める。

附則、この条例は令和元年12月14日から施行する。

その次のところに新旧対照表をつけておりますが、右が現行で左が改正案になります。

まず、第2条の下線部分ですね。現行では、成年被後見人としてあるところを、改正案では、意思能力を有しない者（前者を除く）としております。

これにつきまして、成年被後見人を、これまでは全て印鑑登録ができないというふうなことにしておりましたけれども、今回の改正では、そのうち意思能力を要しない者に限定すると。逆に言うと、意思能力がある方、意思疎通ができる方については印鑑登録ができるというふうに緩和されたわけでございます。

それから、第4条第2項の下線部分でございます。これは外国人登録者の印鑑登録に関する内容を改正するものでございますけれども、前回の9月議会の折にもこの印鑑条例の一部を改正する条例を上程しまして議決をいただきましたけれども、このときには住民基本台帳に旧氏が記録されることに伴いまして、印鑑登録にも旧氏で登録することを可能とした内容となっていましたけれども、国がこの旧氏関係に係る前回の改正の折にこの第4条の下線部分もあわせて改正すべきだったのを改正していなかったということから、前回改正の改正漏れに対応する改正を行ったと、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、前回の改正漏れを今回の改正に追加したということで考えていただければと思います。

この内容でございますけれども、非漢字圏の外国人というのは、いわゆるアルファベット圏の外国人と認識していただきたいと思っておりますけれども、備考欄に記載されているカタカナ

表記、いわゆる振り仮名を使った印鑑の登録ができるようになったということでございます。漢字圏の外国人の方はその振り仮名表記がないということで、アルファベット主要国の外国人については、その振り仮名を使った片仮名表記の印鑑で登録ができるということになったわけでございます。

それから、第11条の第2号、住民基本台帳法第8条の規定としておりますところを、改正案では、転出もしくは死亡等ということに改正するものでございますけれども、国の印鑑登録証明事務処理要領では、従来から左の表記になっていたんですが、町の条例ではなぜかこの右の住民基本台帳法第8条の規定というふうな表記をしておりましたものですから、今回ちょっと国に合わせたほうがいいだろうということから、この転出もしくは死亡と同じ表記に改正を行ったものでございます。

それから、次のページですね。左のほうに下線部分、これを追記しておりますけれども、または外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄と云々とかしておりますけれども、この法第30条の45と申しますのは中長期在留者の方ですね。短期旅行者ではなくて、短期の旅行者ではなくて、中長期の滞在者、在留者ということでございます。これでなくなったときは印鑑登録ができなくなるということとしております。

その下の9の4号、成年被後見人となったとき、これは削除でございまして、あとは5号、6号が4号、5号と、ちょっとずれていくわけでございます。2項においても、第6号が第5号というふうに変わります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

新旧対照表で第2条のところですが、今までは成年被後見人だったのを、この意思能力を有しない者になったということですが、例えば、青年被後見人だったら判断能力で見られると思うんですよね。それが、意思能力を有しない者ってことは、多分今までは、療育手帳何級以上の人は、もう印鑑登録できないよとか、裁判所で成年被後見人となったらつくれないよとかだったと思うんですけども、この意思能力を有しないということは、療育手帳を持っていようが、何ですっけ、窓口で対応して、意思疎通ができていないとなったとき

に、あなたはできませんよとされるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ちょっとおっしゃるような状況ではあります。なかなか、その意思能力をどういう形で判断するのかというところが一番難しいところでもありますけれども、一般的にこの成年被後見人制度を使っていらっしゃるという方は、ちょっと判断能力に乏しい方だろうというふうに思うわけですが、全部が全部そうではないということもちょっとあるようです。例えば高齢になって判断能力がちょっと弱ってきたと。もしかしたら、この先、あと何年かすればちょっと認知症に陥るかもしれないと。そうなることをちょっと恐れて、先に、ちょっと判断のまだあるうちに後見人をつけるということもあるそうですので、そういった方たちをひとくくりに成年被後見人ということでもう受け付けないということはもうしないことにするというような国の方針でございますので、窓口で、担当がちょっとこう、印鑑登録をなさいませぬということで、そこに、はいと、ちゃんと意思を持った御返事があれば受け付けるということになるかと思えます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

関連です。文言では簡単に見えますけれども、意思能力を有しない者の判断はかなり難しい。専門的な部分の判断も時には出てくる可能性があります。それを受付の担当者の判断で、そういう印鑑証明書が、印鑑登録ができる、できないを判断できるのですか。実印を登録する、しないというのは、その後のその人の人生さえも左右することになりかねない事項でもあります。窓口の担当者が会話をしたぐらいでわかっとですか、そがんと。それを1回聞きます。回答してください。

もう一つは、アルファベット圏、漢字圏外と、アルファベット圏とおっしゃいましたけども、それ以外も、韓国の、ほら、ハングル語ですか、ありますし、アフリカとかそっちですね。そういうアルファベットで表現できない言語を使っていらっしゃる方に対してはどういう判断をされるのですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

非常に難しい判断がやっぱり確かにあります。窓口において、その方が本当に意思能力が

あつて来られているのかという判断は確かに難しいものがあると思いますけれども、そこには一つのちょっと条件として、後見人さんもついてきていらっしゃる状況であるかどうかというところもちょっと見きわめながら、その方にも確認をとりながら、判断ありますよと、通常の意味疎通はできますというような確認ができて、なおかつ、こちらから印鑑登録をしますかという問いかけに対して、ちゃんと、はいというような返事があれば、そこで能力ありというふうにみなすべきだろうというふうには考えております。

それから、アルファベット圏ということでございますけれども、それ以外の国をどうするのかということでございますけれども、こちらがちょっと担当から聞いた内容では、もうアルファベット圏とはっきり言いましたので、それ以外と考えておりませんでしたけども、外国人登録をする場合には、韓国の方とか、それ以外の国の方も確かにいらっしゃいます。韓国の方とか中国の方は漢字圏ということでよかろうかと思いますけれども、漢字表記、もしくは通称でもできるということです。自身の本国での名前と、日本で暮らす際の愛称、通称あたりを届けていただければ、その通称でもできるということでございます。

回答になっていないかもしれませんが、以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

提案理由にこう言われているんですよ。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年後見人、被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、法律が見直されたわけでしょう。法律を制定して、そういうふうに広報なされる間に、現場においてその業務をやるのは、市町村、町の担当者なんですわ。担当者がどういう判断をして、どういう基準をもって、どういうふうにしますかというのを、ちゃんとそこを確認しないとね、法律が変わりました。じゃあ、条例も変えましょうと。こういうやり方が町民に対するサービス、できていないじゃないですか。そこら辺をどういうふうな形でどういう対応をすると、基準も含めて、きっちり、法律をつくった国に対しても確認し、県の指導があるなら、そこら辺を提案しながら、ちゃんとやったあげくの条例制定をせんと、国が法律変わりました。じゃあ、うちの条例も変えましょうかと安易にやったら、迷惑かかるとは町民ですが。そこら辺をちゃんと調査しながらやらないと。機械的に変わりました、条例を変えましょう、こういうことをやっていませんか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かにこれは国の法律の改正に基づいて全国各自治体が一斉に改正をしているものでありますけれども、成年被後見人の印鑑登録に関する規制を少し緩和したという内容になっておりますけれども、その窓口受付の際の対応については、特にどうしなさいというマニュアル等もちょっと示されておりましたので、そこはもう各自治体の窓口の判断かなというふうに思っておりますけども。

やはりおっしゃるとおり、確かに難しい問題がありまして、ここはもう、どこの自治体も同じような状況ではないかと思っておりますので、県の本局、佐世保の法務局とかですね、県、あるいはもう国のほうにもちょっとこう、これはうちだけじゃないと思いますから、関係市町で問い合わせをしていきたいと思っております、間違いのない受け付け体制をとっていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

6ページをちょっとお願いします。手当の件ですけど、その中で投票立会人とありますね。違いますか。（「いま、印鑑」と呼ぶ者あり）。そうか、ごめんなさい。印鑑か、ごめんなさい。撤回します。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第69号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第69号について説明をいたします。

議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

ちょっと内容説明に入る前に、1点だけちょっと修正をお願いしたいと思います。先ほど、議案の内容で誤りが発見されましたので、修正をお願いいたします。2ページです。議案の2ページ、表がございました。非常勤特別の表がございまして、その中段、真ん中ほどに予防接種健康被害調査委員で、額のところに同じくという点々が二つ入っておりますが、ここは、同じくじゃなくて、日額に修正をお願いいたします。まことに申しわけございません。下はずっと同じ日額で結構でございます。

それでは、戻りまして、今回のこの条例の一部改正の内容でございますが、9月に、会計年度任用職員関係の条例の上程をして議決をいただきましたが、その会計年度任用職員制度が導入されることとあわせて、地方公務員法第3条第3項関係ですね。これは特別職にすることが規定をされている項目でございますが、この規定が厳格化されまして、これまで特別職としていた中で適さない職を削除し、また、適する職を追加したものでございます。この運用に関しては、各地方公共団体ごとに運用がまちまちであったという現状はあるよう

でございますが、本町におきましても、この厳格をされた内容に基づきまして、非常勤の特別職の特定をきっちりするというものでございます。

別紙の1ページでございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、まず、別紙のとおりとしておりますが、第1条、別表を次のように改めるということで、今回の改正は、規定をされております別表を下記のように全て改正をいたしております。

改正の中身については、一番最後の資料がございますので、資料をごらんいただきたい。9ページでございます。議案第69号資料といたしまして、改正の概要を書いております。

まず、1点目です。地方公務員法の一部改正の中で、適正な任用等を確保するというところで、特別職の任用及び臨時的任用を厳格化されたということで、その3行目、4行目に、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定をする専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行うもの。この内容に厳格をされたということでございます。これに基づきまして、これまで本町の条例に規定をされておりました別表をずっと精査をいたして、今回改正をしているものでございます。

まず別表の、全部改正の中の別表から削除をされる項目が8件ございます。これまで規定をされておりましたけれども、この8件については非常勤特別職とはできないということで、8件の中身は、社会教育指導員は会計年度任用職員に、それから交通指導員、母子保健推進委員、それから町有林管理人、それから老人ホーム入所判定専門部会委員、これの4件については私人になります。それから、国民健、健がちょっとダブっております。国民健康保険料等徴収嘱託員、それから外国語指導助手、この2件については会計年度任用職員としての位置づけになります。それから、地域おこし協力隊員は私人という位置づけになりますので、この8件は非常勤特別職から除外をされます。

次に、別表に追加をするものとして、現在、地方行政の中で、委員等の位置づけをされているものに明記をすべきものということで、法律及び条例等に設置根拠があり、専門的な知識、経験等に基づいて助言、調査等を行うものに該当するというので、表彰選考委員会委員から、次ページのいじめ等学校問題対策チーム委員までの15件の委員が非常勤特別職になりますということでございます。

それから、最後に、10ページの最後のほうに名称変更として、心身障害児就学指導委員会委員がりましたが、これは名称変更といたしまして、学校、学校じゃない、失礼しました、

教育支援委員会委員ということになります。

附則といたしまして、この条例が令和2年4月1日から施行ということになっております。

この改正によりまして、来年の4月1日から予算の計上の仕方が変わりますので、改めてその部分についてもお知らせをしておきます。

まず、特別職となったものについては、これまでと同様で、1節の報酬。それから私人となった場合については、私人とはいえ、委嘱をするものもあると思いますので、そういったものについては、謝礼、報償費ですね。これまでは、現在の予算で8節に計上されます。それから、私人といたしましても、委嘱ではなくて今度は委託という形をとる場合もありますが、その者については13節の委託料に計上するということになります。

以上が本改正条例の概要でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほどは失礼しました。

6ページを見てください。単純な疑問なんですけど、投票立会人と期日前投票立会人の時間給料が780円と書いてありますけど、この間、10月には長崎県最低賃金が790円だと思っておりますよね。それともう一つは、投票立会人で7時から、朝7時から夜の8時まで約13時間あられるわけなんですけども、そのときに、その8時間が普通のあれですけど、通常の場合ですよ、その3時間は残業として別に手当はつかないわけですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その最低賃金のことについては、ちょっと私たちも、この報酬の時間単価との関係をちょっと精査いたしておりません。非常勤特別職の報酬の額については委員会で審議をするということになっておりますので、この件については、ちょっと調査をして、しかるべき対応をすべき項目だろうと思いますので、ちょっと時間をいただいて、必要であれば、報酬審議会を開催をして改定する。もしくは必要ないかもしれませんが、それはちょっとこう必要性をもう1回確認をさせていただきたいと思います。

なお、今回はちょっと額のところまで精査をいたしておりませんが、条例の改正等の趣旨

としましてはどの委員を特別職とするか、この点について御審議をいただきたいと思います。

それから、時間外の考え方ですね、についてですけれども、投票、特に選挙事務に関しては、時間外という考え方はちょっとこの報酬の中ではありませんので、割り増しの部分については規定はありませんので、時間が、通常の職員の時間外と同じような勤務になった場合であってもこの単価になるということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

関連でございますけれども、先ほど説明がありました立会人の時間給の780円が長崎県の最低賃金よりも以下だということについての御答弁が、質問があつて、その答弁をされているんですけど、これ自体、議案自体は全ての面において一括した議案として出されていると思うんですよ。これ自体が違法性があるということであれば、この議案は取り下げたらどうですか。

○議長（今井泰照君）

しばらく休憩します。再開時間は後にお知らせします。

午後2時44分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長から提出された議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、撤回したいとの申し出があります。

議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回の件について、追加日程第1として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回の件について、追加日程第1として議題とすることに

決定しました。

追加日程第1 議案第69号

○議長（今井泰照君）

追加日程第1. 議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回の件を議題とします。

議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回の理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

本議会に提案をいたしておりました、議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては、審議をいただいておりますが、委員報酬の中で、最低賃金との関係での御質問がございました。それらを十分精査をして上程していなかったということございまして、大変御迷惑をおかけしております。

そういったことで疑義が生じたので、一旦ここは撤回させていただきまして、今後、十分精査をし、来年4月1日からの施行でございますので、令和2年度は1回、3月議会に改めて提案をしたいというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

本当に皆様方には大変御迷惑をかけました。今後こういうことがないように十分反省をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回の件を許可することに決定しました。

日程第13 議案第73号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 議案第73号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第73号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、波佐見町公共下水道条例に規定する排水設備指定工事店の指定の基準を改正するものです。

改正内容については、新旧対照表で説明をいたします。対照表をお願いします。

まず、中ほどにあります指定の基準、第6条の3の（4）のAにあります「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続の決定を受けて復権を得ないもの」と改めます。それから、エに「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適性に営むに当たっての必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの」を加えるものです。

それで、一番上に戻りまして、指定の申請のところの第6条の3の（1）、次条第1項の第4号「Aからエ」とあるところを「Aからオ」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行する。経過措置といたしまして、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の波佐見町公共下水道条例第6条の第1項第1号の規定により行われた旧条例の第6条1項の規定の取り消しの効力については、従前の例によるとします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第74号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第74号 波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第74号について説明をいたします。

議案第74号 波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事請負契約の締結について。

令和元年11月に公募型プロポーザル企画提案方式で事業者の選定を実施した波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

別紙といたしまして、契約の目的、波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事。

契約の方法、公募型プロポーザル方式による随意契約。

契約金額、2億9,975万円。

契約の相手方、諫早市津久葉町5-130、西部電気工業株式会社長崎支店、支店長堀田泰彦。

次のページ、2ページをお願いいたします。波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事の内容でございます。

工事期間は、令和3年3月19日まで。

工事場所は、波佐見町全域。

予定価格は、3億1,364万800円、これは税込みの金額です。

工事の概要については、自治会所有の有線放送設備を廃止し、自治会には基地局と各世帯に戸別受信機を設置することにより、町からの防災及び行政情報並びに自治会等からのコミュニティ情報を音声により伝達を可能とする。

別添としまして、4ページにシステムの系統図を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

なお、工事の内容でございますが、まず基地局といたしまして、各自治会の公民館22局、それから再送信局8局、これは通信が直接町から行きにくい、届きにくいものについては、途中で中継局を設けますので、その再送信局が8局ということです。それから、戸別受信機はデジタル戸別受信機が4,700台、外部アンテナは90機を想定しております。それから、既設の同報系子局の改造22局も必要となっております。それから、加えましてJアラート放送連携ということで、小中学校の4機については放送連携装置を設置をし、戸別受信機アンテナ、既設設備の改造等を実施いたします。また、地域コミュニティ無線監視制御システムといたしまして、役場に1機、それから基地局に22機を設けることで設計をいたしております。

それから、次のページの3ページでございますが、見積もり結果一覧表としてつけております。入札の方式は、先ほど申し上げました公募型プロポーザル方式、それから予定価格としましては、税抜きで2億8,512万8,000円といたしております。なお、今回のプロポーザル方式に応募の業者は1社のみでございましたので、見積もりの提出があったのもこの1社のみとなっております。

系統図については添付のとおりでございますが、不明等な点があれば御質問いただければと思ひます。

以上が、議案第74号の概要でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、今回公募型のプロポーザル方式ということでされておるわけでございますけれども、まず、これにされた理由ですね。それから、公募型であるわけですが、見積書の提出が最終的に1社しかなかったということで、公募型と言いながら、1社しかなかったというのがどのようなことが考えられるのか。恐らく、場合によっては機種選定とか、そういった

のが厳しかったんじゃないかなという気もいたします。そして、また、公募の期間はいつからいつまでされたのか。そして、この選定に当たってどのような選定をされたか。いわゆる内部だけでされたものか、外部も交えてされたのか。

以上をお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、まず、プロポーザル方式を採用した理由でございます。

まず大きな要因は、工事内容の特殊性、これを重視いたしました。今回、戸別受信機は、波佐見町の場合は特徴的なものがございまして、町からの放送のみではなく、各自治会からのコミュニティの放送ができるものということでございまして、非常に特殊なもの、業界の中では非常に特殊なものということでございました。

また、文字のデータの送信だけではなくて、放送卓、要するにマイクがついた放送卓からの音声の放送であるということ。それから、町のデジタル放送をコミュニティ無線による戸別受信にできること。それから、建築や土木工事と違いまして、業者が保有する機器の機能等に差があり、その特殊性を業者の提案書で審査できること。それから、これらの技術を持っている業者数が少なく、指名競争に付する業者数、指名競争の場合でいけば、金額の要件で8社の事業者の確保が必要だったのですけれども、その確保が難しかったこと。こういったものが理由として挙げられます。そういう理由をもって公募型のプロポーザルといたしたところでございます。

なお、見積もりに関しては、まず1社だけしかありませんでした。というのは、公募の期間を、設計ができ上がりましたのが9月の30日でございます、起工が、10月の7日に起工をいたしました。公募を開始いたしましたのが10月24日、そして、まず参加されるかどうかの申し込み、この受け付け期限を10月の30日といたしました。11月の12日までを企画提案書の提出期限、それから見積書の提出期限といたしております。したがって、10月の30日までの参加申し込みがあったのが1社のみであったということで、見積書も1社のみということになりました。

それから、選定の方法につきましては、提案をしていただきました企画提案書と見積書の内容等について、業者からプレゼンテーションを受けております。プレゼンテーションが11月の15日に実施をいたしました。なお、実施に当たりましては、選定評価委員会を設置いた

しております。この委員には7名を選出いたしております。7名は外部の方についてはおりません。役場の内部の職員で選定をいたしました。総務課長、私と、それから過去に防災行政無線の設計、あるいは構築に携わった職員、それから財政担当、それから現在の防災行政無線の担当職員の、合わせて7名で委員会を設置して、プレゼンテーションを聞いて、審査をしたという経過になっております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

いろんな今回の本町の持つ行政無線の特殊性というふうなことで、ある程度、この方式とか機器が限定されたというところに、1社見積もりというのが原因があろうかと思っておりますが、その中で最終的にプレゼンテーションがありまして、選定委員会ですね。これをいわゆる職員のみでされたということ。これは例えば外部の専門家とか、そういうところを入れられる予定は全くなかったんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

外部の専門家については、私どもの中ではありませんでした。ただ、最終的には自治会が運営をされる部分もございますので、自治会のほうからも少し出ているかなという考えはありました。ありましたけれども、自治会のほうにつきましては、ここ1年数カ月、業者のデモンストレーション、それから内容等のアンケートの調査等々を行ってきましたので、業者の選定に当たっては、そこまで必要性を認めなかったということで含めておりません。

それから、これまで業者の選定に当たりまして、いろんなというか、業者からのアクションといいますか、業者の提案等も個別にあっておりました。業者数そのものはそれほど多くなかったんですね。何社か、数社ありまして、自治会長会の中でもデモンストレーションを行ったのは2社に過ぎなかったというような実態もありました。専門の業者関係について入れることを考えなかったのは、実施設計を行った業者が、いわゆる専門的な知識等を持っておりましたので、そういった実施設計を行った事業者の意見といいますか、いろんな情報を得ながら職員のみで審査に当たったという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

結局、ここの西部さんですかね、こちらのほうが設計もし、そして入札されて、実際に施

工ということになるわけですかね、提案書どおり。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

実施設計を行ったのはこの業者ではございません。実施設計は東京都にございます一般財団法人高度映像情報センターという、これは現在、波佐見町が、日本無線が設置をいたしましたデジタルの防災行政無線、こちらの設計のほうにも携わった業者が設計をいたしております。施工と設計は別でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

1社だけの見積もりということなんですけれども、この価格についての適正性というのか、そういうものはどのように判断されたのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず工事の価格の積算ですが、先ほど申しあげました高度映像情報センターが9月末までに行いました実施設計書、その実施設計書に基づく額がまず基本ということでございまして、実施設計では、資料の2ページに載せております予定価格3億1,364万800円、これが実施設計の設計額でございます。それに対しまして見積もりを提出いただいた額がその金額になっておりますので、適性ではないかという判断をいたします。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

公募型プロポーザル方式ということでして、方法ですけど、公募という部分については、どういう公募の仕方をされ、その公募の範囲はどのような範囲に公募を用いられたのかというのをお聞かせください。

もう一つは、業者が自治会長会議などでデモンストレーションをされたと、2社ぐらいいらっしまったということなんですけれども、今回1社。デモンストレーションをされた業者の中に

今回落札されている西部電気工業株式会社があったということでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、公募の範囲でございますけれども、公募は掲示板による告知ですね、公示をいたしております。それから、ホームページのほうに掲載をいたしております。範囲といいますのは、特段範囲を限定をしておりません。ホームページですので、世界中見れるというようなことになっております。

それから、デモンストレーションを行った事業者は2社だけでございますけれども、可能性のある業者はもう少し多かったと思っております。

それから、今回、見積もり、公募型に応募された事業者もデモンストレーションを実施されている業者です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

この入札された、落札された西部電気工業は、そのデモンストレーションは何回ぐらいされていますか。その自治会長並びにあちこちされたというふうなことをお聞きしていますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

回数をはっきり明確には覚えておりませんが、恐らく2回はされた。1回は多分アナログの受信機が1回された後、その後、デジタルの機械も出てきましたので、恐らく2回はされたと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

最終的に実施設計をされて3億一千何万という形で、公募型プロポーザルの形で見積もりを出されるのは2億7,250万。これはもう1回きりの向こうから提案された金額で、この金額までいく間には交渉とかかれこれというのは全く存在しないんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

価格等の交渉については、実質3回行っております。公募型プロポーザルで、あくまでも

見積もり、入札ではなくて見積もりということでございましたので、内容の精査、特に審査に当たっては、私たちが求めた設計といたしますか、工事の内容になっているかどうか、内容を逐一精査をいたしまして、3回の交渉を行っております。その中で価格につきましても、保守料、それから今回の工事費を含めまして、ずっと中身を詰めていっております。

最終的に見積額よりも少し、55万程度少ない金額になってはおりますけれども、内容の精査の中で、今回はもともと最初の実施設計の段階では戸別受信機の対応を、2台目のスピーカーを設置できるものを1,000台ということで提案してくださいということで設定をいたしておりました。実質、設定をされてこられたのも、見積もりをされたときも、その1,000台でこられたのですけれども、最終的に価格等の交渉、あるいは業者さんの提案の中で、いわゆる特注部分、スピーカーを1台追加する場合については特殊な加工が必要だったんですけども、それが大体1,500円程度、1機当たりかかるのですね。その分を大体1,000台で見込んでおりましたけれども、最初はその1,000台で見積もりがありました。ただし、交渉の中で、その設置に付加をする部分の1,500円相当分を4,700台に全部つけましょと。これはメーカーさんが作製をする際にも効率的だということで、そちらのほうがメーカーもつくりやすいということだったので、全4,700台につけていただくことになりました。その4,700台については、本来ならば全て1,500円必要なんですけれども、1,500円相当分は、それまではもう求めませんということでしたので、3,700台相当分についてがちょっと価格が安くなったということで、六百数十万程度が安くて工事が発注できるということになったところもっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

内容、構築方針についてちょっと確認したいんですけど、一番最後のシステム系統図を見ながら伺いますんですけど。今、私たちの連合班だと、自治会の公民館よりもさらに小さいセグメントで機器が置いてあって、そこから放送がされている。地区によってはそういう形で運用されている地区もあると思うんですけど。この場合で、22の郷の会館から各郷には普通に今までどおり放送が流れると思うんですけど、それよりも小さい区切りですね。例えば、エリアで放送されている地区が今存在していると思うんですけど、そういう対応はこれ

はできるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、発信に関することから申し上げますと、これまで恐らく、濁淵の部分だろうと思いますが、宿のコミュニティセンターと個別に濁淵にもその放送卓があったということになっておりますが、今回はその放送卓については各自治会に1カ所のみといたしております。個別の放送卓については、設置をせずに、電話による放送を可能としておりますので、電話から基地局、自治会の放送卓にアクションをとって、アクセスをして放送をするということになっております。

宿からの一部要望等で放送卓を戸別につけてくださいということもあったんですが、配線が実線が必要であるということ、それから設置に関しては100万単位ぐらいで、少し費用が高くなるということもありましたので、その方法は採用せず、電話機につないで放送していただくということにしております。

それから、受信側です。今度は一斉に1自治会全てに放送するのは何ら問題ないのですけれども、例えばその中の1連合班だけ放送をしたいということについては、技術的に可能でございますので、放送をする際にグループの選択ということにしておりますが、グループの選択をすれば、個別のエリアだけ、小さいエリアだけ放送をするということも可能になっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

デジタル無線に変わるということですから、一番いいことですけど、ただ、順番はどうやって設置されていくんですかということと、その間、二元放送をするんですか。今のシステムと新しいシステムと、二元放送をされていくんですか。令和3年の3月には当然移行はされるでしょうけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

各自治会の優先順位に関しては、今のところまだ決めてはおりませんが、まず1点出てき

ているのが、2自治会がケーブルテレビの線を撤去しなくちゃならないということが出てきておまして、そうすると、この戸別の受信機を早目に設置をしたいという要望も出ております。そういった部分については、少し早めに着手をしようかということで、計画はいたしております。

それから、各自治会によっては現在の有線放送の設備が老朽化をして、少し調子が悪い、あるいは聞き取りにくいとか、そういう状況が出ているところもありますので、老朽化のぐあい、あるいはその故障の出ぐあいを判断しながら、自治会の優先を進めていきたいと思っておりますが、今後の工事の工程からいきますと、各世帯の設置の始まりが来年の6月からになりそうです。6月から翌年の3月、恐らく2月ぐらいまでには終わるんだろうと思しますので、そのぐらいの期間を設定いたしておきますので、その範囲の中で、期間の中で順位を決めてやっていこうという計画です。

それから、設置をした自治会ごとに運用をすることは可能です。ただし、戸別の受信機と、現在有線放送で受信をしているものを併用、並行での運用は考えておりません。戸別の受信機を運用するときには、もう有線の放送は遮断をしたいと、どちらかで運用をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう一つ、肝心なことがあるんですけど、令和3年の3月に完成をするということですが、その間、今までの受信機ですね。これが故障した、修理をしなきゃいかん、どうしても。その場合の手当てのことはどういうふうにされるつもりですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

工事の期間中であっても、現在の有線放送は運用をされていきます。したがって、運用期間中に故障、あるいはトラブル等があった場合については、これまでと同様な形で町としても対応していきたいと思っております。故障の範囲は、今のところアンプの故障というのが非常に多いのですが、アンプの故障につきましては町の管理の範疇になっておりますので、そこまでは町も実施をいたします。

なお、各自治会によって、工事はまだ終わっていないけれども、有線放送の線関係の配線がちょっと乏しくなったとか、故障したとかということについては、非常に微妙なところでは

けれども、その部分については自治会の判断で、修繕をされれば、これまでの地域振興事業補助の対象となりますし、されないということになれば、しばらくちょっと聞けない期間が発生するとか、そういうことはあると思いますけれども、最終的な判断は自治会にお任せをしたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

その上で、突然故障しますよね、今までのやつは。だから、今では地域振興補助金を申請する、今月で締め切りですけども、途中、5月、6月になった場合に、その場合はすぐ対応していただけるのですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

自治会の有線放送の故障ということでよろしいですか。

○5番（北村清美君）

修繕をしなきゃいかんですね。故障を直さないと。

○総務課長（村川浩記君）

現在の有線放送ですね。現在の有線放送の故障関係については、先ほど申しましたとおり、これまでどおり自治会の管理の部分に入っていきますので、自治会の判断でやっていただく。あるいは、アンプまでの故障の部分であれば、町の管理の範疇ですので、町も対応はします。

○5番（北村清美君）

議長。

○議長（今井泰照君）

3回ですけど。

城後議員。

○2番（城後 光君）

済みません、ここに直接出てこないんですけど、回線の話なんですけど、これは役場の親局側と各自治会の基地局側というのは、線がはわされるということなんですけど、これの防

災行政無線専用のネットワークになるんですか。何かほかに、例えば通信があるときに使えるようなものなのですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、系統図の内容をちょっと説明をいたしますと、波佐見町、町の役場から各自治会への通信は無線です。ですから、現在、日本無線という業者が設置をしたデジタルの防災無線の発信をします。それを、ここの基地局設備というのがありますけども、それで受信をします。その受信した情報を公民館局の中にある操作卓を通じて、今度はコミュニティ無線のほうに変換するわけですね。無線の内容が、種類が違う。町から発信する情報はデジタルの周波数が違うもの。それから、さらにそれを加工して、今度は基地局から各世帯に無線で発信をするという形になっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号 波佐見町防災行政無線戸別受信機整備工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第75号

○議長（今井泰照君）

日程第15. 議案第75号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更について

てを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第75号について説明をいたします。

議案第75号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更について。

令和元年6月18日付で請負契約をした波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和元年12月9日提出。

提案理由でございますが、波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものでございます。

別紙をお願いをいたします。

今回の変更でございますが、契約金額の変更として、現在の契約額2億5,371万5,000円に384万8,900円を増額し、変更後の契約額を2億5,756万3,900円とするものです。

今回の変更については、現在、9月上旬から本格的に既存等の改修工事を進めておりますが、既存の床、壁を撤去したところ、設計調査段階で目視できなかった基礎コンクリートに大小のひび割れが確認され、あわせて基礎コンクリート土台の木材、その上に載っている柱の連結部分にも想定より簡素な箇所が確認され、設計上の十分な強度が確保できないため、変更点が四つございますが、一つ目として、基礎コンクリートの補修工事24カ所の追加。二つ目として、基礎コンクリートと土台となる木材との連結を緊結金物というT字型の金物でございまして、この補強を100カ所。そして、基礎コンクリートと土台となる木材の連結、同じ目的なんです、場所によりまして、ケミカルアンカーと言いますが、これは化学樹脂を木材のほうに注入しまして、済みません、基礎コンクリートに流し込みまして、化学反応でかたくなる過程でボルトを打ち込む固定方法でございまして、これを203カ所追加。そして四つ目でございますが、老朽した木材の確認に伴う交換木材の増となっております。

以上で、議案第75号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

今回380万8,900円の増額という変更でございますが、まずお伺いしたいのは、その変更せんばいかん箇所判明したのはいつごろなのかということと、現在までその工事は、例えば工期の関係で進められているのか、この基礎部分、それとも今回の議決が経るまで待っていたか、そのところをお伺いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど申したとおり、9月上旬から本格的に改修工事を行っております。その過程で、床、壁を全て撤去したところ、やはり設計段階で目視ができなかったところがわかりましたので、その時点で判断をしております。

一方、どうしても工期の都合がございます。現在も進行中でございますが、やはり一部施工をしているところがございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

私、建設業の出身ですから、たまにそういう変更について話をお聞きするのですが、中には議会の議決が終わるまで待つて下さいという担当もおりますし、その順位はまちまちでございます。できれば、やっぱり業者の関係としましては、1日も早く進めたいのが業者の考えでございますから。今回、見てみますと、金額も1%ちょっとという軽微なところでございますよね。できれば、今後、今の決まり事でいくと、5,000万以上の工事は変更のある都度こうやって提示しなければならないということでしょうか、できれば、もう少し申し合わせ事項なり、ちょっと考えていただいて、例えば何%までは、その予算の範囲であれば、まあまあ施工を優先して進めるというふうな取り決めがあっても、この事態はいいのじゃないのかなと思っておりますが、そういう考えについて検討される、今後まだこの工事は続きますから、軽微な変更のあるたびにこういう議決を、議案を出しても大変でしょうから、そういう観点から見ればいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ただいまご提案いただきました内容については、もう1年以上になると思いますけれども、以前、全員協議会のほうでも説明をいたしたものがございます。軽微な契約の変更、あるいは条例の改正等についても、例えば引用条例の改正のみであるとか、そういったものについては提案をさせていただいておりましたけれども、その後、進展をしていないという経過がありますので、十分そのあたりのことについては、こちら、執行部のほう、それから議会のほうとも協議を重ねて、そういった条例の制定なり、もしくは議会の中で議決していただくという方法もあるようがございますので、十分議会と執行部側とすり合わせた上でそういった決まり事をつくっていただければ、そういうことはできると思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

この12月議会の冒頭に、町長が初日に提案要旨の説明をされました。その際説明の中に、いろんな事業も順調に進んでおりますと。歴史文化交流館の事業も順調に進んでおりますと。全然順調じゃないじゃないですか。変更しなくちゃいけない。どういう意味で冒頭の提案要旨の説明に順調という言葉を使っておっしゃったのか、意味がわかりません。御説明をお願いします。

もう一つは、設計の段階でわからなかった。壁とか床とかに関してわからんやったと。目視で判断できません。こういうことばかりやっているじゃないですか、工事関係については。もうね、これまでもお決まり事ですよ、変更。その都度言っているじゃないですか。もう当時から、もう町の町有財産になっとるわけですから、床も剥いでみればいい。何でそがんことせんとですか。工事はしかかって、やっとなら剥いでみたらって。剥いでよかじゃなかですか。後づけばかりこういうことをされていますよ。もう4カ所の理由がありますって。提案理由の中にはこの部分の。ほかに誰もわからんわけですよ、口頭で言われても。口頭で言われてもどういう状況なのかというのは、議会には。それなりの形でわかりやすい書類をつけて提案すべきじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今回の議会の開会の冒頭で町長が説明いたしまして、公共事業は順調に進んでいると説明

いたしましたけど、そういう問題が出てきても、協議をしながら進んでいるというふうな意味で、もし工事がストップするようなことがあれば、それはそういうふうには表現しないんですけれども、協議をしながらでも進んでいるというような状況を鑑みて、そういうふうな発言になったというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず設計段階では、和室の畳を剥いで基礎のほうは確認をいたしました。そういったことで、基礎の構造は設計段階に把握して、それが全体に波及しているだろうということであったんですが、北側の棟、住居の棟でございますが、そこについて剥がしたところ、和室は幾分簡素につくりがなっていたということで、冒頭申したとおり、設計強度が十分確保できないということで、今回の設計変更になっております。

一方で、全て剥いではどうかということでございますが、やはり全て剥ぐには、設計の金額が膨大になります。やはりこういったことは現実的ではございませんので、施工しながらという場面も当然出てくるものというふうに、こういった既存棟の改修、昔の民家を改修するとなれば発生するものだというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

続けて。

○教育次長（福田博治君）

資料については、持っているものがあれば、内部資料でございますが、提供することは可能でございますけれども。

○4番（三石 孝君）

提供してください。

○議長（今井泰照君）

今、準備できますか。

○教育次長（福田博治君）

できます。

○議長（今井泰照君）

暫時休憩します。

午後4時18分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、お手元の資料でございますが、これは内部の決裁を受ける際に私がつくったものでございます。大変基礎工事といっても幅が広うございますので、内部決裁を受ける際につくったものということでございますが、概要については、概要と請負金額の内容については私が説明したとおりでございます。

3番の工事の概要も、文言等についてはここに書いてあるとおりでございまして、それぞれの金額の内訳も記載をしているとおりでございます。

4に参考資料ということで、木造建物の床下構造ということで図面をつけておりますが、こういった構造になっておるわけでございますが、基礎コンの上に土台となる、基礎コンの上に横に据える木材、これと柱の連結が想定より簡素だったということでございます。当然柱については、ほぞ組みという、専門用語ですが、木材の穴をほがして木材を挿入するという事になるかと思いますが、そこを一般的に金物等で補強するということが多いそうでございますが、それが若干数が少なかったということでございます。

左下に緊結金物、そして、右側のほうにケミカルアンカーの施工例ということにしておりますので、御参考にしていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

資料はあったら最初から出したらどうですか、後出しせんで。それと、こういう形で、御説明の中では、最初に剥いでその調査をしたら高くなるかもしれないって。この調査自体のどれぐらいかかるっていうのは、管理委託をしている設計会社がやったんでしょう。最初からやっとけばよかわけですたい、こがん補正せんでよかごて。それを言っているんじゃないですか、以前から。全く効果がないじゃないですか。そのときはそうしますというような形の発言されてですね。実際工事をやると、いつもいつも変更工事の、もうお決まり事ですよ。いつまでこういうことをされるんですか。

だから、そこら辺を考えてですよ。今回の見積もりだって、実際やられたのは設計業者な

んでしょう。どうなんですか。今実際工事に入っているその請負業者がやったんですか。そのまま出した金額をこの金額として384万8,900円出したんですか。どっちですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

若干重複する部分があるかと思いますが、まず、和室の畳、床板を全て剥がして設計は確認をいたしました。大きく建物が南の棟と北の棟でございますが、その辺は剥がせるちゅうか、できるところは目視をしたところでございますが、やはりこういったものは全て剥がないとわからないというのが実情です。これをやるということは工事と重複をいたしますので、設計段階でそれをやるというのは、重ねて申し上げますが、現実的ではないのかなという判断でございます。

設計については、当然、設計会社がこれは設計を組んでおります。一方で、施工に当たって、やはり施工会社のほうからも、こういったことで基礎は補強をしたほうがいいというアドバイスもいただいております。

変更について毎回お叱りを受けるわけでございますが、これを臆して変更工事をしないということも選択肢になりますが、これが果たして長く使う公共物としていいかどうかというのは、やはり十分論議が必要じゃないかなと思います。私どもとすれば、やはりこの建物を長く丈夫に使うために、やはりわかった箇所はしっかり補強をさせていただきたいということで考えております。

○4番（三石 孝君）

うちがしたんですか、計算を。

○教育次長（福田博治君）

計算は、設計会社が積算をしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

設計会社が設計して、工事になったちゅうことは、最終的に一緒です。最初にあるべきだったんですよ。もうもう当然のごとく、もうそういう形に入っているんですよ、もう考え方が。当然、決まり事として変更ありきという考え方をお持ちになったから、こういう形に

なるのは当然なんです。当然のごとくして御答弁されている。

だから、こういうことがないように努力してくださいということを従来から言っているじゃないですか。それができますかと、そういうふうに努力しますというのを回答されているにもかかわらず、なぜ同じことを何度も繰り返されるんですかということを知っているんですよ。

だから、そういうことを踏まえて、この問題においても、いろんな形で、たった1.5%ですよ、2億5,371万5,000円の。この請負契約ということ自体は、その請負金額の範囲内でおさめていくのが基本で、請負契約もいろいろありますが、そこを遵守して工事関係者とすり合わせをしながらやっていかないと。最初は2億4,000万でいきます。今度は全体で4億1,000万。いろんな議会のほうもアドバイスをしながら来ているじゃないですか。全然膨らむ一方じゃないですか。29年の3月、議会でも、いろんな形で協議がされて、これ以上金額が増えるんじゃないかということで心配されてあの結論が出たわけじゃないですか。にもかかわらず、また提案をされ、議決されましたけども、また一緒のごとしとるじゃないですか。どう思いますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

以前の答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、私のほうとすれば、変更はあるということでも以前も御説明したつもりでございます。こういった建物を改修するということについては、全て、やはり改修ができる状況、撤去をしないとそういった状況がわからないことはあり得ます。それを全て設計段階ですということとは、もう工事に着手するということと全く変わりません。ですので、やはりこういった古い建物を改修する限りは変更が生じるということは御理解をしていただきたいと思います。私どもも変更がないことにはこしたことがございません。しかしながら、やはり変更箇所がわかった限りは、やはり手だてをして、この建物をちゃんとしっかりした強度で長く使えるようにするということが基本ではないかというふうに考えております。

やはり今後も変更は、私は出てくるというふうに思っております。施工段階でやはりさまざまなアドバイスをいただきます。当然設計会社の考えもありますでしょうし、施工会社の考えもあります。そこを工程会議ですり合わせながら進めているところでございますので、全て設計どおりにいくものではございません。さらに、これは公共工事でございます。全て

積算で積み上げておりますので、幾ら契約がこれで決まっているから、この分、施工会社に何とかサービスでやってくれという類いではございません。しっかり積算をやって、その対価については、施工会社さんのほうにしっかりお支払いをするということで今回御提案をしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

私は、議案第75号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更についての案件について、反対の立場で討論をさせていただきます。

議員の皆さんもよく御存じのとおり、この公共事業というのはいろんな形で議論されておりますが、これまでずっと公共事業を提案してこられた行政側の態度は契約変更ありきです。これまでも何度もこういうことがございました。東小学校プールの件、講堂の件、また今回の歴史文化交流館の件ということで、大きな工事が発注され、落札された後に、とにかく初期の段階の調査、また設計段階でのミス、それを工事が施工されている中で発見されたということで、どれも変更契約の場合は提案をされてきました。

先ほども言いましたけれども、町長は初日の提案要旨の説明の折に、歴史文化交流館の工事はと特定しておっしゃっております。順調ですと。しっかり私は聞いてメモっております。このようにおっしゃった内容がごろごろ変わって、今回みたいな提案をされること自体、真摯に行政に執行されていないという証拠じゃないでしょうか。

私はこのような行政のあり方には、今回もそうですけども、反感、真剣にやっておるのかという思いがしているのも事実でございます。

どうぞ皆さん、平成29年の3月に、皆さん方、異口同音にこれからますます増えるっちななかと。民家を改良して歴史文化交流館をつくるという案件に対してですね。そのとき出

されたのが塀の建て替えをやりますからと、3,000万を超える金額出されました。皆さんも心配なさっていたじゃないですか。どこまで膨らむであろうかと。

きょうもおっしゃいましたよ、今、次長のほうから。これからも変更はあります。これからの変更の金額はわからんわけですよ。今回の380万に限らず、500万であったり、1,000万であったりと。これでよかとですか。2億4,000万が、いや、2億4,000万、4億1,000万、また追加、変更。ずーっといきますよ。

ひとつその辺はよく考えて、今回は前契約の範囲内でおさめていただいて工事を完了していただきますように、この議案第75に対しては反対として表明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

私は、議案第75号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事の工事請負の変更について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど来、変更についての考え方がいろいろあることは皆さん御存じかと思うんですが、建設工事において、一般通例、通念の考え、業者側の立場から申しますと、変更は建設工事にはつきもんでございます。それは数量的な変更でもありますし、金額的な変更も諸所ありましょう。変更についても、増額の変更もありますし、減額の変更もあります。ですから、担当者が申しておったあけてみなければわからないというところは、建設工事について言えばつきもんでございますから、これは変更は、皆さん、あるものと思って認識をしていただいたほうが僕は賢明かと思えます。

それともう一つ、我々は予算主義でやっておりますから、必ず修正というのがございます。当初予算があって、一般会計でも当初予算があって、やってみたら増額あり、変更、減額ありということで、年度、何回も補正もしながら1年間通すわけでございますから、そういう予算主義をとっている限りでは、この建設工事においても変更はつきものだと思います。もちろん変更がない、少ないほうが結構でございますが、要は最初の予算で所期の建物を建てるというのが建設工事の目的でございますから、予算内、この契約の契約工事金じゃなくて、工事の予算、全体予算の中でおさめていただいて、よりいいものをつくっていただくという

点においては、今回の変更は賛成できるものと思いますので、賛成の立場から討論をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号 波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第16. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。よって、これから整理に要するものについては議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程はこれで終了しました。

本定例会に付されました事件の全てが終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

令和元年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後4時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員